# 川崎市臨海部防災対策計画

令和７年４月

川崎市

# 川崎市臨海部防災対策計画　目次


## 第１部　総則

### 第１章　計画の方針

第１節　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第２節　計画の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第３節　計画の修正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第４節　計画の習熟　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
第５節　計画の構成及び内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
第６節　計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
第７節　男女共同参画の視点への配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

### 第２章　臨海部の概況

第１節　臨海部の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
第２節　特定事業所等の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

### 第３章　特定事業者等の措置

第１節　特定事業者の措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
第２節　その他事業所の協力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
第３節　住民の協力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

### 第４章　本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

第１節　防災関係機関の実施責任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
第２節　本市が行うべき業務の大綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
第３節　防災関係機関等の業務の大綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

## 第２部　災害想定

### 第１章　石油コンビナートの災害

第１節　神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果の概要・・　１９
第２節　調査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
第３節　防災対策の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

### 第２章　津波・高潮災害

第１節　津波浸水予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
第２節　津波被害想定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
第３節　高潮浸水想定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

### 第３章　放射性物質等の災害

第１節　試験研究用原子炉施設の被害形態　・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
第２節　核燃料物質等の輸送に係る事故の被害形態　・・・・・・・・・・・　３０
第３節　放射性物質取扱事業所の被害形態　・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

## 第３部　災害予防計画

### 第１章　特定事業所等における予防対策

第１節　特定事業所の予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３

第２節　特定事業所以外の事業所の予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
第２章　防災関係機関における予防対策
第１節　特定事業所等に対する監督指導の徹底　・・・・・・・・・・・・・・・４６
第２節　消防力の整備充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
第３節　石油コンビナート等災害影響範囲の把握　・・・・・・・・・・・・・・４９
第４節　海上流出油等防災体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
第５節　防災訓練の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
第３章　公共施設等の安全対策の推進
第１節　道路施設等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
第２節　海岸、港湾等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
第３節　上・工・下水道施設の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
第４節　その他公共施設の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
第５節　公共事業施設の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
第６節　航空機事故における災害の防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
第４章　津波対策
第１節　ソフト対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
第２節　ハード対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
第５章　情報連絡体制の整備
第１節　情報通信設備の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
第２節　災害情報の収集・伝達体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
第３節　連絡体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
第４節　防災行政無線等の運用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
第５節　衛星通信の運用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
第６節　防災相互無線の運用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
第６章　液状化、長周期地震動対策
第１節　液状化対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
第２節　長周期地震動対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
第７章　帰宅困難者対策
第１節　市及び関係機関の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
第２節　普及啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
第３節　情報収集伝達体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
第４節　広域的対策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
第８章　臨海部事業所、市民等への情報提供
第１節　情報伝達手段の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
第２節　情報提供の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
第３節　協定に基づく情報提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
第４部　応急対策
第１章　防災組織体制
第１節　初動体制の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１

第２節　石油コンビナート等防災本部（県）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
第３節　市の活動体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
第４節　応援協力体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９
**第２章　災害情報の収集・伝達**
第１節　地震情報等の情報受伝達体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５
第２節　災害情報の連絡及び報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８
**第３章　災害の防ぎょ活動**
第１節　特定事業所等における防ぎょ活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
第２節　本市における防ぎょ活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
**第４章　避難対策**
第１節　計画の前提　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
第２節　避難の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
第３節　避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
第４節　避難の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
**第５章　救助・救急**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２６
**第６章　医療救護対策**
第１節　医療救護活動体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２７
第２節　医療救護班等の編成・活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３１
第３節　被災傷病者の収容医療施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３３
第４節　市内における医療資源等の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３３
**第７章　災害時の広報と広聴**
第１節　災害広報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５
第２節　災害広聴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７
**第８章　警戒・警備**
第１節　警戒区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８
第２節　実施内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８
**第９章　緊急輸送対策**
第１節　緊急輸送道路等の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９
第２節　交通規制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２
**第 10 章　災害救助法の適用**
第１節　災害救助法に基づく救助の実施等　・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４
第２節　災害救助法の適用基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４
第３節　被害程度の認定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４５
第４節　大規模な災害における神奈川県等との連携等　・・・・・・・・・・・１４５
第５節　救助の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４５
第６節　従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等　・・・・・・・・・１４６
**第 11 章　生活関連施設の応急復旧活動**
第１節　上・工・下水道施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４７
第２節　その他の施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４９
**第 12 章　放射性物質等災害対策**

第１節　対象となる施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５０
第２節　放射性物質等の災害対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５０

第５部　復旧・復興対策
第１章　民生安定のための緊急措置
第１節　相談窓口の開設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５１
第２節　資金の貸付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５１
第２章　公共施設の災害復旧
第１節　事業実施に伴う国の財政援助等　・・・・・・・・・・・・・・・　１５２
第２節　激甚災害の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５３
第３節　激甚法に定める財政援助等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５４
第３章　復興体制
第１節　復興本部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５６
第２節　被害状況の把握とまちづくりの検討　・・・・・・・・・・・・・　１５６
第３節　復興方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５６
第４節　復興計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５６

第６部　南海トラフ地震に係る対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５８

# 第１部　総則

## 第１章　計画の方針【危機管理本部、市民文化局】

### 第１節　計画の目的【危機管理本部】

川崎市臨海部防災対策計画は、「主要地方道東京大師横浜」以南の地区（以下「臨海部」という。）を対象とし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「石災法」という。）に基づく「神奈川県石油コンビナート等防災計画（以下「県防災計画」という。）」及び川崎市地域防災計画を受けて、臨海部の災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、本市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的な防災対策の推進を図り、臨海部に係る市民及び就業者等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

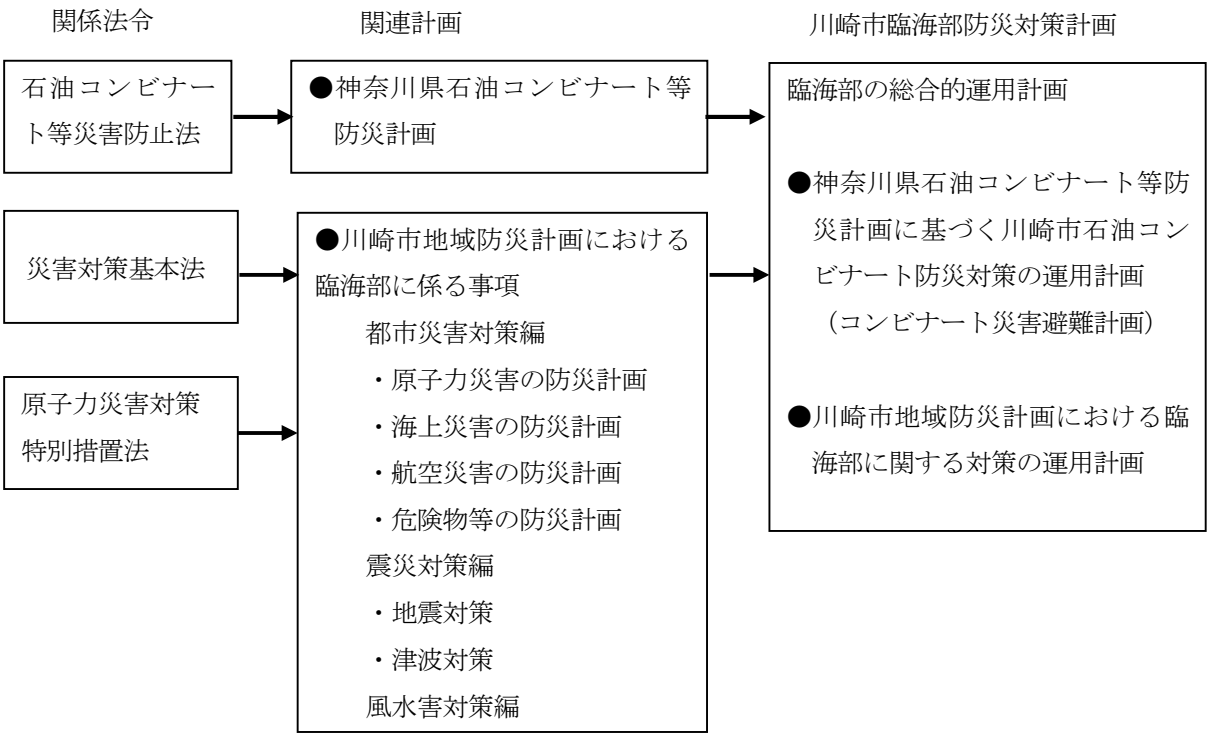


### 第２節　計画の性格【危機管理本部】

この計画は、臨海部に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の事故、地震、津波、高潮その他の異常な自然現象により生ずる災害の防止又は放射性物質等の災害並びに武力攻撃若しくは緊急対処事態に伴って発生した災害への対処に関し、県防災計画及び川崎市地域防災計画に基づき本市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業者等が実施する防災対策の運用を定めた計画である。

### 第３節　計画の修正【危機管理本部】

この計画は、石油コンビナート等災害防止法等の関連法令、県防災計画又は川崎市地域防災計画の修正

及び訓練などにより、必要があると認められるときは、これを修正する。
また、修正した場合は、これを広く公表することとする。

## 第４節　計画の習熟【危機管理本部】

市及び防災関係機関等は、平素から調査研究、教育、訓練等により、この計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。
また、市は、臨海部防災対策の総合的な推進を図るため、この計画を市民・事業者への周知徹底を行うものとする。

## 第５節　計画の構成及び内容【危機管理本部】

この計画は、臨海部防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市等が行うべき各種対策を「災害予防計画」「応急対策」「復旧・復興対策」と時系列的に配し、市の防災活動の実施等に係る基本指針を示すとともに、南海トラフ地震に係る事前対策計画を示すものである。
この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

| 項　　目 | 主　　な　　内　　容 |
|---|---|
| 総則 | 本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱等 |
| | 計画作成の目的、基本方針、臨海部の概況、市・防災関係機関等の役割等 |
| 災害想定 | 石油コンビナート災害における災害影響度及び津波災害、放射性物質災害等の概要等 |
| | 石油コンビナート災害、津波災害、放射性物質等災害 |
| 災害予防計画 | 災害の発生を未然に防止し、又は、被害を最小限に止めるため、本市及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等 |
| | 事業所の予防対策、防災関係機関の実施する予防対策、インフラの安全対策、津波対策、情報連絡体制の検討、液状化・長周期地震動対策、帰宅困難者対策、地域内の情報提供等 |
| 応 急 対 策 | 災害の発生から応急対策の終了に至るまで、本市及び防災関係機関等が行う、初動対策及び応急対策に係る措置等 |
| | 防災体制の構築、災害情報の収集・伝達体制確保、災害への防御活動(石油コンビナート等災害への対応、海上流出油災害への対応、津波対策、帰宅困難者対策)、避難対策、救助・救急措置、医療救護対策、広報・広聴の対応、警戒・警備対応、緊急輸送対策、放射性物質災害対策等 |
| 復旧・復興対策 | 被災者及び事業所等の災害復旧・復興に向け必要な措置 |
| | 社会インフラ対応、事業復旧・復興支援対応 |
| 南海トラフ地震に係る対応 | 川崎市地域防災計画（震災対策編）第６部「南海トラフ地震に係る対応」及び、神奈川県石油コンビナート等防災計画第６編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」 |

## 第６節　計画の体系【危機管理本部】

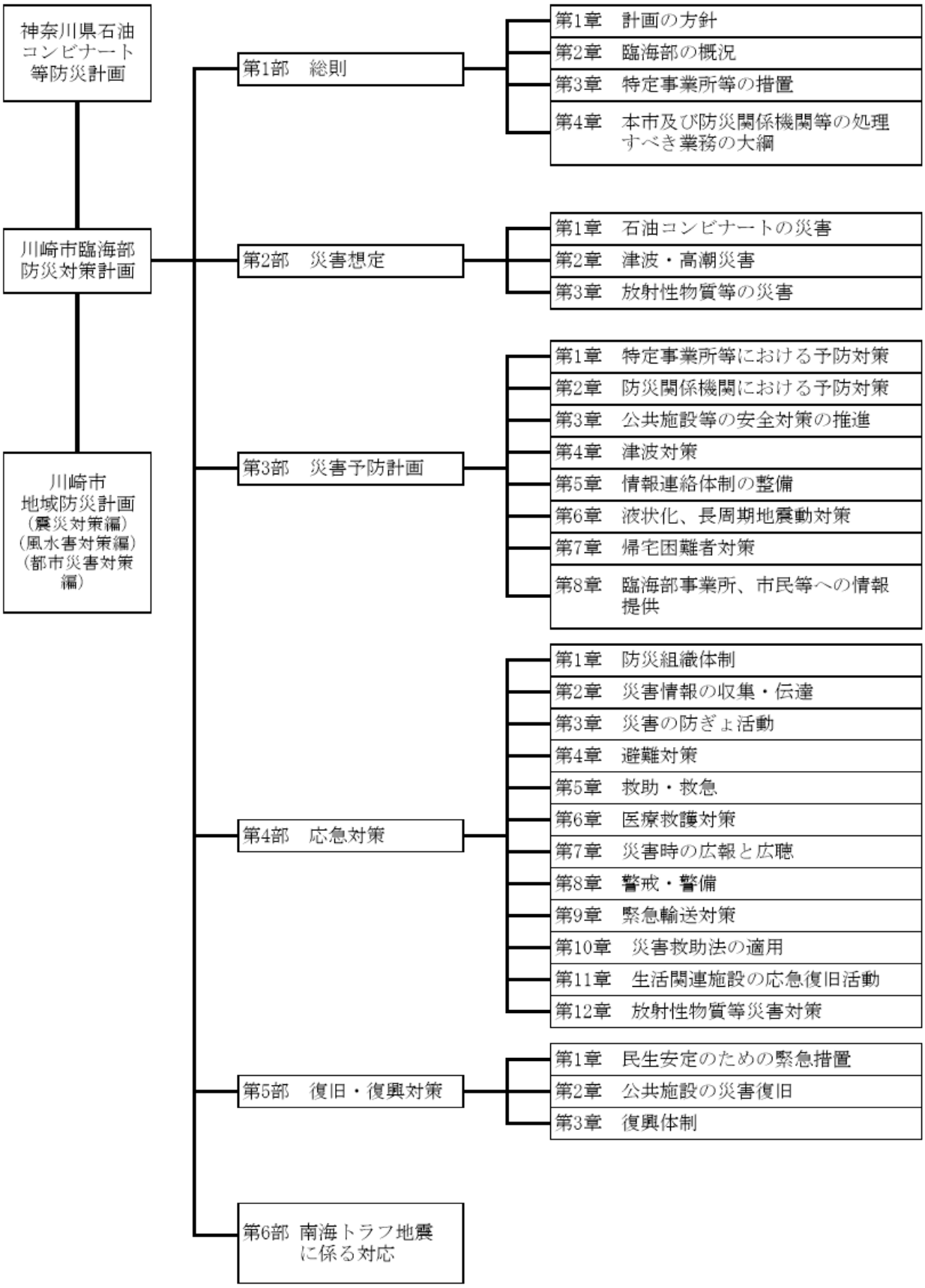


別冊　川崎市臨海部防災対策計画　資料編

## 第７節　男女共同参画の視点への配慮【市民文化局】

東日本大震災等の過去の災害発生時の経験を踏まえ、市では、この計画の全ての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

# 第２章　臨海部の概況【危機管理本部、港湾局、消防局、臨海部国際戦略本部】

## 第１節　臨海部の範囲【危機管理本部、港湾局、消防局、臨海部国際戦略本部】

１　臨海部

臨海部は、石油コンビナート等災害防止法に規定される特別防災区域を含む「主要地方道東京大師横浜」から海側の川崎市行政区域地先海面全域にわたる沿岸延長約 10 キロメートルの範囲である。

川崎港「港湾区域」約 3,298 ヘクタールを含む。区域の範囲は次表のとおりである。

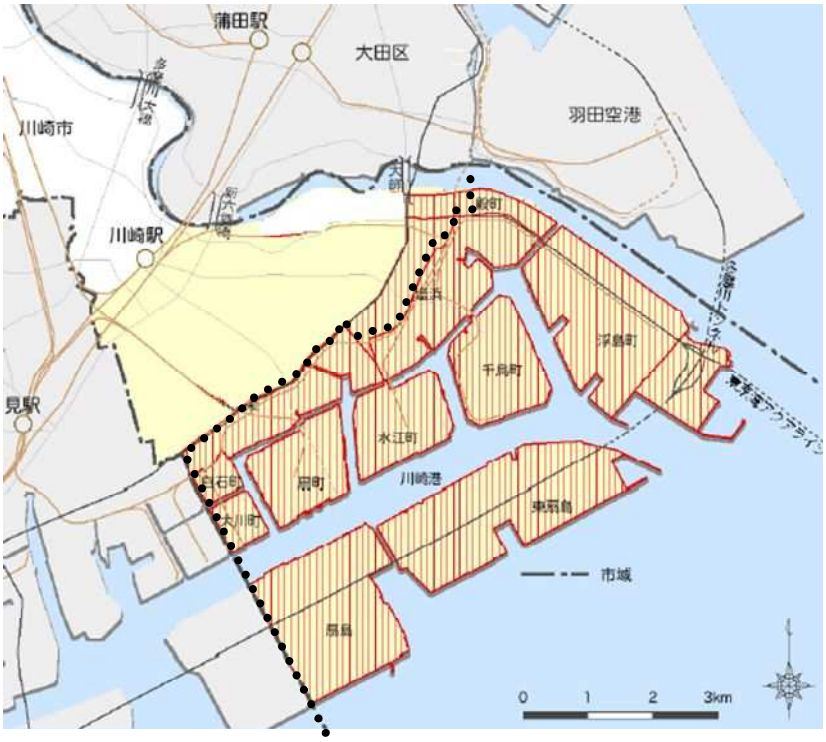


**エリアの凡例**

| | | |
|---|---|---|
| | 臨海部 | 対象地域は川崎市内における「主要地方道東京大師横浜」以南の地区 |
| ●●●●●● | 石油コンビナート等災害防止法に規定される特別防災区域 | 石油精製業、化学工業及び製鉄業等の特定事業所が所在 |

２　特別防災区域

石災法に基づく特別防災区域に指定される「京浜臨海地区」（面積３５．００ｋ㎡）のうち、川崎市内の次に掲げる区域である。（別図）

川崎市川崎区小島町

〃　田町３丁目

〃　夜光１丁目

〃　夜光２丁目

〃　夜光３丁目

〃　塩浜３丁目

〃　塩浜４丁目
〃　池上町
〃　浅野町
〃　鋼管通５丁目
〃　南渡田町
〃　田辺新田
〃　白石町
〃　浮島町
〃　千鳥町
〃　水江町
〃　扇町
〃　大川町
〃　扇島
〃　東扇島
〃　殿町３丁目 25 番１～25 番 33、26 番１～26 番７、27 番１～27 番４
〃　池上新町３丁目４番１～４番７、５番２
〃　東扇島６番１、６番７、７番、８番３、８番４、26 番３～26 番５、31 番１～31 番６に隣接する公有地に隣接する公有水面埋立地
〃　浮島町 430 番の１及び 430 番の２の公有地に隣接する公有水面埋立地、430 番の２の地先の公有水面埋立地、430 番の２の地先の公有地に隣接する公有水面埋立地、430 番の２に隣接する公有地及び 430 番の２の地先の公有地に隣接する公有水面埋立地

３　港湾区域

川崎港の港湾区域は、川崎市川崎区大川町と横浜市鶴見区安善町との境界運河（境運河）の河口中央の地点、同地点から 151 度 30 分 3,460 メートルの地点、同地点から 126 度 2,310 メートルの地点、旧多摩川口羽田灯標（北緯 35 度 32 分 6.7 秒、東経 139 度 47 分 35.9 秒）から 136 度 5,150 メートルの地点及び多摩川口における行政区画境界線終点を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに境運河（行政区画境界線以東）、白石運河、田辺運河、南渡田運河、浅野運河、池上運河、桜堀運河、入江崎運河、水江運河、塩浜運河、夜光運河、千鳥運河、大師運河、末広運河及び多摩運河の各運河水面、川崎市川崎区白石町２番地、同浅野町１番地、同夜光３丁目１番地、同夜光１丁目１番地、同浮島町 100 番地の各地先水面及び観音川入江橋下流の河川水面、川崎市川崎区殿町南東端（北緯 35 度 32 分 12 秒、東経 139 度 46 分１秒）から 43 度 30 分に引いた線より下流の多摩川河川水面（行政区画境界線以西）。

## 第２節　特定事業所等の概況【消防局、臨海部国際戦略本部、港湾局、建設緑政局、環境局】

大部分が埋立地で形成されている川崎臨海部には石油・石油化学、鉄鋼、セメント等の素材系の重厚長大産業や電力・ガス等のエネルギー産業、中小企業で構成される工業団地などが集積し、長年に渡り我が国の経済を牽引する役割を担っている。

また、首都圏の中央に位置し、高速道路網及び主要幹線道路などにアクセスしやすい交通至便地であることから、多くの物流施設が立地しており、首都圏の生活を支える重要な役割を果たしている。

近年においては研究開発型産業の集積も進んでおり、殿町３丁目のキングスカイフロントでは、ライフサイエンス分野における最先端の研究開発から新産業を創出する国際的なオープンイノベーション拠点が形成されつつある。

１　特定事業所の概況

（１）概況

本市川崎区及び横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部に位置する特別防災区域「京浜臨海地区」は、過密化した地域に施設が集約しており、全国的にみても大規模で、かつ、多数の特定事業所を擁し、石油精製業、化学工業及び鉄鋼業等を中心に形成されている。この京浜臨海地区のうち、本市区域内には４７の特定事業所が所在しており、隣接する横浜市内には２２の特定事業所が所在している。

ア　面積及び特定事業所数　（令和６年４月１日現在）

| 区分 | 区域面積 | 特定事業所数 | 第一種事業所 | 第二種事業所 |
|---|---|---|---|---|
| 京浜臨海地区 | ３５．００ｋ㎡ | ６９事業所 | ３０事業所 | ４０事業所 |
| （川崎市） | ２４．０７ｋ㎡ | ４７事業所 | ２２事業所 | ２５事業所 |
| （横浜市） | １０．９３ｋ㎡ | ２２事業所 | ７事業所 | １５事業所 |

イ　特定事業所の地区別配置・種別等

市内特定事業所の地区別の配置状況及び種別は、別表１のとおり。

（配置状況は、別図１を参照）

ウ　特定事業所における石油・高圧ガス等の貯蔵、取扱、処理量

本市における特定事業所における危険物、高圧ガス等の貯蔵量、取扱量、処理量は、次のとおりである。

**特定事業所における石油等の貯蔵、取扱、処理量**

（令和６年４月１日現在）

| 区分 | ①石油 | ②高圧ガス | ③第４類危険物（石油を除く） | ④第４類以外の危険物 | ⑤指定可燃物 | | ⑥高圧ガス以外の可燃性ガス | ⑦毒物 | ⑧劇物 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 固体類 | 液体類 | | | |
| 貯蔵、取扱処理量 | 4,324,603kl | 1,090,901,134Nm³ | 102,873kl | 28,120t | 47,276t | 17,822t | 405,314,693m³ | 4,246t | 142,210t |

エ　特定事業所における危険物施設数

特定事業所における危険物施設数は、次のとおりである。

**特定事業所における危険物施設数**

（令和６年４月１日現在）

| 区分 | 製造所 | 貯蔵所計 | 屋内貯蔵所 | 屋外タンク | 屋内タンク | 地下タンク | 移動タンク | 屋外貯蔵所 | 取扱所計 | 給油取扱所 | 移送取扱所 | 一般取扱所 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 施設数 | 77 | 1,798 | 143 | 1,497 | 14 | 23 | 9 | 112 | 390 | 21 | 35 | 334 | 65 | 2,265 |

オ　特定事業所における石油の屋外タンク基数

特定事業所における石油の屋外タンク基数は、次のとおりである。

特定事業所における石油屋外タンク貯蔵所基数

（令和６年４月１日現在）

| 区　分 | 1,000kl<br>未満 | 1,000kl～<br>1万kl 未満 | 1万kl～<br>5万kl 未満 | 5万kl～<br>10万kl 未満 | 10万kl<br>以上 | 合 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| タンク<br>基数 | 1,004 | 307 | 69 | 1 | 0 | 1,381 |

# 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所一覧

（令和６年10月23日現在）

| 地区別 | 番号 | 種別 | 事業所名 |
|---|---|---|---|
| 浮島 | 1 | ① | ＥＮＥＯＳ(株)川崎製油所<br>（東燃化学合同会社　川崎製油所、エア・ウォーター炭酸㈱ 川崎工場、日本ポリエチレン（株）川崎工場（浮島地区）、ＥＮＥＯＳグループ㈱を含む） |
| | 2 | ① | （株）ＥＮＥＯＳ ＮＵＣ 川崎工業所 |
| | 3 | ① | セントラル硝子（株）川崎工場 |
| | 4 | ① | 日本ブチル（株） |
| | 5 | ① | 日本合成アルコール（株）川崎工場 |
| | 6 | ① | （株）日本触媒川崎製造所浮島工場 |
| | 7 | 2 | 花王（株）川崎工場 |
| | 8 | 2 | 東芝エネルギーシステムズ（株）浜川崎工場<br>（（株）東芝 電力・社会システム技術開発センター浜川崎地区） |
| | 9 | 2 | 日新倉庫（株）川崎営業所 |
| | 10 | 2 | 新日本理化（株）川崎工場 |
| | 11 | 2 | 東亜合成（株）川崎工場 |
| | 12 | 2 | 興和油化工業（株）川崎工場 |
| | 13 | ① | 川崎オキシトン（株）川崎工場 |
| | 14 | 2 | 日本冶金工業（株）川崎製造所 |
| | 15 | 2 | ブルーエキスプレス（株）<br>横浜営業所 |
| | 16 | 2 | 日本コンセプト（株）京浜支店 |
| | 17 | 2 | 丸一海運（株）東京化学品センター |
| | 18 | 2 | (株)エナジー宇宙 夢の絆・川崎 |
| 千島 | 19 | ① | 日本ゼオン（株）川崎工場 |
| | 20 | ① | 旭化成（株）製造統括本部 川崎製造所 |
| | 21 | ① | ＥＮＥＯＳ(株)川崎製油所川崎地区<br>（日本ポリエチレン（株）川崎工場（南地区）・東邦（株）川崎工場・サンアロマー（株）製造本部川崎工場を含む） |
| | 22 | 1 | 東西オイルターミナル(株)川崎油槽所 |
| | 23 | 1 | 三菱ケミカル物流（株）<br>陸運事業本部川崎油槽所 |
| 千鳥 | 24 | 1 | セントラル・タンクターミナル（株）<br>川崎事業所 |
| | 25 | ① | （株）レゾナック　基礎化学品事業部<br>川崎事業所（千鳥） |
| | 26 | 1 | ＥＮＥＯＳ(株)千鳥事業所 |
| | 27 | ① | (株)日本触媒川崎製造所千鳥工場 |
| | 28 | 2 | 日本乳化剤（株）生産本部川崎工場 |
| | 29 | 2 | エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル（株）川崎工場（千鳥） |
| | 30 | 2 | 日油（株）川崎事業所 |
| | 31 | 2 | 日本合成樹脂㈱ |
| | 32 | 2 | サンケミカル㈱川崎工場 |
| | 33 | 2 | （株）ＪＥＲＡ（ジェラ）川崎火力発電所 |
| 水江 | 34 | ① | 東亜石油（株）京浜製油所<br>（次世代水素エネルギーチェーン技術研究組合（ＡＨＥＡＤ）を含む） |
| | 35 | ① | ＥＮＥＯＳ(株)川崎ガスターミナル |
| | 36 | 1 | 出光ルブテクノ（株）京浜事業所 |
| 扇町 | 37 | ① | （株）レゾナック　基礎化学品事業部<br>川崎事業所 |
| | 38 | 2 | 東日本旅客鉄道（株）<br>エネルギー管理センター川崎発電所 |
| | 39 | 2 | （株）レゾナック・ガスプロダクツ<br>川崎工場 |
| | 40 | 2 | ペットリファインテクノロジー㈱ |
| | 41 | 2 | 川崎天然ガス発電(株)　川崎天然ガス発電所 |
| 大川・白石 | 42 | 2 | 三和倉庫（株）川崎事業所 |
| | 43 | 2 | （株）レゾナック　基礎化学品事業部<br>川崎事業所（大川） |
| 扇島 | 44 | 2 | ＪＦＥスチール（株）東日本製鉄所<br>（京浜地区） |
| 東扇島 | 45 | 1 | 東亜石油㈱京浜製油所（東扇島地区） |
| | 46 | 2 | （株）ＪＥＲＡ（ジェラ）東扇島火力発電所<br>（扇島都市ガス供給株式会社扇島熱調センター(OCGS) を含む） |

特定事業所４６事業所
第１種事業所　２１事業所（うちレイアウト１５事業所）
第２種事業所　２５事業所

(注)種別欄の○付き数字は、レイアウト規制事業所を示しています。

# 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所分布図

（令和 6 年 10 月 23 日現在）

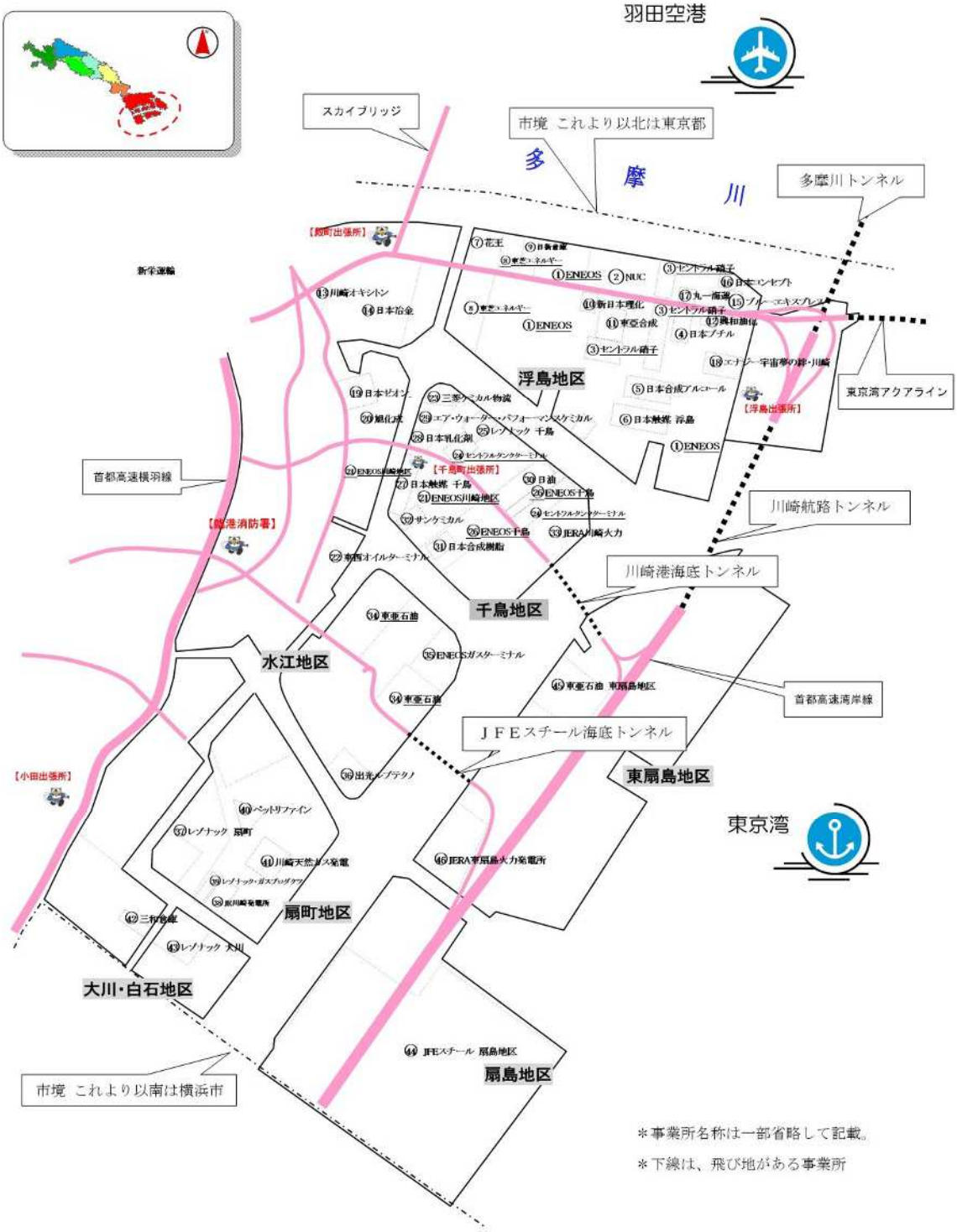

2　特定事業所以外の事業所等の概況

臨海部には、特定事業所のほかにも、多数の企業、事業所等が立地している。

東扇島内には、多数の物流倉庫が立地し、特に冷凍・冷蔵倉庫の保管能力は１００万トンを超え、我が国随一の規模を誇る。

また、かわさきファズ物流センターなどの大型物流施設や、「川崎マリエン」「東扇島基幹的広域防災拠点」なども立地している。

羽田空港対岸に位置する殿町３丁目には、主にライフサイエンス分野の企業・研究機関等が進出し、国際戦略拠点「キングスカイフロント」の形成が進んでいる。国際戦略総合特区や国際戦略特区にも指定され、最先端の研究開発が進められている。

千鳥町内には、港湾関係の官公署のほか、砂利、砂、石灰石、金属くずなどのバラ貨物を扱う港湾事業者が立地する。

そのほか、水江町地区には、事業活動から発生する排出物や副生物を可能な限り抑制するとともに、これらの再利用・再資源化やエネルギーの循環活用等を図り、環境負荷の最小化を実現することを目指す川崎ゼロ・エミッション工業団地、浮島地区には、大規模太陽光発電所や、首都高速道路浮島ジャンクション、浮島処理センターなどが立地している。

3　港湾区域の概況

（1）港湾施設

ア　航　　路　川崎航路　延長 1,880m　幅員 300m～750m　水深－12m 以上

イ　泊　　地　総面積 13,744.271 ㎡（27 ヶ所）

ウ　運　　河　総延長 20,840m

| 名　　称 | 延　　長 | 幅 | 水　　深 |
|---|---|---|---|
| 京　浜　運　河 | 6,150m | 600～700m | －2m～－12m |
| 境　　運　　河 | 1,280m | 65m | －3m～－4m |
| 白　石　運　河 | 630m | 65m | －1m～－3m |
| 田　辺　運　河 | 1,300m | 180m | －5m～－10m |
| 南 渡 田 運 河 | 980m | 70m～140m | －3m～－7m |
| 浅　野　運　河 | 650m | 90m | －2m～－6m |
| 池　上　運　河 | 1,710m | 130m～200m | －8m～－10m |
| 桜　堀　運　河 | 550m | 50m | －1m～－4m |
| 入 江 崎 運 河 | 460m | 60m～80m | －1m～－6m |
| 水　江　運　河 | 750m | 150m | －2m～－4m |
| 塩　浜　運　河 | 1,340m | 280m | －3m～－12m |
| 夜　光　運　河 | 300m | 35m～40m | －1m～－2m |
| 千　鳥　運　河 | 1,120m | 130m～150m | －2m～－4m |
| 大　師　運　河 | 2,200m | 350m | －9m |
| 末　広　運　河 | 540m | 75m～290m | －2m～－4.5m |
| 多　摩　運　河 | 880m | 100m | －2m |

エ　防 波 堤　北 防 波 堤　　延長　260m　構造　鉄筋コンクリートケーソン

東扇島防波堤　延長 3,340m　構造　鉄筋コンクリートケーソン
東扇島波除堤　延長　350m　構造　鋼管杭
南 防 波 堤　延長　608m　構造　鋼管杭

オ　係留施設　大型係船岸壁等（水深－4.5m 以上）総延長 18,891m　船席数 172
物　揚　場（水深－4.5m 未満）　公共用　総延長 752.6m
小型油槽船係留施設　総延長 130m

カ　上屋及び荷さばき地　上　屋　９棟　総面積 14,096 ㎡
荷さばき地　642,370 ㎡

（２）港勢（最近５年間の傾向）

ア　入港船舶

川崎港における入港船舶隻数は、緩やかな減少傾向にあり、平成 30 年では約 2 万 1,400 隻となっている。また、入港船舶1隻あたりの総トン数は、4,130 総トン（平成 26 年）から 4,473 総トン（平成 30 年）と年々増加傾向にあり、船舶が大型化している傾向がうかがえる。

外航船の入港船舶数については、一般貨物船が最も多く、平均で、約 558 隻の船舶が入港している。一方、船舶総トン数でみると、油送船が最も多く、平均で、約 1,600 万総トンの船舶が入港している。内航船については、入港船舶数、船舶総トン数ともに油送船が最も多く、平均で船舶数は約 8,200 隻、総トン数は約 842 万総トンとなっている。川崎港を航行する船舶は、油送船やケミカルタンカーなど危険物積載船が非常に多いという特徴がある。

イ　海上出入貨物

川崎港における海上出入貨物は、約 8,100 万トンから約 8,700 万トンの間で上下している。

輸出貨物は、約 750 万トンから約 1,080 万トンまでの取扱いで、品種別では、完成自動車が過去 5 年以上にわたり取扱貨物量第１位となっており、その他としては、化学薬品、金属くず、重油や揮発油などが主要な貨物となっている。

輸入貨物は、約 4,300 万トンから約 4,800 万トンまでの取扱いで、品種別では、LNG が過去 5 年以上にわたり取扱貨物量第１位となっており、その他としては、原油、鉄鉱石、石炭や揮発油などが主要な貨物となっている。

移出貨物は、約 1,500 万トンから約 1,700 万トンまでの取扱いで、品種別では、燃料油などの石油製品、揮発油、廃土砂、完成自動車や重油などが主要となっている。移入貨物は、約 1,200 万トンから約 1,600 万トンまでの取扱いで、品種別では、原油、石灰石、揮発油、化学薬品や完成自動車などが主要な貨物となっている。

## 4　交通網の概況

臨海部の幹線道路網は横断方向（東京～横浜）には、首都高速道路(高速神奈川１号横羽線及び高速湾岸線)、主要地方道東京大師横浜、市道殿町夜光線がある。また、臨海部と内陸部を結ぶ縦断方向には首都高速道路（高速神奈川６号川崎線）、幹線道路として一般国道４０９号、市道（川崎駅東扇島線、皐月橋水江町線及び川崎駅扇町線）がある。

鉄道路線としては、旅客線としてＪＲ鶴見線、京浜急行大師線、ＪＲ南武支線、貨物線として東海道貨物支線、神奈川臨海鉄道の支線がある。

（資料編　特定事業所数の推移）
（資料編　臨海部　町丁別　世帯数・人口　産業大分類別　事業所数・従業者数一覧）

交通網の概況図

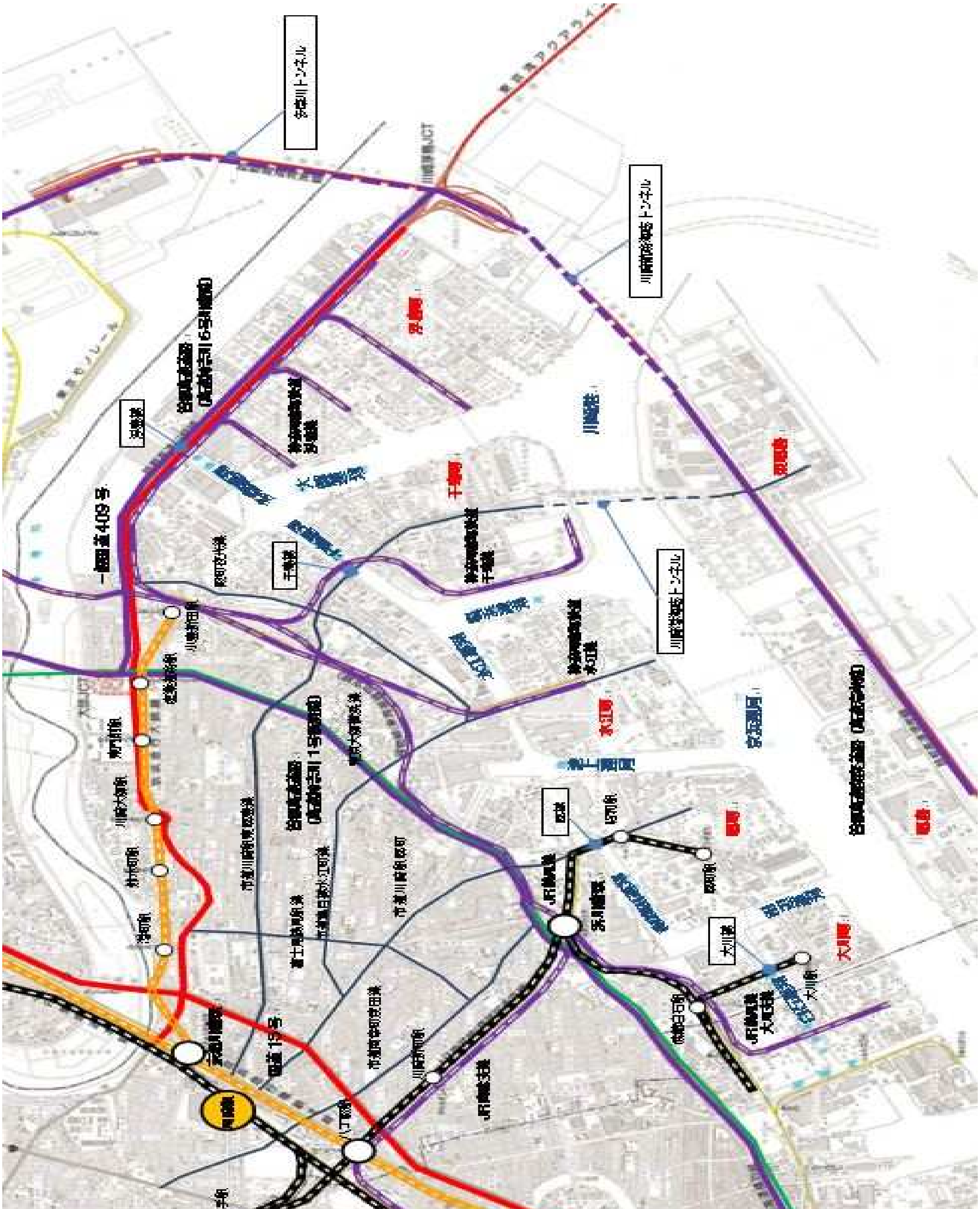

## 第３章　特定事業所等の措置【消防局、経済労働局、港湾局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部】

### 第１節　特定事業所の措置【消防局】

１　特定事業所の実施責任

特定事業所は、防災対策に関し、第一次的責任を有することから、特定事業所における災害の発生及び拡大を防止するため、自衛防災組織の整備を行い、保安管理体制を強化するとともに、他の特定事業所と相互に連携共同して地域の一体的防災体制の確立に努める。

２　特定事業所の処理すべき事務

特定事業所は次の事務を行う。

（１）関係法令及び行政指導基準に基づく関係施設等の安全管理の徹底

（２）自衛防災組織の設置整備

（３）特定防災施設等、防災資機材等の充実強化

（４）防災教育及び防災訓練の励行

（５）災害時における防ぎょ活動の実施

（６）特別防災区域協議会の整備

（７）相互応援体制の確立

（８）共同防災組織の設置・整備

（９）広域共同防災組織の設置・整備

### 第２節　その他事業所の協力【経済労働局、港湾局、臨海部国際戦略本部】

臨海部の特定事業所以外の事業所は、関係法令及び行政指導基準等に基づいて関係施設の安全措置の徹底を期するとともに、防災組織及び防災資機材の整備充実等防災体制の強化に努める。また、災害時においては、防災関係機関及び他の事業所等の行う防災活動に、積極的に協力する。

### 第３節　住民の協力【危機管理本部】

臨海部地域内及び同隣接地域の住民は、事故等を発見した場合、自らの生命、身体及び財産を守ることを最優先に、可能な限り防災関係機関への通報など防災活動への協力に努める。

# 第４章　本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱【危機管理本部、関係局】

## 第１節　防災関係機関の実施責任

１　県

県は、関係市を包括する広域的自治体として、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、石災法その他災害の防止に関する法令及び県防災計画に基づいて、防災活動を実施し、関係市等の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行うことにより、特別防災区域に係る防災体制の整備強化を図る。

２　県警察

県警察は、関係機関との連携の下に平素から特別防災区域に係る災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等を実施する。

３　関係市消防機関

本市は、基礎的な自治体として、当該市の特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、特定事業者が所有する危険物施設、高圧ガス関係施設及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法、高圧ガス保安法及び石災法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。

４　特定地方行政機関

特定地方行政機関は、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び関係市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

５　関係公共機関

関係公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県、関係市等の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

## 第２節　本市が行うべき業務の大綱

１　防災組織の整備及び育成指導
２　防災訓練の実施及び指導
３　特定事業所に対する立入検査及び防災活動についての必要な助言・指導
４　自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の育成指導
５　危険物及び高圧ガス関係施設、設備等の保安管理の指導、監督
６　特定防災施設及び防災資機材等の整備強化に関する指導、監督
７　防災施設の整備
８　防災に必要な物資及び資機材等の備蓄、整備
９　防災に関する調査、研究及び教育
10　石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）の設置及び運営
11　災害に関する情報の収集、伝達及び広報
12　消防活動、その他応急措置

13　避難の指示、勧告及び誘導その他の避難対策
14　被災者に対する救助及び救護の実施
15　保健衛生
16　被災施設の復旧
17　災害による被害状況調査、災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
18　その他の災害応急対策
19　その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置
20　災害救助法に基づく被災者の救助

## 第３節　防災関係機関等の業務の大綱

１　県

（１）神奈川県石油コンビナート等防災本部(以下「石油コンビナート等防災本部」という。)の　運営
（２）防災組織の整備
（３）関係市等の防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
（４）防災訓練の実施
（５）特定事業所に対する立入検査及び防災活動についての必要な助言・指導
（６）毒劇物関係施設の保安管理の指導監督
（７）防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
（８）防災に関する調査、研究及び教育
（９）初動対応の基本方針及び初動対応マニュアルの作成
(10) 現地本部の設置
(11) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
(12) 緊急輸送手段の確保
(13) 保健衛生
(14) 関係市が実施する被災者の救助及び救護の応援
(15) 緊急消防援助隊の派遣要請
(16) 広域緊急援助隊の派遣要請
(17) 関係市に対する災害防ぎょに関する指示
(18) 自衛隊の派遣要請
(19) 被災施設の復旧
(20) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

２　県警察

（１）危険物等関係施設の実態把握
（２）関係機関との相互連携と連絡体制の整備
（３）危険物等災害装備資器材の整備
（４）関係法令に定める権限の行使
（５）防災訓練の実施
（６）災害に関する情報収集
（７）救出救助活動
（８）避難誘導その他の避難対策

（９）立入禁止区域の設定
(10) 交通規制等交通対策
(11) 危険物等の防除活動
(12) その他社会的秩序の維持

３　特定地方行政機関等
（１）関東管区警察局
ア　管区内各警察の災害警備活動の指導調整
イ　管区内各警察の相互援助の調整
ウ　他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
エ　警察通信の確保及び通信統制
オ　津波警報の伝達
（２）神奈川労働局
ア　労働災害防止に関する指導及び監督
イ　労働安全教育の指導及び援助
ウ　特定事業所に対する立入検査
エ　災害に関する情報の収集及び伝達
オ　災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
（３）関東東北産業保安監督部及び関東経済産業局
ア　第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
イ　特定事業所に対する立入検査
ウ　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等施設及び特定事業所の保安に関する指導、監督及び災害発生時の調査
エ　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保
オ　災害に関する情報の収集及び伝達
カ　特定事業所に対する防災のための必要な資金の確保
キ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
ク　被災中小企業の振興
（４）関東地方整備局
ア　防災上必要な教育及び訓練の実施
イ　災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
ウ　災害に関する情報の収集及び広報
エ　災害時における交通確保
オ　災害時における応急工事
カ　災害復旧工事の施工
キ　再度災害防止工事の施工
ク　港湾施設、海岸保全施設等の整備
ケ　港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策
コ　港湾施設、海岸保全施設の緊急復旧工事の施工
サ　海洋の汚染の防除事業の実施
（５）第三管区海上保安本部

ア　海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
イ　関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
ウ　海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所に対する立入検査
エ　港湾の状況等の調査研究
オ　船艇、航空機による警報等の伝達
カ　船艇、航空機等を活用した情報収集
キ　活動体制の確立
ク　船艇、航空機等による海難救助等
ケ　船艇、航空機による傷病者、医師及び救助物資等の緊急輸送
コ　被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
サ　要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
シ　流出油の防除等
ス　避難指示、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
セ　警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
ソ　海上における治安の維持
タ　危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
チ　災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
ツ　海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
テ　災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

４　自衛隊
（１）防災関係資料の基礎調査
（２）自衛隊災害派遣計画の作成
（３）通信情報活動
（４）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
（５）災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与
（６）その他応急復旧活動等の支援等

# 第２部　災害想定

## 第１章　石油コンビナートの災害【危機管理本部、消防局】

石油コンビナート等の災害想定については、平成 25 年度から 26 年度に県が実施した「神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査」による。

### 第１節　神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果の概要

１　想定災害の抽出基準

（１）平常時の事故及び地震（強震動）による被害

ア　防災対策上想定すべき災害の考え方

平常時の事故による被害については、災害の発生危険度と影響度を推定し、この両者を基に次のような考え方で防災対策上想定すべき災害の検討を行った。

また、地震（強震動）による被害については、平成 25 年度から 26 年度にかけて実施した神奈川県地震被害想定調査における対象地震の内、特別防災区域において最大の影響をおよぼすおそれのある地震として、地震の発生頻度（確率）も考慮し、特別防災区域（京浜臨海地区）については、都心南部直下地震及び大正型関東地震について評価を行った。

防災対策上想定すべき災害の考え方

| 災害の区分 | 平常時の事故発生危険度 | 「都心南部直下地震」の災害発生確率 | 「大正型関東地震」の災害発生確率 | ﾘｽｸﾏﾄﾘｯｸｽ | 対策の考え方 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第1段階の災害 | 1施設あたり 10 万年に1件以上発生<br>10 万施設あれば年1回以上発生 | 想定地震により１千施設で１件以上発生 | 想定地震により 100 施設で1件以上発生 | 発生危険度:B 以上<br>影響度:全て | 現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害 |
| 第2段階の災害 | 1施設あたり 100 万年に1件以上発生<br>100 万施設あれば年1回以上発生 | 想定地震により１万施設で１件以上発生 | 想定地震により１千施設で１件以上発生 | 発生危険度:C<br>影響度:全て | 発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害 |
| 低頻度大規模災害 | 発生危険度が上記より低いが、影響範囲が 200mを超える災害 | 発生頻度が上記よりも低いが、影響範囲が 200m を超える災害 | 発生頻度が上記よりも低いが、影響範囲が 200m を超える災害 | 発生危険度:D, E<br>影響度:I | 発生する可能性が極めて小さく優先度は低いが、対策を講ずることが望ましい災害 |

| 想定地震の一覧想定地震 | ﾓｰﾒﾝﾄ ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ | 県内で想定される最大震度 | 発生確率 |
|---|---|---|---|
| 都心南部直下地震 | 7.3 | 横浜市・川崎市を中心に震度６強 | （南関東地域のＭ７クラスの地震が 30 年間で 70%） |
| 大正型関東地震 | 8.2 | 湘南地域・県西地域を中心に震度７ | 30 年以内 ほぼ０％～５％（200 年から 400 年の発生間隔） |
| 南海トラフ巨大地震 | 9.0 | 県西地域で震度６弱 | （南海トラフの地震は30年以内 70%程度） |

注）　発生確率については「地震調査研究推進本部（文部科学省：平成 27 年１月 14 日現在）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成 25 年 12 月）」などによる評価

イ　個々の施設の評価

個々の施設の評価は、リスクマトリックスを用いて行った。なお、平常時及び地震時における災害の発生危険度と影響度のランク付けは以下のとおりである。

災害発生危険度（小 → 大）

影響度（大 ↑ 小）

| | E | D | C | B | A | AA |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ | | | | | | |
| Ⅱ | | | | | | |
| Ⅲ | | | | | | |
| Ⅳ | | | | | | |
| Ⅴ | | | | | | |

災害の影響度区分

| 区分 | 影響距離 |
|---|---|
| Ⅰ | 200m 以上 |
| Ⅱ | 100m 以上 200m 未満 |
| Ⅲ | 50m 以上 100m 未満 |
| Ⅳ | 20m 以上 50m 未満 |
| Ⅴ | 20m 未満 |

災害発生頻度・確率区分

| 区分 | 平常時の災害発生頻度 | 都心南部直下地震の災害発生確率 | 大正型関東地震の災害発生確率 |
|---|---|---|---|
| AA | $10^{-3}$/年程度 | $10^{-1}$程度 | － |
| A | $10^{-4}$/年程度 | $10^{-2}$程度 | $10^{-1}$程度 |
| B | $10^{-5}$/年程度 | $10^{-3}$程度 | $10^{-2}$程度 |
| C | $10^{-6}$/年程度 | $10^{-4}$程度 | $10^{-3}$程度 |
| D | $10^{-7}$/年程度 | $10^{-5}$程度 | $10^{-4}$程度 |
| E | $10^{-8}$/年程度 | $10^{-6}$程度 | $10^{-5}$程度 |

注：災害発生頻度・確率区分

・平常時の $10^{-3}$／年程度：１施設あたり 1,000 年に１件程度、又は、1,000 施設あれば１年に１回程度発生するような災害

・都心南部直下地震の $10^{-1}$程度：想定地震が発生した際、10 施設のうち１施設で被害が生じる程度の危険性を表す。

（２）地震（長周期地震動）による被害

地震被害想定調査において長周期地震動の予測を行っている地震の内、本県の特別防災区域において最大の影響をおよぼすおそれのある地震として、南海トラフ巨大地震について評価を行った。

長周期地震動による被害については、確率的なリスク評価は行わず、想定される長周期地震動によるスロッシングの最大波高及び溢流量の推定を行い、また、想定される災害の危険性についての

定性的な評価も行い、発生した場合の影響が大きいと考えられる災害については、その影響度について定量的な評価を行った。

（3）津波による被害

地震被害想定調査において津波の予測を行っている地震のうち本県の特別防災区域において最大の影響をおよぼすおそれのある地震として、南海トラフ巨大地震について評価を行った。

津波による被害については、確率的なリスク評価は行わず、想定される津波により施設が被害を受ける可能性を評価した。危険物タンクについては、「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツール」による被害の予測を行った。プラント（高圧ガス製造施設）については、東日本大震災の被害事例に基づき、想定される被害について定性的な評価を行った。

（4）大規模災害

ここでいう「大規模災害」は、石油類の流出が防油堤外さらには事業所外に拡大していくような場合、石油類や可燃性ガスの火災・爆発が隣接施設を損傷してさらなる火災・爆発を誘発して拡大していくような場合である。BLEVE（※）による災害（可燃性高圧ガスタンク）及び製造施設等の爆発火災を想定した定量的な評価を行った。また、その他の災害として、石油類の海上流出及び防油堤火災からの延焼拡大による危険性の定性的な評価を行った。

（※BLEVE とは、沸点以上の温度で貯蔵している加圧液化ガスの貯槽や容器が何らかの原因により破損し、大気圧まで減圧することにより急激に気化する爆発的蒸発現象）

2　影響評価対象施設

特定事業所が保有する次の施設を対象とした。

（1）危険物タンク（屋外タンク貯蔵所）

注）容量 1,000kl 未満の準特定タンク及び小容量タンクを含む。

（2）高圧ガスタンク（可燃性及び毒性ガスタンク）

（3）毒性液体タンク

（4）プラント（危険物製造所、高圧ガス製造施設、発電施設）

（5）パイプライン（導配管）

（6）陸上入出荷施設（ローリー、取扱所等）

（7）海上入出荷施設（タンカー桟橋）

評価対象施設として抽出された京浜臨海地区内施設数は以下のとおりである。（平成 25 年 10 月現在）

| 施設 | 危険物タンク | 高圧ガスタンク | 毒性液体タンク | プラント | パイプライン | 陸上入出荷施設 | 海上入出荷施設 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 京浜臨海（川崎市） | 1,522 | 245 | 28 | 190 | 81 | 254 | 94 | 2,414 |
| 京浜臨海（横浜市） | 444 | 18 | 1 | 37 | 0 | 89 | 36 | 625 |
| 京浜臨海（合計） | 1,966 | 263 | 29 | 227 | 81 | 343 | 130 | 3,039 |

## 第２節　調査結果

１　平常時における想定災害

平常時における想定災害は次のとおり。

| 第１段階の災害 | 第２段階の災害 |
| --- | --- |
| 製造施設等の爆発･フラッシュ火災による影響、毒性危険物タンク及び製造施設等の毒性ガス拡散による影響は､特別防災区域外に及ぶことがある。 | 特定・準特定タンクの流出火災による影響、毒性ガスタンクの毒性ガス拡散による影響､製造施設等のフラッシュ火災による影響は､概ね特別防災区域内にとどまるが､特別防災区域の境界に近い施設では特別防災区域外に及ぶことがある。 |
| 特定・準特定タンクの流出火災による影響、毒性ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近いタンクでは特別防災区域外に及ぶことがある。<br><br>毒性ガスタンク及び毒性液体タンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。 | 可燃性ガスタンクの全量流出（防液堤外）・爆発、フラッシュ火災による影響､毒性ガスタンク及び毒性液体タンクの全量流出･毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが､影響は大きくなると考えられる。 |

２　地震時における想定災害

都心南部直下地震及び大正型関東地震における想定災害は次のとおり。

| 地震 | 第１段階の災害 | 第２段階の災害 |
|---|---|---|
| 都心南部直下地震 | 製造施設等の爆発による影響、毒性危険物タンク及び製造施設等の毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。<br>毒性ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近いタンクでは特別防災区域外に及ぶことがある。<br>毒性液体タンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。 | 製造施設等の爆発、毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。<br>特定・準特定タンクの流出火災による影響、製造施設等のフラッシュ火災による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近い施設では特別防災区域外に及ぶことがある。<br>可燃性ガスタンクの全量流出（防液堤内・外）・爆発、フラッシュ火災による影響、毒性ガスタンク及び毒性液体タンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。 |
| 大正型関東地震 | 製造施設等の爆発による影響、毒性危険物タンク及び製造施設等の毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。<br>毒性ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近いタンクでは特別防災区域外に及ぶことがある。<br>毒性液体タンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。 | 製造施設等の爆発、毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。<br>特定・準特定タンクの流出火災による影響、毒性ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近い施設では特別防災区域外に及ぶことがある。<br>可燃性ガスタンクの全量流出（防液堤内・外）・爆発、フラッシュ火災による影響、毒性ガスタンク及び毒性液体タンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。 |

3　地震（長周期地震動）による被害

（1）スロッシング最大波高及び溢流量の推定

南海トラフ巨大地震の速度応答スペクトルを用い、スロッシング最大波高及び溢流量を推定した。スロッシング最大波高が余裕空間高さを超える浮き屋根式タンクの基数は、京浜臨海地区で113基あった。浮き屋根式タンクからの溢流量の最大値は、京浜臨海地区の782㎥である。

（2）スロッシングによる災害の危険性

一般に、スロッシングによる危険物タンクの被害形態としては、屋根部からの危険物の溢流、浮き屋根やタンク付属設備等の破損、浮き屋根の沈降、溢流に伴うタンク周辺での流出火災、屋根部でのリング火災やタンク全面火災等が考えられる。

スロッシングに起因する火災の影響に関しては、発生した場合の影響が大きいと考えられるタンク全面火災、タンク全面・防油堤火災について、影響度の推定を行った結果、輻射熱の影響範囲は、京浜臨海地区において特別防災区域外に及ぶ場合がある。

4　津波による被害

本調査においては、津波による災害の危険性の定性的な評価を行った。ただし、危険物タンクについては、津波による流出量の定量的な評価を行った。その結果は以下の通りである。

京浜臨海地区における施設の浸水深は最大で1.05m（南海トラフ巨大地震）である。

南海トラフ巨大地震及び大正型関東地震について、シミュレーションツールを用いた浮き上がり及び滑動の判定を行った結果、浮き上がり及び滑動の可能性のあるタンクはなかった。

高圧ガス施設における南海トラフ巨大地震又は大正型関東地震による最大浸水深は、京浜臨海地区で0.17mであり、高圧ガス施設の流出はないものと予想される。ただし、浸水深1m未満においては、計装設備、ガス漏洩検知警報設備、防消火設備の破損・不具合、動機器・静機器の損傷・不具合、配管・弁等の変形・破損・不具合、容器置き場等の倒壊・破損、容器の転倒、事務所等の倒壊・破損等の被害の可能性がある。

したがって、京浜臨海地区では、設備の流出等の大きな被害はないと考えられるが、これら設備の破損・不具合等の被害が考えられるほか、それによる二次災害が発生する可能性も考えられる。

また、浮遊物により、施設が破損する被害を受ける可能性はある。

5　大規模災害

（1）高圧ガスタンクの爆発による災害

周辺火災等の影響によりBLEVE及びファイヤーボールが生じる場合を想定し、ファイヤーボールによる放射熱、蒸気雲爆発による爆風圧及び容器の破裂による破片の飛散について算定を行った。ファイヤーボールの放射熱について、11.6kW/㎡をしきい値とした場合に2,000m以上に影響を及ぼすタンクは京浜臨海地区で32基ある。蒸気雲爆発による爆風圧について、2.1kPaをしきい値とした場合に2,000m以上に影響を及ぼすタンクは、京浜臨海地区で21基ある。また、容器の破裂による破片の飛散について、2,000m以上に影響を及ぼすタンクは、京浜臨海地区で21基ある。これらのことから、BLEVEによる災害の影響は非常に大きいため、BLEVE発生の抑制及び災害発生時の緊急対応等が重要である。

（2）製造施設等の爆発による災害

反応暴走のおそれのある製造施設等について、短時間大量流出ガス爆発を想定し、取扱う可燃性

ガスが最大滞留する箇所において、その全量が蒸気雲爆発する場合の爆風圧を定量的に評価した。蒸気雲爆発による爆風圧について、500m～1,000mの範囲で影響を及ぼす施設は、京浜臨海地区で５施設ある。このことから、製造施設等の爆発による災害の影響は非常に大きいため、反応暴走の抑制及び災害発生時の緊急対応等が重要である。

（３）その他の大規模災害（防油堤から海上への石油類流出・防油堤火災からの延焼拡大）

ここでは想定される大規模災害の内、タンク本体あるいは配管の大破に起因する災害（防油堤から海上への石油類流出及び防油堤火災の延焼拡大）を取り上げた。このような災害の発生は、現在の技術基準からすると考えにくいが、施設の老朽化、施工不良、あるいは管理体制の問題など評価が困難な要因により、発生する可能性は否定できない。定量的な評価が困難であり、発災の抑制及び発災時の緊急対応等が重要である

## 第３節　防災対策の考え方

防災アセスメント調査で示されたコンビナートにおける防災対策の基本方針を踏まえ防災対策の考え方を次のとおり整理する。

| 想定災害 | 被害の概況 | 防災対策の考え方 |
|---|---|---|
| 平常時の事故 | 小量流出等に比べて発生確率は低いが、爆発火災や毒性ガスの拡散等が発生した場合、影響範囲が広範囲に及ぶおそれがある。 | 爆発火災の発生確率と災害影響度を下げるための対策を充実強化する。 |
| 地震（強震動）による被害 | 都心南部直下地震、大正型関東地震のいずれかの地震が発生した場合に最大の影響が生じるおそれがある。<br>小量流出等に比べて発生確率は低いが、爆発火災や毒性ガスの拡散等が発生した場合、影響範囲が広範囲に及ぶおそれがある。 | 爆発火災の発生確率と災害影響度を下げるための対策を充実強化する。 |
| 地震（長周期地震動）による被害 | 南海トラフ巨大地震が発生した場合に最大の影響が生じるおそれがある。<br>浮き屋根式タンクでスロッシングによる溢流のおそれがある。 | 浮き屋根式タンク等のスロッシングの発生抑制に係る対策を充実強化する。 |
| 津波による被害 | 南海トラフ巨大地震、大正型関東地震の津波が発生した場合に施設の浸水深が最大となる。<br>危険物タンクでは、津波浸水による浮き上がりの可能性はない。<br>電気設備等の冠水による被害が想定される。 | 浸水被害、流出物対策を充実強化する。 |
| 大規模災害による被害 | 高圧ガスタンクの内容物が一度に全量爆発火災を起こしたと仮定した場合等に影響範囲が広範囲に及ぶおそれがある。 | 避難計画の見直し等のソフト対策を充実強化する。 |

## 第２章　津波・高潮災害【危機管理本部、神奈川県、関係局区】

東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓を踏まえ、国においては、科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討している。神奈川県においては最大クラスの津波を想定した地震を設定し、地震津波浸水予測図を作成した。

津波の災害想定については、神奈川県が想定した津波のうち、本市における浸水域、浸水深が最大クラスの「慶長型地震」による津波を対象とする。

また、高潮については、平成２７年度の水防法の改正を踏まえ、神奈川県においては想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、令和６年２月に高潮浸水想定区域等の見直しがされた。

### 第１節　津波浸水予測【危機管理本部】

神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波浸水予測

川崎市域の最大津波到達時刻　96 分、最大津波高　371ｃｍ（満潮時）

川崎市域の浸水深　浅野町の一部など　２～３ｍ、その他の地域　２m以下

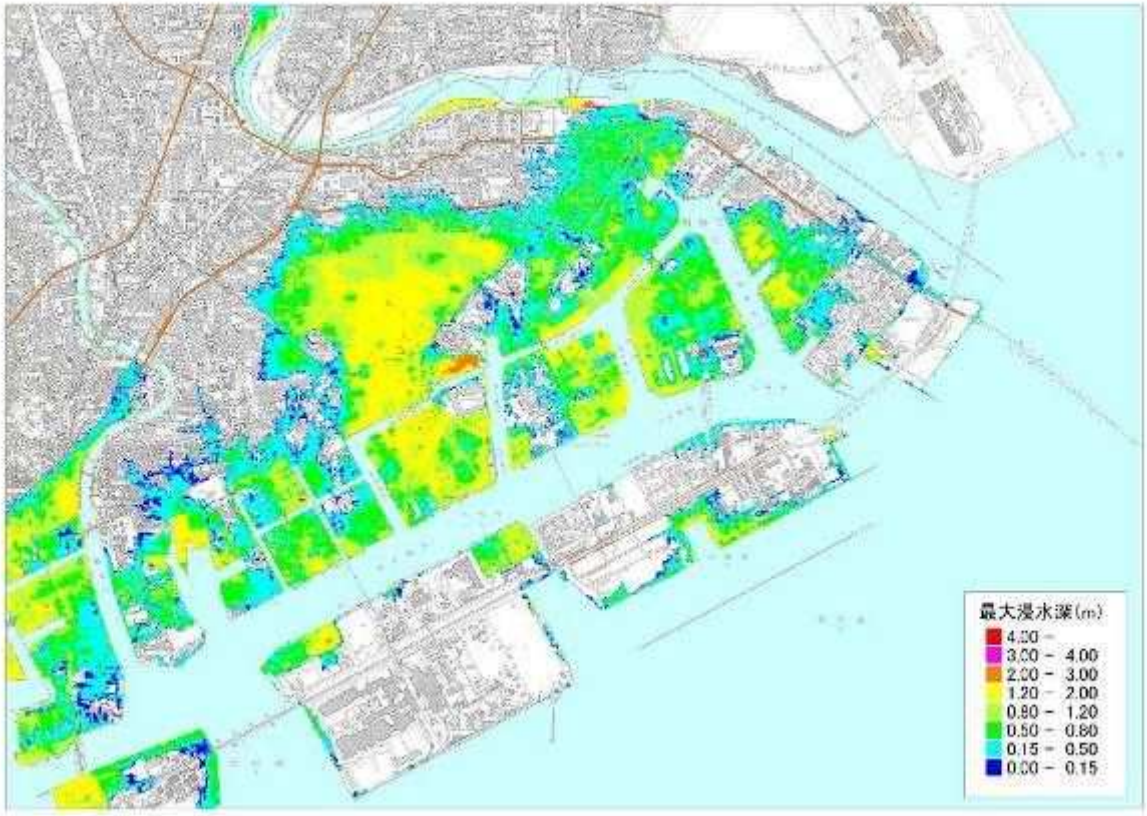

## 第２節　津波被害想定【危機管理本部】

１　浸水による建物・人的被害

神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波浸水予測を基にして推計した被害予測

（１）建物被害

| 区名 | 木造 | | | 非木造 | | 合計 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 全壊 | 半壊 | 浸水 | 半壊 | 浸水 | 全壊 | 半壊 | 浸水 |
| 川崎区 | 8 | 4, 568 | 2, 312 | 5, 457 | 2, 294 | 8 | 10, 025 | 4, 606 |
| 幸　区 | 0 | 0 | 4 | 0 | 7 | 0 | 0 | 11 |
| 合　計 | 8 | 4, 568 | 2, 316 | 5, 457 | 2, 301 | 8 | 10, 025 | 4, 617 |

（２）人的被害

| | | 冬５時の死者数（人） | 夏 12 時の死者数（人） | 冬 18 時の死者数（人） |
|---|---|---|---|---|
| 避難する場合 | | 0 | 0 | 0 |
| 避難しない場合 | | 5, 817 | 5, 009 | 5, 816 |
| | 川崎区 | 5, 807 | 5, 001 | 5, 806 |
| | 幸区 | 10 | 8 | 10 |

２　浸水による道路・鉄道の被害

（１）道路

緊急交通路及び緊急輸送道路に指定されている道路について、川崎区内を通る道路のうち、国道１５号よりも臨海部側については多くの箇所が浸水することが予測される。

高速湾岸線及び東京湾アクアラインについては川崎浮島ジャンクションで浸水、首都高速６号川崎線については大師ジャンクション付近のトンネルで浸水することが予測される。

川崎市の緊急交通路指定想定路及び緊急輸送道路指定路線図

（２）鉄道

京浜急行大師線の産業道路駅～小島新田駅のほか、ＪＲ南武支線の川崎新町～扇町、川崎臨海部を走る各貨物線が浸水することが予測される。

３　東日本大震災における被災地でのコンビナート被害

消防庁が取りまとめた、危険物施設や石油コンビナート施設における 16 都道府県内の被害状況では、全施設のうち 1.6%にあたる 3,341 施設が地震や津波で被害が確認され、そのうち、主に津波の被害を受けた 1,821 施設について、破損、流出、火災等が発生したとしている。屋外タンクの被害形態に着目した津波被害状況では、津波浸水深が 3.0m未満の場合、タンク本体及び付属配管への被害は発生せず、3.0m以上で被害が見られた。

このほかの被害として、タンクの基礎や防油堤基礎の洗掘、各種設備・装置の流出などの様々な態様のものがあるほか、各種防災資機材への被害が災害への対応を困難化させる例も考えられるが、石油タンクへの大規模な津波被害は、このたびの東日本大震災が初めてのことであることから被害の情報が乏しい。

（出典：「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討報告書（平成２３年１２月２２日　消防庁）」より抜粋）

（資料編　川崎市地震被害想定調査結果（津波による被害）の抜粋）

## 第３節　高潮浸水想定

**【神奈川県・危機管理本部・建設緑政局・港湾局・川崎区・幸区・中原区】**

県は、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表する。

市は、浸水想定区域・水深・浸水継続時間等を周知し、浸水による被害の軽減を図っていくものとする。

なお、高潮に関する防災対策については、市地域防災計画風水害編に順じて対応するものとする。

１　最大規模の高潮の発生が想定される台風

（１）中心気圧（910hPa）※室戸台風級

（２）移動速度（20,30,40,50,53,60,73 km/h）

（３）半径（20,30,40,75 km）

２　想定される水深・浸水継続時間等

（１）最大高潮水位　T.P.＋3.90m（川崎区）

（２）最大浸水面積　川崎区 33.5ｋ㎡、幸区 6.6ｋ㎡、中原区 3.3ｋ㎡

（３）最大浸水深　約 5m

（４）最大浸水継続時間　1 週間以上

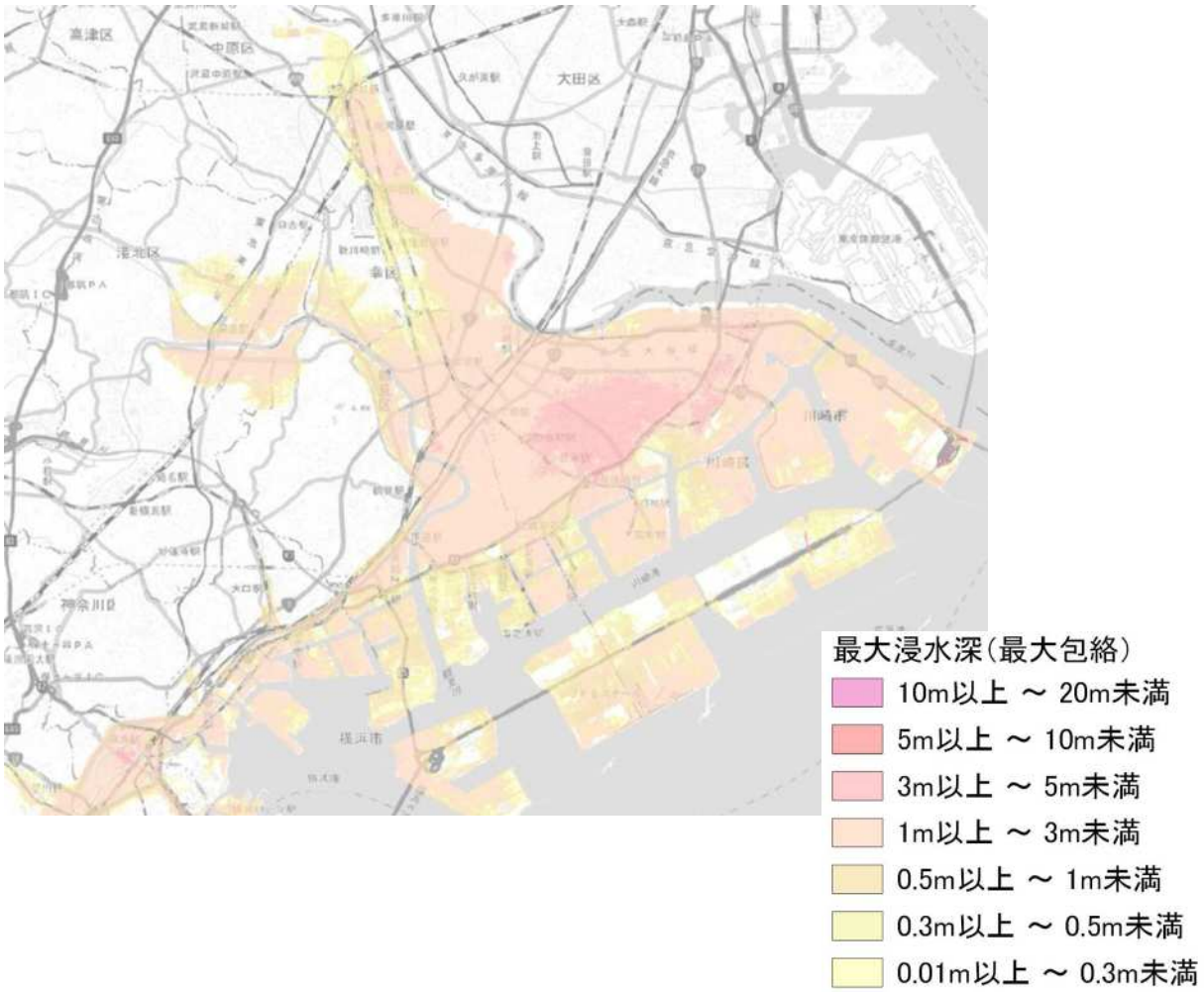

## 第３章　放射性物質等の災害【危機管理本部】

放射性物質等の災害は、県防災計画の「放射性物質等の災害」のとおりとする。

１　試験研究用原子炉施設における被害

２　核燃料物質等の輸送に係る事故による被害

３　放射性物質取扱事業所における被害

### 第１節　試験研究用原子炉施設の被害形態

試験研究用原子炉施設からの放射性物質の放出形態については、次のとおりとする。

○　原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

（出典：原子力災害対策指針－原子力規制委員会）

原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成２３年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失､溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

### 第２節　核燃料物質等の輸送に係る事故の被害形態

核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価については、次のとおりとする。

○　核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価

（出典：原子力施設等の防災対策について－原子力安全委員会）

１　想定する輸送物

仮想的な事故評価において対象とする輸送物は、原子炉等規制法における規定に基づき区分された輸送容器のうち、輸送容器内の放射能量等が多いＢ型輸送物及びＢ型に次いで一定の放射能量を収納するＡ型輸送物とする。

○　Ｂ型輸送物の例：使用済燃料、ＭＯＸ燃料、高レベルガラス固化体

○　Ａ型輸送物の例：新燃料、濃縮ＵＯ２　、濃縮ＵＦ６　、天然ＵＦ６

○　Ｌ型輸送物の例：低レベル廃棄物

○　IP型輸送物の例：低レベル廃棄物（六ヶ所埋設）、再処理後回収ウラン

２　想定事象

想定事象としては、衝突事故、火災事故、落下事故等により遮へい性能及び密封性能が劣化するような事象とする。

臨界事故については

① 輸送中、核燃料物質等は輸送容器に収納されているため、原子力施設のように人為的な操作等が介在しないこと。

② 特別の試験を超える条件でも容器の水密性は維持されるが、仮に浸水したとしても未臨界性は確保されることから対象としない。

なお、濃縮ＵＦ６の輸送物については浸水を考慮した評価は行われていないが、

① 特別の試験条件を超える条件でも耐圧性能を有していること、

② 800℃、４時間の耐火性能を有していること、

③ 現状の輸送経路中、最も高い76mの高架から落下した場合でも、特別の試験条件に包括されることから、輸送容器の水密性は維持され、未臨界性は確保されると考えられる。

（１）Ｂ型輸送物

ア 想定事象

（ア）遮へい性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である800℃、30分を超えるような火災に遭遇し、中性子遮へい材が全損（特別の試験条件下では半損）することを想定

（イ）密封性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である非降伏面、９ｍ落下を超える衝撃を受け、燃料被覆管が100％破損することにより輸送容器からガス状放射性物質が放出することを想定（風速１ｍ／ｓ、大気安定度Ｆ）

イ 一般公衆への影響

（ア）遮へい性能の劣化

表面から１ｍで約4.5ｍＳｖ／ｈ、半径15ｍの距離で約0.25ｍＳｖ／ｈ（10ｍＳｖに達するまでに約40時間）、半径50ｍの距離で約20μＳｖ／ｈ。

原子力緊急事態に至る遮へい性能の劣化（表面から１ｍで10ｍＳｖ／ｈ）があった場合には、半径15ｍの距離で10時間で５ｍＳｖ／ｈ程度。

（イ）密封性能の劣化

半径15ｍの距離で約16μＳｖ／ｈ（10ｍＳｖに達するまでに約26日）、半径50ｍの距離で約５μＳｖ／ｈ。

原子力緊急事態に至る放射性物質の漏洩があった場合は、半径15ｍの距離で約５ｍＳｖ以下（特別の試験条件下での許容値である漏洩率Ａ２値/weekで10時間放出）。

ウ 防護対策

（ア）遮へい性能の劣化

ロープ等を用いて半径約15mの範囲を立入禁止区域とし、土嚢等で遮へい対策をする。

（イ）密封性能の劣化

ロープ等を用いて半径15ｍの範囲を立入禁止区域とし、シート等により拡散防止対策をする。

（２）Ａ型輸送物

ア 想定事象

（ア）遮へい性能の劣化

Ａ型輸送物の収納物自体は新燃料等の低線量放射性物質であるため想定しない。（収納物表面で20～50μＳｖ）

（イ）密封性能の劣化

天然ＵＦ６輸送物が800℃、30分を超えるような火災に遭遇し、耐火保護カバーが劣化して、収納物が放出することを想定

イ　一般公衆への影響

（ア）密封性能の劣化

距離に依存せず100μＳｖ以下

ウ　防護対策

（ア）密封性能の劣化

初期消火後、ロープ等を用いて半径15ｍの範囲を立入禁止区域とし、シート等により漏洩防止対策をする。

３　想定事象に対する評価結果

対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、輸送経路周辺の一般公衆の被ばく線量が10ｍＳｖに達するまでにかなりの時間的余裕があること、対象輸送物は隊列輸送が行われており多人数の輸送隊で構成されていること等を考慮すれば、この間に事業者による立入禁止区域の設定、汚染・漏洩拡大防止対策及び遮へい対策等が迅速かつ的確に行われることにより、原子力災害対策特別措置法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられる。

また、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏洩があった場合に、一般公衆が半径15ｍの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は５ｍＳｖ程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると考える。

## 第３節　放射性物質取扱事業所の被害形態

火災や爆発等により、放射性同位元素などの放射性物質が漏洩し、放射線による被ばくにより、人体等に被害を生じる。

# 第３部　災害予防計画

臨海部における危険物、高圧ガス等による火災、爆発又は石油等の漏洩、流出その他の災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、適切な災害想定に基づき保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図るよう努めなければならない。

また、東日本大震災では、他県の特別防災区域において地震や津波による甚大な被害が発生したことを受け、生命の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続性の確保等について改めて確認するとともに、地震対策、津波浸水対策、長周期地震動対策等、既存の予防対策についても充実強化を図るよう努めなければならない。

加えて、全国の特別防災区域内の特定事業所における事故件数（地震及び津波による事故を除く。）は近年増加傾向にあることから、設備の高経年化対策、保安人材の育成等について、充実強化を推進する。

本市、県及び防災関係機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに、消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

## 第１章　特定事業所等における予防対策【消防局、危機管理本部、臨海部国際戦略本部、港湾局、経済労働局、川崎区】

### 第１節　特定事業所の予防対策【消防局、危機管理本部】

特定事業所は、当該事業所における災害の発生防止に係る責務を有するとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域で発生した災害の拡大防止に関しても第一次的責任を有することから、それぞれ地域及び事業所の実態に応じて、施設及び設備の保全をはじめ保安管理の徹底及び自衛防災組織の確立等の災害予防対策を積極的に実施するものとする。特に、協力会社を含む特定事業所関係者は、危機管理能力の向上に日頃から取り組まなければならない。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、県防災計画や川崎市地域防災計画、本計画との整合を図りつつ、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めなければならない。

加えて、特定事業所は、大規模地震発生直後における従業員等の安全を確保し、帰宅困難者の発生抑制を図るため、従業員等の待機、帰宅の方針等を定めるとともに、食糧等必要な物資を確保するよう努めなければならない。

１　保安管理の徹底

特定事業者は、自らの責任により積極的に保安確保が継続的に改善されるシステムの構築を図り、保安確保対策を進めることとし、平常時から危険物、高圧ガス等の各施設設備の保全を図るとともに、過去の事故事例等を適切に反映させ、安全な管理に必要な保安業務の徹底を期するものとする。

このため、特定事業所においては、石災法、消防法、高圧ガス保安法等関係法令に定める保安管理に関する責務のほか、危険源の把握に努め、危険要因を除去するための対策を積極的に進めるとともに、次の事項の徹底を図るものとする。

（1）防災保安責任体制の整備

ア　保安部門は、他部門、特に製造部門から独立させ、安全対策の指揮命令が十分徹底されるよう、事業所内の体制の整備強化を図る。

イ　事業所における安全を確保するため、石災法に規定する防災管理者を中心に、総合的な防災保安監督

体制及び所内連絡協議体制を確立するとともに、防災規程、予防規程及び危害予防規程並びにこれらの規程に基づく各種基準類の定期的な見直しによる充実整備と適正な運用を図る。なお、当該規程には、特に、夜間、休日における異常事態発生時の通報及び応急体制等の行動基準について明確に規定する。

ウ 「防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について（平成 26 年 10 月 23 日消防特第 221 号）」に基づき、災害の現場における消防隊への情報提供の体制等を整備するとともに、その情報提供の内容を事前に想定し、情報提供担当者（消防技術説明者）に周知させておくことを徹底する。

(2) 安全対策に関する取組みの徹底

特定事業所は、当該事業所における災害発生の防止のため、以下の安全に関する取組みの徹底に努める。

ア 定期又は臨時点検、整備等を行う協力会社等の作業の安全を確保するため、特定事業所の責任において、保安担当者の立会い等その管理、監督の徹底を図り、工事等非定常作業時における安全確保対策に万全を期する。

また、可燃性混合気体の形成回避に努め、発火源となる静電気等の対策を講じるとともに、火気使用工事における安全管理の徹底を図る。

イ 運転開始、停止及び緊急停止並びに運転再開の際に安全適切な操作を実施するため、作業基準を整備するとともに、必要に応じて適宜改定し、その遵守徹底を図る。

なお、作業基準は、個々の装置、機器等に即した操作・取扱要領の形にできるだけ具体化して整理するとともに、すべての従業員が容易に理解し、記憶できる内容とし、作成にあたっては、現場の運転員等が積極的に参加する。

ウ 消防庁をはじめ、各種団体が提供する事故事例、事故分析結果、保安情報等の各種情報を活用し、一層の安全性確保に努める。

エ 「リスクアセスメント・ガイドライン（Ver.2）（平成 28 年2月高圧ガス保安協会）」等を参考に各設備の潜在リスクを把握・評価し、事前に各種対策を講じるよう努める。

オ 事故の直接的要因又は背後要因として人的要因があることを認識し、ハード対策（誤操作防止措置等）やソフト対策（教育訓練の充実等）により、適切な予防対策を講じる。

カ 事業所内の防災責任者による現場特別査察を適宜実施して、災害発生の防止に努めるとともに、防災管理意識の高揚、啓発を図る。

キ 船舶荷役作業に対する安全対策として、次のことを実施する。

- 陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立
- 陸上の装置、船舶係留設備等の定期点検の強化等による安全の確保
- 作業時の立会い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底
- 船舶に対する安全管理の徹底並びに陸上及び船舶の連携体制の整備

(3) 地震・津波対策

ア 強震動対策

神奈川県地震被害想定調査及び神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査による施設等の災害危険性の評価を踏まえ、対策を実施する。

また、施設等が設計上の耐震性能を有しているか等について再確認し、確認結果に応じて必要な措置を講じる。

（ア） 危険物施設

危険物施設については、地震・津波対策の推進にあたり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について（消防庁危険物保安室長通知、平成 24 年1月 31 日消防危第 28 号）」

等を踏まえ、必要な措置を講じる。

また、屋外タンクの防油堤等については、「防油堤の漏えい防止措置等について（平成10年3月20日消防庁通知）」等により対策を講ずる。

さらに、これまでに特定屋外タンク（昭和52年2月15日以前設置）の新基準（平成7年1月施行）及び準特定屋外タンク（平成11年4月1日以前設置）の新基準（平成11年1月施行）に補強対策等を講じて基準に適合させたが、引き続き適切な維持管理を行う。

（イ）高圧ガス施設

平成9年4月に改正施行された「高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月通商産業省告示第515号）」及び県が定めた「高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年制定、平成29年4月改訂施行）」に基づき耐震対策を実施する。

また、「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（20140519商局第1号・平成26年5月21日）」に基づき、耐震性向上を図る。

配管に関しては、「既存配管系耐震診断法のガイド（平成27年3月高圧ガス保安協会）」や「高圧ガス配管の耐震性改善簡易チェック手法に関する技術資料（平成26年3月神奈川県）」を参考に耐震性向上を図る。

（ウ）建築物

多数の従業員を収容する建築物及び災害対策本部の設置など応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）」に基づき、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

（エ）地盤の液状化対策

地盤の液状化の程度が大きいと判定されたメッシュ（地域）内の事業所は、液状化の詳細判定を実施するとともに、周辺地盤に適応した地盤改良や構造物の設計を強化する（配管のかとう性を確保する等）などの対策を講ずるよう努める。

また、構内道路が液状化した場合は、消防活動の妨げになることから、土嚢等応急復旧に必要な資機材を準備しておくよう努める。

イ　長周期地震動対策（危険物タンクのスロッシング対策）

特定屋外タンクについては、平成17年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行う。

また、この改正により新基準（平成17年4月施行）への適合が求められた浮き屋根式特定屋外タンクの浮き屋根については、補強対策等を講じて適合させたが、引き続き適切な維持管理を行う。

さらに、新しい基準（平成24年4月施行）が求められた内部浮き蓋式特定屋外タンクの浮き蓋についても、改修を行い基準に適合させたが、引き続き適切な維持管理を行う。

ウ　津波浸水対策

「特定事業所等における津波初動対応手引き（平成25年3月神奈川県石油コンビナート等防災本部）」などを参考にして、「神奈川県津波浸水予測図（平成27年2月（同年6月一部修正）神奈川県津波浸水想定検討部会）」で示される津波のうち、特別防災区域において最大の影響を及ぼす恐れのある津波（南海トラフ巨大地震）による浸水が想定される特定事業所は、各事業所において想定される被害の態様に応じ、次に示すような浸水による被害を低減するための対策を講ずるよう努める。

また、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合における緊急時の対応について検証し、避難を優先とした対応や緊急措置等の対応に関する必要な事項を定めるとともに、関係者へ内容の周知徹底を行う。

なお、緊急措置等の対応の検討に当たっては、役割分担等の実施体制、施設等停電時における対応等についても明確にする。

（ア） 緊急停止のための措置等

津波警報発表時など、津波による浸水のおそれがある状況において、限られた時間で設備の安全な停止、危険物等の封じ込め、他設備との縁切り等を図るための措置を講じる。

（イ） 保安用設備等の機能の確保

津波等災害発生時においても、特定防災施設等、防災資機材等その他保安用設備（計器室、予備動力源等）の機能を維持若しくは応急措置により直ちに復旧できるよう必要な対策を講じる。

（ウ） 容器（ボンベ）、タンクローリー等の流出防止措置

津波により容器、タンクローリー等が流出することを防止するため、容器の固定措置やタンクローリーの退避等の措置を講じる。

（エ） 禁水性物質の浸水対策

危険物の規制に関する政令別表第 3 に定める第三類に区分される危険物のうち、禁水性物質に該当するものは、津波により海水と反応して被害を拡大させる可能性が考えられるため、浸水対策を十分に行う。

（オ） 係留船舶の安全対策

緊急離桟に備えた設備や支援体制の確保、係留避泊の対応について必要な対策を講じる。

(4) 風水害対策

風水害対策の推進については、「危険物施設の風水害対策の一層の推進について（消防庁危険物保安室長通知、令和 3 年 3 月 30 日消防危第 49 号）」等を踏まえ、規程類の整備及び必要な措置等を講じる。

(5) 施設、設備等の老朽化対策

近年の異常現象を発生原因別にみると、劣化や構造設計不良等の設備面での要因が多く、発生場所は配管系からの漏えいが最も多くなっている。これらを踏まえ、施設、設備等の耐用年数、稼働状況、腐食率等を考慮した点検基準を作成し、適切に点検を行い、必要な改善計画を立てるよう努める。

ア 配管

埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時のポイント等をリストアップし、腐食開孔部の早期発見に努める。

高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料（作成：平成19年3月、改定：令和6年3月神奈川県）」を参考に外面腐食防止対策を講じるほか、保温材下の外面腐食に関しては、「石油精製業及び石油化学工業における保温材下配管外面腐食（CUI）に関する維持管理ガイドライン（平成 24 年2月一般社団法人 エンジニアリング協会）」を参考に適切に維持管理を行う。

イ タンク本体

現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等に関する指針（平成 17 年3月総務省消防庁）」及び「特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドラインについて（平成 25 年3月総務省消防庁）」に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。

(6) 緊急停止装置、保安電力等の安全対策

関係法令に定める技術上の保安措置を適切に講じるほか、危険物等関連施設に対しても、フェイルセイフ設計による施設の緊急停止装置及び緊急遮断弁等保安設備の整備を図るとともに、当該保安設備の操作のための予備動力源の確保を図る。

緊急停止にあたっては、マニュアルを整備し、緊急停止責任者及び不在時の代行者をあらかじめ指定するとともに、運転停止については責任を問わない旨を明確に規定する。

また、トラブルの原因を追究して必要な措置を講じ、慎重に安全を確認したうえでなければ運転を再開してはならない。この場合にも必ず、指定された実施責任者又はその代行者が十分確認のうえ、その指示命令のもとに行う。

(7) 事故の早期検知

事故の災害拡大防止のため、次の要件を満たした防災監視システムを配備するよう努める。

ア 夜間・休日等の人員が少ない時においても運転監視が支障なく行えること

イ 異常の早期検知が可能で、かつ検知の信頼性が高いこと

ウ 検知情報の判断・判定に対する支援機能を有すること

エ 誤操作の防止措置がとられていること

(8) 原子力災害に対する防災体制の整備

「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第2編第1章第2節3(1)」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第 10 編第1章第2節1(1)」に基づき実施する。

2 防災組織の確立及び整備

特定事業者は、石災法第3条の規定に基づき、災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を講じなければならないことから、自衛防災組織等を適正に設置し運用しているところであるが、さらなる充実を図るため、各特定事業所間及び各共同防災組織間での相互協力の推進並びに石油コンビナート等特別防災区域協議会への積極的な参加に努め、それぞれの地域の実態に即応した事業所相互間の協力、応援及び連絡体制の整備充実に努めるものとする。

(1) 防災組織

ア 自衛防災組織の確立

自衛防災組織は、石災法第16条の規定に基づき、次の業務を適正に遂行するものとする。

(ア) 日常時における防災巡回及び点検に関する業務

(イ) 災害時における統轄、指揮に関する業務

(ウ) 災害情報の収集に関する業務

(エ) 防災要員の非常招集に関する業務

(オ) 消火作業等応急措置に関する業務

(カ) 消防機関、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する業務

(キ) 一般従業員の避難誘導に関する業務

(ク) 災害現場周辺の警戒、警備に関する業務

(ケ) 負傷者の応急救護、収容に関する業務

(コ) 防災資機材等の調達支給に関する業務

(サ) 非常食糧、飲料水の備蓄に関する業務

(シ) 報道関係者、来訪者等の応接に関する業務

(ス) 周辺住民に対する防災情報の提供に関する業務

(セ) その他必要な業務

イ 共同防災組織の確立

各地区共同防災組織は、石災法第19条の規定に基づき、次の業務を適正に遂行するものとする。

(ア) 構成事業所相互の連携、連絡体制の確立に関する業務

（イ）防災要員の防災技術向上に関する業務
（ウ）防災資機材等の整備充実及び維持管理に関する業務

石災法第19条に基づく共同防災組織の設置状況は、次のとおりである。

（令和６年４月１日現在）

| 地区名 | 組織の名称 | 根　　拠 | 結成年月日 | 加盟事業所数 |
|---|---|---|---|---|
| 浮　島 | 浮島<br>共同防災協議会 | 浮島共同防災協議会<br>共同防災規程 | 昭和 52 年 7 月 13 日 | 37 |
| 千　鳥 | 川崎市千鳥地区<br>防災協議会 | 川崎市千鳥地区防災<br>協議会共同防災規程 | 昭和 52 年 7 月 12 日 | 20 |
| 扇　島 | 扇島地区<br>共同防災協議会 | 扇島地区共同防災<br>協議会共同防災規程 | 昭和 52 年 7 月 13 日 | 3<br>（横浜市域<br>１社を含む） |
| 浮　島<br>千　鳥<br>水　江<br>扇　町<br>扇　島<br>東扇島 | 川崎海上共同<br>防災協議会 | 川崎海上共同防災協議<br>会海上共同防災規程 | 平成 12 年 4 月 1 日 | 18 |

ウ　広域共同防災組織の確立

直径３４m以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所を所有する特定事業所にあっては、「大容量泡放射システム」（大容量泡放水砲、大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤等）を備え付けなければならないことから、当京浜臨海地区においては、石災法第１９条の２の規定に基づき、広域共同防災組織として「神奈川区広域共同防災協議会」を設置している。複数の特別防災区域を管轄する組織となり、当市の京浜臨海地区のほか、根岸臨海地区を受け持つ広域の共同防災組織となっている。

なお、静岡県の清水地区の事業者は、該当タンク廃止に伴い令和５年３月末に広域共同防災組織から退会したことから「神奈川地区広域共同防災協議会」と名称変更をしている。

広域共同防災組織は、市、国、県及び防災関係機関の指導のもと、石災法第１９条の２の規定に基づき、次の業務を適正に遂行するものとする。

（ア）大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放水砲等」という。）を用いて行う防災活動に関する業務
（イ）構成事業所相互の連携、連絡体制の確立に関する業務
（ウ）防災要員の防災技術向上に関する業務
（エ）防災資機材等の整備充実及び維持管理に関する業務
（オ）防災関係機関との連絡体制の確立に関する業務

石災法第１９条の２に基づく広域共同防災組織の設置状況は、次のとおりである。

| 名　　称 | 受持ち特別防災区域 | 設立年月日 |
|---|---|---|
| 神奈川地区<br>広域共同防災協議会 | 京浜臨海地区・根岸臨海地区 | 平成 19 年 10 月 9 日<br>（本運用開始日：平成 20 年 12 月 9 日） |

エ　石油コンビナート等特別防災区域協議会の確立

京浜臨海地区特別防災区域協議会は、石災法第２２条の規定に基づき、次の業務を適正に遂行するものとする。

（ア）災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成

（イ）災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究

（ウ）災害の発生又は拡大の防止に関する特定事業所職員への教育の共同実施

（エ）共同防災訓練の実施

石災法第２２条に基づく特別防災区域協議会の設置状況は、次のとおりである。

| 名　　称 | 設立年月日 |
|---|---|
| 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会 | 昭和 57 年３月 29 日 |

（２）相互連携体制の整備

特定事業所は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における応援協力体制確立のため、事業所間の相互連携体制の整備・強化を図るものとする。

ア　平常時における連携体制の整備

特定事業所は、災害時における相互応援の円滑な実施に資するため、保安上必要があると認められる場合、次の事項に留意して相互に通報、連絡するなど平常時から連絡協調に努めるものとする。

（ア）相互通報に関する事項

次の事項について、あらかじめ通報しておくものとする。

a　導配管による輸送時

b　導配管輸送物質の成分、圧力、流量等に変動が生じた場合及びそのおそれのある場合

c　隣接事業所境界並びに他事業所導配管設置場所から接近した距離内の火気の使用、塔槽類の据付け、解体及びその他の作業を行う場合

d　隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある多量の可燃性ガス等を放出する場合

e　ばい煙、ばいじん等を異常に発生させるおそれのある場合

f　異常騒音の発生が予想される場合

g　装置の稼動を停止又は再開することにより、関連事業所へ影響を与える可能性のある場合

（イ）相互了解に関する事項

特定事業者は、次の事項について保安上必要がある場合、隣接事業所に連絡し、了解を得るものとする。

a　貯槽能力 10,000k. 以上の貯槽を事業所境界に接近した位置に設置する場合

b　製造施設を事業所境界から接近した位置に設置する場合

c　導管を設置する場合

e　フレアースタックを設置する場合

f　その他必要な事項

（ウ）資料等の相互交換に関する事項

隣接する事業所間で、次の事項につき概ね年１回以上、必要な資料等の相互交換を行う。

a　危険物・高圧ガス施設を設置している位置と取り扱う物質の名称

b　危険物その他の危険性物質を貯蔵する貯槽の位置と貯蔵物質の名称

c　火気を使用する設備の位置

e　災害によって可燃性ガス、毒性ガスが放出するおそれのある設備の位置と、放出ガスの名称

f　導配管の敷設位置

g　保安施設の位置

h　消火栓その他の防災設備の位置

i　その他保安上、特に必要と思われるものの位置

イ　非常時における連携体制の整備

特定事業者は、災害時において必要に応じ相互に応援することとされていることから、相互応援措置の円滑な実施が図られるよう、あらかじめ次の事項について応援協定を締結する等、合意若しくは確認しておくこと。

（ア）組織及び応援部隊の編成

（イ）応援要請時の連絡方法及び連絡系統

（ウ）応援時の指揮命令系統

（エ）相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項

（オ）応援者の業務

a　非常線の監視、報道機関の対応、非常炊出し、その他被災時における側面的な援助及びそれに必要な資機材、人員の調達

b　地域全般にわたる事故災害の発生又は発生のおそれのある場合の共同防災措置及びそれに必要な人員及び資機材の提供

c　被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣

d　消火に必要な人員、設備、資機材の調達

e　その他被災事業所からの要請による事項

（カ）その他応援に必要な措置

特定事業所は、自らの事業所の安全を確保した場合には、相互応援とともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域社会における防災対策への協力に努める。

３　消防力の整備強化

大量の危険物・高圧ガス等を貯蔵し、取扱う特別防災区域においては、災害の特殊性と影響度の大きさとともにさまざまな危険要因を有していることから、関係法令において必要とされる防災資機材等の適正な配備とともに、これらの災害対応に向けた自衛消防組織等の消防力の整備・強化が必要不可欠となる。

このため、災害防止について第一次的責任を有する特定事業者は、法令等による設置義務又は基準数の配備に満足することなく、事業所の規模に応じた防災要員を確保し、流出油防止堤等の特定防災施設、消防車両等、消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の防災資機材等並びに消防用設備等について、より一層の消防力の整備・強化に努めるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、市街地においても多数の火災や建物倒壊等の被害の発生が想定され、公設消防隊がコンビナート地区において十分対応できないことも予想されるので、自衛防災組織や共同防災組織のみの防災体制も整備するよう努める。

（１）特定事業所等の消防力

特定事業所等の消防力の概要は、別表のとおりである。

（２）大容量泡放射システムの概況

石災法第 19 条の２の規定により広域共同防災組織が設置され、当市区域には「神奈川地区広域共同防災協議会」を組織して、防災資機材等及び防災要員に係る石災法の基準に基づき、次のような大容量泡放射システムを配備している。

ア　大容量泡放射システムの資機材等

| 大容量泡放射システム構成資機材 | | 現有 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 大容量泡放水砲 | | ２砲 | 10,000～<br>30,000 L/ min 可変 |
| 大容量<br>泡放水砲用<br>防災資機材 | ポンプ | メインポンプ<br>水中ポンプ　２台 | 30,000 L/ min<br>15,000 L/ min/台 |
| | 混合装置 | 送液部１式<br>混合部２式 | |
| | ホース | メインホース<br>5,740m | １２Ｂ |
| | （保形）<br>（ソフト） | 給水ホース２２本 | １０Ｂ |
| | 耐熱服 | ４着 | |
| | 空気呼吸器 | ４基 | |
| 大容量泡放水砲用泡消火薬剤 | | ６６ｋｌ | １％希釈型 |

※　「神奈川地区広域共同防災協議会」は、当市の他、京浜臨海地区（横浜市区域）・清水地区の特定事業所を受け持つ。

イ　大容量泡放水砲１基あたりの最低放水能力

| 浮屋根式特定屋外タンクの直径 | 34m以上<br>45m未満 | 45m以上<br>60m未満 | 60m以上<br>75m未満 |
|---|---|---|---|
| 基準放水能力<br>（毎分） | 10,000 l | 20,000 l | 40,000 l |
| 砲１基あたりの<br>最低放水能力（毎分） | 10,000 l | | 20,000 l |

※市内該当タンクにおいて、最大直径７５メートル以上のタンクはない。

ウ　川崎市内における大容量泡放射システムの該当タンク基数

| 該当タンク基数 | 基準放水能力別該当タンク基数 | | |
|---|---|---|---|
| | 毎分 10,000 l | 毎分 20,000 l | 毎分 40,000 l |
| ３７基 | ８基 | １７基 | １２基 |

4　海上流出油体制の整備等

特定事業所は、油等流出事故等に的確に対応するため、災害用資機材の整備を図り、東京湾排出油等防除協議会及び川崎管内排出油等防除協議会の関係機関と連携して防除活動を行うとともに、協議会が実施する訓練に積極的に参加し、防災関係機関との防災体制の整備を図るものとする。

また、防災体制の構築を図るため、川崎臨海部立地事業所等と関係局、川崎区等とで構成された川崎臨海部防災協議会等において、情報や意見の交換、提案を行う。

5　防災教育及び防災訓練の実施

特定事業所は、協力会社も含めた全従業員を対象に、次のとおり防災教育及び訓練を計画的かつ確実に実施し、平常時の安全確保と災害時の応急活動の万全を期するものとする。

（1）防災教育

ア　平常時から、操作ミス、不注意あるいは作業基準に定める作業手順の省略等惰性、慣れから基本的な安全確認を怠ることのないよう、作業基準、点検整備基準等の安全保安教育を徹底する。

また、過去の事故事例等を活用して異常事態を想定し、的確な判断能力の付与及びその際とるべき措置の周知徹底、火災、爆発等の事故時の作業員の役割等を重点とした、協力会社を含めた安全保安教育を実施する。

イ　地震、津波、高潮等の異常な自然現象に関する知識を習得するとともに、自然災害による被害の低減を図るための作業員の役割等を重点とした、協力会社を含めた安全保安教育を実施する。

ウ　予想される装置のトラブルに速やかに対処できるよう、運転技術の向上及び運転装置、関連装置の習熟を図る。

エ　事業所設備の操作・保守及び管理に従事する者を企業内講習会、企業外講習会などに積極的に参加させ、資格取得に対する援助をするなど全体のレベルアップを図る。

オ　自衛防災組織の統括等防災業務の中心的役割を担う防災管理者等を、防災業務に関する研修・講習に積極的に参加させ、一層の能力向上が図られるよう努める。

（2）防災訓練

ア　公設消防隊、共同防災組織及び広域共同防災組織並びに近隣の特定事業者等と合同の総合訓練を実施し、地域防災体制の確立を図る。

イ　訓練は、特に、設備の新設、組織変更、人事異動等があった時はその都度実施するように努め、迅速的確な対応が行えることを確認し、訓練を実施した際に生じた問題点をマニュアル等に反映させるとともに、次回訓練時にその検証を行う。

ウ　作業基準に沿った装置の停止訓練等個別訓練を実施し、作業基準の徹底を図る。

6　特定事業所における啓発活動

毒性ガスを扱うタンクやプラントで災害が発生した場合、ガスの拡散による影響範囲は火災や爆発に比べてかなり大きくなり、周辺地域の住民などへ影響を与える可能性も想定される。また、石油類の火災の場合、輻射熱による直接的な影響はほぼないにしても、走行中の車両に対して煙による視界不良により交通事故を引き起こすことも懸念される。可燃性ガスが拡散した場合には、近くを走行中の車が着火源となることも考えられる。

そのため、特定事業所は事業所の保安に向けた取組や防災体制について、適切な情報発信を行うほか、コンビナートにおけるリスクについても、周辺住民の理解促進を図るよう努める。

# 共同防災組織及び自衛防災組織における防災資器材等の現況

（令和６年４月１日現在）

| 区分 | | | 大型化学消防車 | 大型高所放水車 | 泡原液搬送車 | 大型化学高所放水車 | 普通化学車 | | 消防ポンプ車 | | 普通高所放水車 | 可搬式放水砲（三千型） | 可搬式泡放水砲（二千型） | 可搬式放水銃 | 耐熱服 | 空気呼吸器又は酸素呼吸器 | オイルフェンス展張船 | 油回収装置 | 泡消火薬剤（ｋｌ）注1 | オイルフェンス（ｋｍ） | 防災要員（人）注2 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 甲種 | 乙種 | 普通 | 小型 | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | 5 | 1 | 5 | 5 | 8 | 2 | － | － | － | 19 | 2 | 144 | 104 | 289 | 2 | 1 | 619.46 | 20.50 | 1,489<br>(222) |
| 共同防災組織 | 小計 | | 3 | 1 | 4 | 3 | － | － | － | － | － | 5 | 1 | 5 | 7 | 7 | 1 | － | 76.06 | 1.08 | 148<br>(32) |
| 共同防災組織 | 陸上 | 計 | 3 | 1 | 4 | 3 | － | － | － | － | － | 5 | 1 | 5 | 7 | 7 | － | － | 76.06 | － | 142<br>(29) |
| 共同防災組織 | 陸上 | 浮島共同防災協議会 | 3 | 1 | 2 | 1 | － | － | － | － | － | 4 | － | 4 | 4 | 5 | － | － | 52.16 | － | 105<br>(18) |
| 共同防災組織 | 陸上 | 千鳥地区防災協議会 | － | － | 1 | 1 | － | － | － | － | － | 1 | － | － | 1 | 2 | － | － | 11.80 | － | 19<br>(5) |
| 共同防災組織 | 陸上 | 扇島地区共同防災協議会 | － | － | 1 | 1 | － | － | － | － | － | － | 1 | 1 | 2 | － | － | － | 12.10 | － | 18<br>(6) |
| 共同防災組織 | 海上 | 計 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 1 | － | － | 1.08 | 6<br>(3) |
| 共同防災組織 | 海上 | 川崎海上共同防災協議会 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 1 | － | － | 1.08 | 6<br>(3) |
| 自衛防災組織 | 小計 | | 2 | － | 1 | 2 | 8 | 2 | － | － | － | 14 | 1 | 139 | 97 | 282 | 1 | 1 | 543.40 | 19.42 | 1,341<br>(190) |
| 自衛防災組織 | 浮島地区 | | 2 | － | － | － | 1 | 2 | － | － | － | － | 1 | 43 | 38 | 73 | 1 | 1 | 279.94 | 9.37 | 617<br>(74) |
| 自衛防災組織 | 千鳥地区 | | － | － | － | － | 2 | － | － | － | － | 11 | － | 79 | 31 | 125 | － | － | 149.50 | 5.07 | 473<br>(62) |
| 自衛防災組織 | 水江地区 | | － | － | 1 | 1 | 3 | － | － | － | － | 2 | － | 9 | 10 | 20 | － | － | 72.50 | 2.80 | 93<br>(20) |
| 自衛防災組織 | 扇町地区 | | － | － | － | － | 1 | － | － | － | － | － | － | 3 | 8 | 31 | － | － | 8.00 | 0.54 | 87<br>(15) |
| 自衛防災組織 | 大川・白石地区 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 2 | － | 19 | － | － | 10.30 | 0.06 | 30<br>(6) |
| 自衛防災組織 | 扇島地区 | | － | － | － | － | 1 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 7.56 | 0.58 | 24<br>(8) |
| 自衛防災組織 | 東扇島地区注3 | | － | － | － | 1 | － | － | － | － | － | 1 | － | 3 | 10 | 14 | － | － | 15.60 | 1.00 | 17<br>(5) |

（注）１　泡原液は３％原液に換算した量を示しています。
２　（　）内は、１当直あたりの人員を示しています。
３　東扇島地区の大型化学高所放水車は、大型化学高所粉末車になります。

## 第２節　特定事業所以外の事業所の予防対策【臨海部国際戦略本部、港湾局、経済労働局、川崎区、危機管理本部】

臨海部に立地する特定事業所以外の事業所においても、災害時の事業継続性（Business Continuity）の確保に努めるにとどまらず、地域においては事業活動を行う地域社会の一員として、その社会的責任を果たすため、災害発生時には、その組織力や所有する敷地、資器材等をもって、住民とともに周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

このため、日頃から防災関係機関や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりや災害からの早期復旧など地域社会の貢献に努める。

### １　特定事業所以外の事業所の防災対策

事業所における被害を軽減するため、施設・設備の耐震対策の実施、従業員への防災教育・訓練の実施、防災対応、事業継続計画（Business Continuity Plan：ＢＣＰ）の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、発災対応に努める。

なお、従業員が安心して災害対応、業務の継続ができるよう、家族との安否確認体制の整備を整えるほか、３日分以上の備蓄等を行い、発災後に「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整えることにより、帰宅困難者の発生抑制のみならず、従業員の帰宅時における２次災害の抑制に努める。

このような事業所の防災体制の構築を図るため、川崎臨海部立地企業等と関係局、川崎区等とで構成された川崎臨海部防災協議会や川崎区危機管理地域推進協議会等において、情報や意見の交換、提案を行う。

また、市内事業所における防災の取組を促進するため、事業所独自の防災対策（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持）のほか、地域と協働で取り組む防災活動の必要性や方向性、内容等についてまとめた防災啓発冊子を活用し、地域防災力の向上を図る。

### ２　地域住民等との連携

事業所は、地域社会の一員として、平素から地域住民と災害への取組みなどの情報提供を行うとともに、地域住民、市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時には、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、日頃から訓練を実施するなど協調体制づくりを進める。

（１）救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。
（２）被害情報の収集、伝達に関すること。
（３）救出救護資器材、備蓄物資の提供に関すること。
（４）被災者の避難収容に関すること。

### ３　事業継続計画（ＢＣＰ）の策定

事業所は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業は、県防災計画や川崎市地域防災計画、本計画との整合を図りつつ、ＢＣＰを策定し、同計画に基づく対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組を平時から、次のように実施する。

（1）経営者が方針を立て、
（2）計画を立案し、
（3）日常業務として実施・運用し、
（4）従業員の教育・訓練を行い、
（5）結果を点検・是正し、
（6）経営者が見直すことを繰り返す、
このような一連のサイクルをＢＣＰとして明確に規定、遵守することを進める。

## 第２章　防災関係機関における予防対策【危機管理本部、関係局区】

本市、県及び防災関係機関は、特別防災区域における災害の未然防止と発災時の応急措置が迅速かつ効果的に実施できるように特定事業所等に対する指導監督、消防力の整備等、あらかじめ講ずべき対策をそれぞれの権能と責任において実施し、相互の協力により一体的防災対策を推進するとともに、災害状況に応じた業務継続性の確保を図ることにより、石油コンビナート等防災対策の万全を期すことに加え、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

### 第１節　特定事業所等に対する監督指導の徹底【消防局・港湾局等】

本市、県及びその他の防災関係機関は、それぞれ石災法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく立入検査の実施及び許認可、届出等の機会を通じて、危険物、高圧ガス、毒劇物を有する特定事業所等を指導、監督するとともに、自主保安体制の確立に向けて適切な助言を行い、災害の未然防止と防災体制の強化に努める。

１　立入検査の実施

（１）各防災関係機関による立入検査

本市、県、神奈川労働局及び第三管区海上保安本部等は、それぞれの立入検査権能に基づき、危険物、高圧ガス、毒物及び劇物等の安全取扱いと適正管理、消防、保安施設設備等の維持管理、各種規程類の整備状況等について定期及び随時に立入検査を実施する。

なお、防災関係機関は、相互に連携を図り、必要に応じて立入検査の結果等について、情報交換に努める。

（２）防災関係機関による合同立入検査

特定事業所等における防災対策の適正化を図るため、災害の発生状況、発生原因及び特定事業所等の防災体制の現状等を踏まえ、各防災関係機関が協力して合同立入検査を定期及び臨時に実施する。

２　防災体制の整備推進

（１）消防技術説明者の配置

石油精製・化学工場等にあっては、複雑多岐にわたる危険物質等の製造及び取扱いがあることから、消防隊が全てを認識し又は周知し、災害発生時、その危険性を即座に判断することは非常に困難な状況である。

このことから、消防局は、特定事業所等に災害発生時の消防隊への情報提供及び連絡等を専門的に行う者として消防技術説明者（この取組みを消防技術説明者制度という。）を配置するよう指導する。

（２）予防規程・危害予防規程・防災規程

消防局は、危険物を貯蔵し、取り扱う事業所又は高圧ガスを製造する事業所における火災・爆発・その他の災害の発生又は拡大を防止するため、危険物の取扱い作業・貯蔵方法、高圧ガスの製造に係る保安上必要な事項、災害発生時の災害応急措置、その他危険物の保安上必要な事項等に関し、消防法第 14 条の２、高圧ガス保安法第 26 条及び石油コンビナート等災害防止法第 18 条の規定に基づき具体的に予防規程、危害予防規程及び防災規程を制定させ、事業所全般の保安管理の徹底を図らせる。

また、本規程の作成の基準として別途に準則及び指針を定め、内容の充実した規程となるよう、

申請時に指導するとともに年１回以上の見直しを行い、実情に即して運用されるよう指導を徹底する。

（３）危険物施設等の保安に関する講習会

ア　安全担当者講習会

消防局は、石油精製・石油化学工場及び油槽所等の危険物保安監督者・危険物取扱者・危険物施設保安員及び安全担当者等を対象に、危険物施設の適正な維持管理・危険物の貯蔵・取扱い、事故事例など安全管理強化のための講習会を開催し、防災意識の高揚及び事故防止の徹底を図る。

イ　危険物給油取扱所等の所有者・管理者講習会

消防局は、給油取扱所・移動タンク貯蔵所・灯油販売店及び塗料店等の小規模危険物施設の所有者・管理者及び安全担当者等を対象に、これら施設の適正な維持管理、危険物の貯蔵・取扱い、安全管理強化のための講習会を開催し事故防止の徹底を図る。

（４）研究機関等

ア　川崎市コンビナート安全対策委員会

消防局は、京浜臨海地区における事故の調査並びに事故防止のために講ずべき施策等に関して調査審議し、行政施策を円滑に推進するため川崎市長が委嘱した学識経験者により構成されている川崎市コンビナート安全対策委員会の審議結果を尊重し、保安行政に反映させるものとする。

なお、委員会の組織運営等については、川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第１号）に定めがあるもののほか、川崎市コンビナート安全対策委員会要綱（平成 27 年 26 川消危第 1651 号）に定める。

イ　川崎市危険物等保安審議会

消防局は、消防法に基づく危険物、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油等及び高圧ガス保安法に基づく高圧ガス等（以下、「危険物等」という。）の貯蔵・取扱いに関する課題等を調査審議し、その安全確保を推進するために附属機関として設置された市内事業所の学識経験者により構成される川崎市危険物等保安審議会の成果物を危険物等行政に反映させるものとする。

なお、審議会の組織運営等については、川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第１号）に定めがあるもののほか、川崎市危険物等保安審議会要綱（平成 27 年 26 川消危第 1650 号）に定める。

（５）相互応援体制の確立指導

危機管理本部及び消防局は、各自衛防災組織及び共同防災組織が災害時において相互に応援、協力して防災活動を実施するよう、次の事項等について、あらかじめ応援協定の締結を指導する。

ア　組織及び応援部隊の編成

イ　応援要請時の連絡方法及び連絡系統

ウ　応援時の指揮命令系統

エ　相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項

オ　応援者の業務

カ　その他応援に必要な措置

（６）防災教育及び訓練の実施指導

本市は、防災要員等を対象に、関係法令をはじめ地震災害、産業災害に係る教育を行うほか、災害防ぎょ活動の教育、訓練を実施する。

３　船舶荷役作業に対する監督指導

市、県、第三管区海上保安本部、神奈川労働局及びその他の関係機関は船舶の荷役作業中の事故を

防止するため、特定事業所に対する立ち入り検査等を適宜実施するとともに、特定事業所等が安全措置をすすめるよう、監督指導を強化する。

（1）市による監督指導

港湾局長は、川崎市港湾施設条例及び同施行規則や公共ふ頭における危険物取扱要綱等に基づき、公共岸壁における危険物積載船舶の接岸及び荷役、危険物取扱工事等における安全の確保に努めるものとする。

（2）県による監督指導

県は、危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の監督指導を行うとともに、防災施設の整備、防災に必要な物資の及び資機材の備蓄、整備を行うものとする

（3）第三管区海上保安本部による監督指導

第三管区海上保安本部は、海上交通安全法、港則法その他関係法令、規則等に基づき、危険物積載船の航行及び積込、積替、荷卸に対して、安全管理の徹底、設備の改良等、適切な監督及び指導を行うものとする。

（4）神奈川労働局による監督指導

神奈川労働局は、労働安全衛生法その他関係法令、規則等に基づき、危険物積載船の荷役に対して、陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立、及び陸上の装置等の定期点検の強化等による安全の確保、作業時の立合い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底等、適切な監督及び指導を行うものとする。

（資料編　自衛防災組織における「消防技術説明者制度」の趣旨）

## 第２節　消防力の整備充実【消防局】

1　市の消防力

市は、人命救助や被害の拡大等を防止し、市民、事業所及び付近船舶の安全確保を図るため、的確な情報収集体制や効果的かつ迅速な体制がとれるよう大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車の３点セット中隊及び消防艇等消防力を整備し、適正に配置するとともに、消防用資器材の整備を図るものとする。

（1）消防署所等

ア　消防局

１局、８消防署、２８出張所

イ　消防団

８消防団、２８分団、４１班

（2）石油コンビナート等特別防災区域における火災出場体制

| 第１出場 | 特別第１号 | 特別第２号 | 特別第３号 |
|---|---|---|---|
| 指揮車　　１台<br>救助工作車１台<br>特殊災害対応車１台<br>大型化学高所放水車　１台 | ポンプ車　２台<br>はしご車　２台 | ポンプ車　６台<br>消防艇　１艇 | ポンプ車　５台<br>高所放水車　１台 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ポンプ車　６台<br>救急車　　１台<br>消防艇（※）１台<br>【泡砲射担当１】 | 【泡砲射担当３】 | 【泡砲射担当３】<br>【泡放射砲２】 | 【泡放射担当４】<br>【泡放射砲３】 |

※　第１出場の消防艇は災害状況により出場。

２　その他の防災関係機関の消防力

第三管区海上保安本部の消防力等概要

| | 船　艇 | | | | 消火薬剤 | オイルフェンス | 油吸着剤 | 油処理剤 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 消防船 | 監視取締艇 | オイルフェンス展張船 | 巡視船(艇) | | | | |
| 川崎海上保安署 | 0隻 | 1隻 | 0隻 | 2隻 | 0.2kl | 100m | 98kg | 1.3kl |
| 横浜海上保安部 | 1隻 | 1隻 | 0隻 | 11隻 | 34.5kl | 480m | 546kg | 7.4kl |
| 合計 | 1隻 | 2隻 | 0隻 | 13隻 | 34.7kl | 580m | 644kg | 8.7kl |

※横浜海上保安部で、粉末消火剤7,100kg、油回収装置3基を保有

## 第３節　石油コンビナート等災害影響範囲の把握【危機管理本部、消防局、川崎区】

市は、市域にある危険物タンク、高圧ガスタンク、毒液タンク及びプラントの災害時における影響範囲を事前に把握し、災害の発生時の円滑な応急対応及び効果的な訓練の実施などに努めるものとする。

## 第４節　海上流出油等防災体制の整備【危機管理本部、港湾局、消防局】

市は、油等流出事故等に的確に対応するため、災害用資機材の整備を図り、東京湾排出油等防除協議会及び川崎管内排出油等防除協議会の関係機関と連携して防除活動を行うとともに、協議会が実施する訓練に積極的に参加し、関係事業者、防災関係機関との防災体制の整備を図るものとする。

川崎市港湾局所属船舶諸元表

| 船名 | 総トン数 | 長さ | 幅 | 深さ | 用途 | 定員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| あおぞら | 126.77 | 25.00 | 6.20 | 2.70 | 旅客船（巡視船） | 56 |
| かもめ | 19.00 | 17.21 | 4.00 | 1.45 | 旅客船（巡視船） | 27 |
| ひばり | 20.90 | 10.20 | 5.98 | 1.80 | 測量船（巡視船） | 11 |
| つばき※1 | 13.00 | 12.40 | 6.40 | 1.70 | 海面清掃船 | — |
| つつじ※2 | 17.00 | 13.50 | 6.40 | 2.10 | 海面清掃船 | 8 |
| みらい | 5.00 | 11.96 | 3.11 | 1.19 | 海面清掃船 | 7 |

※１「つばき」は「つつじ」運用開始まで使用
※２「つつじ」完成予定：令和７年度上半期

## 第５節　防災訓練の実施【危機管理本部、川崎区、消防局】

市は、災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、防災関係機関、特定事業所及び住民等と連携協力し、総合訓練又は個別訓練の実施に努める。

１　訓練実施の時期及び場所

訓練効果のある必要かつ適切な時期及び場所を選び実施する。

２　訓練の種目

（１）石油コンビナート等現地防災本部運営訓練

（２）災害予防型訓練

ア　地震情報等伝達訓練

イ　非常参集訓練

（３）発災対応型訓練

ア　事業所による防災本部の設置・緊急措置訓練

イ　災害情報等伝達訓練

ウ　非常招集訓練

エ　災害通報・応援要請等訓練

オ　陸上流出油防ぎょ訓練

カ　出動（資機材集中）訓練

キ　タンク火災消火訓練

ク　タンク漏洩・拡散防止訓練

ケ　大容量泡放水砲等出動・設定訓練

コ　海上流出油防除訓練

サ　津波対策訓練

シ　船舶火災等消火訓練

ス　救出・救護訓練

セ　避難訓練

ソ　住民広報訓練

タ　警備交通規制訓練

チ　その他災害対策上必要な訓練

３　実施の方法

災害想定により、予想される事態に即応した必要な訓練を図上又は実地にて実施する。また、大容量泡放水砲等出動・設定訓練にあっては、大型タンク全面火災など大規模災害を想定し、迅速な応急体制の確立、広域応援要請等の災害の拡大防止、二次災害の防止を図るために必要な訓練を図上又は実地にて実施する。

## 第３章　公共施設等の安全対策の推進【危機管理本部、関係局】

市をはじめとした公共施設等の施設管理者は、日頃から危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

### 第１節　道路施設等の整備【建設緑政局、港湾局、川崎区】

１　道路の整備

臨港道路については、液状化現象による道路の寸断を避けるため、液状化調査を実施し、対策検討を行うなど緊急輸送道路の確保に努める。

また、臨海部におけるその他の緊急輸送道路についても、日々のパトロール等により適切な維持管理を進める。

２　橋りょうの整備

道路管理者は、緊急輸送道路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋などの耐震補強工事を行う。

３　トンネルの整備

施設管理者は、トンネルの安全点検を実施し、必要な補強工事を行う。

また、川崎港海底トンネルについては、引き続き適切に維持管理し、緊急輸送道路の確保に努める。

４　横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、横断歩道橋の点検を適宜、実施し、必要な修繕工事を行う。

５　街路樹等の適正管理

街路樹の防災機能として、一般的に延焼防止効果、避難路形成効果等が示されているため、臨海部における街路樹等の樹木の維持管理を適正に行うとともに、「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画に基づき、防災機能の向上に資する街路樹の整備を行う。また、立地事業所等に対して、適切な樹種を選定するなど、防災機能に考慮しながら緑化の促進に努めるよう働きかける。

### 第２節　海岸、港湾等の整備【建設緑政局河川課、港湾局】

施設管理者は、地震災害時における海岸、港湾等の施設の被害を防止するためそれぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、重要度に応じ耐震化を推進する。

１　海岸保全施設（防潮堤）等の整備

海岸保全施設である防潮堤については、「海岸保全基本計画」に基づき施設を整備（改良等）するとともに、適切な維持管理を行うことで市民の財産や安全確保に努める。

（１）防潮堤

老朽化による機能低下を防ぐため、計画的な維持管理を行うとともに、施設の改良・補修を行う。

（２）防潮扉

防潮扉の開閉作業を年に数回実施して、その異常の有無を点検し、所要の措置をとるとともに、常備器具の保管状況を確認する。また、防潮扉を閉鎖するまでの時間を短縮するため、順次、角落とし式から引き戸式等の防潮扉へ改修を進めるとともに、閉鎖作業について企業との連携を強化し、迅速かつ確実な作業体制を確保する。

（３）河港水門の適正管理

河川パトロールの際において異常等を確認し、必要に応じて所要の措置を講じるなど、適正な維持管理を行う。

2　公共岸壁等の耐震強化

公共岸壁は、災害時に救援物資を運搬し、あるいは経済活動を維持するために物流機能を確保するなど、海上輸送の拠点として重要な施設であり、地震による施設の被害等を防止するために施設を強化し、施設の安全対策を図る。

（1）東扇島耐震強化岸壁公共バース（－１２ｍ・－７．５ｍ）２バース（整備済）

（2）千鳥町耐震強化岸壁公共バース（－１０ｍ）１バース（整備中）

（3）東扇島外貿内貿コンテナ耐震強化岸壁（－１４ｍ）及び（－９ｍ）２バース（計画）

3　海上交通網の整備

川崎港の内陸域との陸路寸断時のアクセス確保のため、各島部と内陸部を繋ぐ海上交通網を構築するための係留施設（浮桟橋等）整備や大師河原河川防災ステーション等を活用した船舶による輸送体制について検討する。

4　検潮器の機能維持

検潮器の適切な維持管理を行い、津波等による潮位変動及び異常潮位の発生時においても潮位観測が確実にできる体制を確保する。

5　企業及び防災組織等との連携

川崎港における港湾施設は、港湾管理者の管理する施設と民間企業の保有する施設とが一体となって機能を形成しており、災害発生時の機能の保守については、市及び事業所が一体となった対策が必要である。したがって、災害時に備え、各運河に接する施設を管理する企業又は防災組織等と密接な協力関係を設定し、災害時には、地区を分担して対処する。

（資料編　川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図）

（資料編　川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領）

（資料編　多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書）

（資料編　多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書）

## 第３節　上・工・下水道施設の整備【上下水道局】

1　上水道施設

水道事業は、市民生活に欠くことのできない重要な社会公共事業である。臨海部に位置する水道施設は送・配水管路が中心となり、取水施設や浄水場等の基幹施設は設置されていないため、地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、水道施設の安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施するものとする。

（1）配水施設

ア　配水管

配水管の新設・改良時には耐震管を採用し、地震に強い配水システムを構築しており、鋳鉄管、ビニル管等の老朽配水管についてはすべて更新するものとする。また、市立小中学校などの避難所や重要な医療機関等に供給する管路については、早急に耐震化を完了するものとする。

イ　給水装置

地盤の軟弱な箇所においては、給水管の抜け、折損等による漏水や、建物の被害による給水装

置の破損が考えられる。これら給水装置は、上下水道局の管理外であるが、災害時には大きな被害が予想されることから、老朽化した給水装置の改良を配水管布設替に伴う給水管の付替や老朽給水管対策事業などにより、耐震性のある管を用いた更新を積極的に行うものとする。

（２）応急給水・応急復旧体制の確立

ア　「水道事業及び工業用水道事業における災害復旧用資材備蓄計画」に基づき、市内３箇所に復旧用資材を備蓄する。

イ　「応急給水用資器材備蓄計画」に基づき、応急給水に必要な資器材を確保する。

ウ　臨海部は、地震時に地盤の液状化により管路の被害が発生することが想定されることから、災害対策用貯水槽を含む８箇所の災害時応急給水拠点を整備しており、これにより災害時に応急給水を受けられる体制を確保する。

エ　事故時の影響軽減のため、配水管網を中配水ブロック化し、水道システムの安定性を図る。

オ　地震発生後の他都市等応援隊受入体制の確立を図る。

カ　応急対策活動を円滑に行うため、図面等の充実・管理に努める。

キ　関係機関、関係団体と協定の締結を行い、応急対策活動の強化を図る。

２　工業用水道施設

工業用水道事業は、京浜工業地帯の一翼を担う本市の経済活動に欠くことのできない重要な社会公共事業である。臨海部に位置する工業用水道施設は送・配水管路が中心となり、取水施設や浄水場等の基幹施設は設置されていないため、地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、工業用水道施設の安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施するものとする。

（１）配水施設

配水管の新設・改良時には耐震管を採用し、地震に強い配水システムを構築しており、鋳鉄管等の老朽配水管についてはすべて更新するものとする。

（２）応急復旧体制の確立

ア　「水道事業及び工業用水道事業における災害復旧用資材備蓄計画」に基づき、市内３箇所に復旧用資材を備蓄する。

イ　地震発生後の他都市等応援隊受入体制の確立を図る。

ウ　応急対策活動を円滑に行うため、図面等の充実・管理に努める。

エ　関係機関、関係団体と協定の締結を行い、応急対策活動の強化を図る。

３　下水道施設

臨海部に位置する下水道施設は、計画区域内の雨水及び汚水を排除するための施設であり、市民が健康で文化的な生活を営み、また快適で美しい都市環境を作り出すために欠かせない都市施設であるが、その大部分が地下に築造されるため、地震による被害が発生すると、その復旧に長時間を要する。

また、下水道施設は、都市の基幹的施設であり、震災によりその機能が麻痺した場合、市民生活や水環境に与える影響は大きく、二次被害が発生するおそれもあるため、過去の震災の教訓を生かし、今後次のような予防対策を推進する。

（１）下水管きょ

ア　老朽管の更新に当たっては、耐震性能を有する工法を採用し、管きょの継手部は可とう性を有するものを使用する。

イ　臨海部は地盤の液状化が予想されることから、液状化対策に有効とされる改良土等の埋戻し材

を使用し、埋戻しを行う。

（2）ポンプ場・水処理センター

ア　構造物の設計は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に従い、必要な地震対策を実施するとともに、下水道地震・津波対策技術検討委員会の「耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考え方」に基づき、必要な耐津波対策を実施する。

イ　臨海部は地盤の液状化が予想されることから、必要に応じ液状化防止対策を行う。

ウ　停電に備え、自家発電設備を設置するとともに、水処理センターでは2回線受電を行う。

エ　ポンプ室は、外水を遮断できる構造とし、ポンプ設備の基礎はポンプ室と一体構造とする。

オ　各種配管には、伸縮管を挿入し、震動・変位を吸収できる構造とする。

カ　遮断器類は、油なし型式とし、変圧器類は、難燃性のものを使用する。

キ　施設の維持管理においては、点検による危険箇所の早期発見や改善をはじめ、施設の機能保持に努める。

ク　東京湾内への津波警報及び大津波警報発表時には、入江崎水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターを津波避難施設として利用する。

（3）応急復旧体制の確立

ライフラインとしての下水道の迅速な応急復旧活動のための体制整備のほかに、地域防災体制への支援が行えるよう、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

ア　地震発生後の各都市からの下水道支援に対する受入体制の整備を行う。

イ　応急対策を円滑に行うために下水道台帳のバックアップを行う。

ウ　関連機関や関係団体と協定の締結を行い、応急復旧体制の強化を行う。

## 第４節　その他公共施設の整備【関係局】

施設管理者は、地震災害時における施設の被害を防止するためそれぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、重要度に応じ耐震化を推進する。

## 第５節　公共事業施設の整備【危機管理本部】

１　電気施設の整備

東京電力パワーグリッド株式会社川崎支社は、送電線の地中化をはじめとする安全対策を進めているが、地震時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、より一層の予防対策を実施する。

２　都市ガス施設の整備

都市ガス事業者は、導管の強化策や、地震センサーの設置等により施設の充実整備を推進している。また、地震時の都市ガス施設の被害や都市ガスによる二次災害を未然に防止する措置も講じているが、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、より一層の予防対策を実施する。

３　鉄道施設の整備

鉄道事業者は、地震時における旅客及び貨物の安全と円滑な輸送を図るため、より一層の予防対策を実施する。

４　電話（通信）施設の整備

東日本電信電話株式会社及び通信事業者は、地震時における電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、より一層の予防対策を実施する。

５　首都高速道路施設の整備

首都高速道路株式会社は、落橋や倒壊を起こさないよう「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成７年５月）やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成８年１１月）に準拠した構造にしていくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策の一層の強化充実を図るとともに、災害に備え、道路構造物について常時点検を行うこととする。

## 第６節　航空機事故における災害の防止【危機管理本部】

航空機事故における災害については、「川崎市地域防災計画 都市災害対策編　第６章 航空災害の防災計画」に記載の通り、東京国際空港を中心とするおおむね半径９ｋｍ円内における災害対応にあたっては、国土交通省東京航空局東京空港事務所策定の「東京国際空港緊急計画」に基づき行うものとする。

「東京国際空港緊急計画」において、空港周辺における航空機事故の発生又は発生する恐れがある場合は、空港管理者である東京空港事務所が現地対策本部、そして、現地を管轄する地方自治体が必要に応じて現地連絡調整所を設置して、関係機関で消火救難活動及び医療救護活動等を行うものとしており、関係機関は「東京国際空港緊急計画」による他、地域防災計画等に基づき対処する。

## 第４章　津波対策【危機管理本部、港湾局、関係局、川崎区】

津波対策については、次の基本方針に基づきソフト対策とハード対策を行う。

１　住民の避難等のソフト対策と海岸保全施設の整備等のハード対策を組み合わせた総合的な取組みにより、津波被害による「死者数０」を目標に対策を推進する。
２　基本的には、最大クラスの津波(以下「L2津波」という。)と最大クラスの津波に比べて発生頻度が高い津波(以下「L1津波」という。)という2タイプの津波を想定して対策を行う。
３　Ｌ２津波に対しては、住民避難などのソフト対策を主体とした総合的防災対策により、被害の減災に努める。
４　Ｌ１津波に対しては、防潮堤などの海岸保全施設の整備等のハード対策により津波の市街への侵入を防ぐものとする。

※参考　Ｌ１津波：　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
　　Ｌ２津波：　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

### 第１節　ソフト対策【危機管理本部、港湾局、関係局、川崎区】

１　津波避難施設の指定

津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない場所や高台に避難することが大原則であるが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから、堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用する津波避難施設を指定する。

（１）対象施設の条件

津波避難施設としての指定を検討する際の構造的要件は次のとおりとする。

ア　耐震性

耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、または、新耐震設計基準（1981 年（昭和 56 年）施行）に適合していることを基本とする。

イ　津波に対する構造安全性

原則として RC または SRC 構造とし、想定浸水深に応じて、階数を考慮する。

（２）開設期間

津波避難施設の開設期間は、大規模地震等の発生に伴い、気象庁から東京湾内湾に津波警報等が発表されたときから、津波警報等が解除されたときまでとする。

２　防潮扉の開閉に係る運用

港湾局からの指示に基づき、開閉を委託されている事業所が開閉を現在行っているが、高潮警報・津波警報・大津波警報が発令された場合は、急を要するため、港湾局の指示がなくとも事業所が閉鎖するものとする。

３　津波ハザードマップの作成

Ｌ２津波に対して、避難対策で人命を守るため、津波ハザードマップを作成する。

（１）作成の位置づけ

津波ハザードマップを作成・活用することにより、津波による被害軽減のための地域ごとの避難計画の策定、防災教育、防災意識の啓発、防災を意識したまちづくり及び住民とのリスクコミュニ

ケーションの推進を円滑に行うことが可能になる。

（2）マップの掲載内容

ハザードマップは、被害想定で示された津波浸水予測をもとに、適切な避難に必要な避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報を掲載する。また、避難時に必要となる津波警報・津波情報の概要、心得・防災メモなどの付加情報を掲載する。

（3）マップの周知

津波浸水予測で示された地域の住民や事業所に対して周知するとともに、区役所や図書館等において閲覧等を行うなど幅広く周知に努める。

4　津波情報看板、津波避難施設の標識の整備

津波情報看板については、浸水情報、津波避難施設の位置など津波避難に必要な情報を掲載する。

津波避難施設の標識については、津波避難施設であることを示す標識を貼付するとともに、津波避難施設内の避難場所へ誘導するための標識についても整備する。

5　津波避難計画

別に定める「川崎市津波避難計画」による。

6　津波警報などの情報受伝達

メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、ホームページ、同報系防災行政無線屋外受信機、防災テレホンサービス、テレビ神奈川データ放送など様々な媒体により、津波に関する情報を提供するとともに、臨海部に新たな同報系防災行政無線屋外受信機の整備などにより、適切な情報受伝達の確保を図る。

7　津波避難訓練や防災教育の実施

（1）教育・啓発

津波対策の教育・啓発にあたっては、「自らの生命は自ら守る」という観点に立って、家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会等）、事業所等のそれぞれの場において、次の内容について教育・啓発していくものとする。

ア　気象庁が発表する津波警報及び津波情報に関する周知

イ　避難行動に関する事項

ウ　その他

（2）訓練の実施

津波避難訓練の実施にあたっては、情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する避難支援及び水門や陸閘の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

（資料編　津波避難施設一覧）

（資料編　指定避難所・広域避難場所）

## 第２節　ハード対策【港湾局、危機管理本部】

１　海岸保全施設の改良

防潮扉の開閉作業を年に数回実施して、その異常の有無を点検し、所要の措置をとるとともに、常備器具の保管状況を確認する。また、防潮扉を閉鎖するまでの時間を短縮するため、順次、角落とし式から引き戸式等の防潮扉へ改修を進める。

２　津波浸水予測地域における備蓄倉庫や非常用発電機などについて上層階への移動の検討

県が想定した慶長型地震の津波浸水深を基に、各学校等の備蓄倉庫や非常用発電機など、公的施設への影響を検討し、対策が必要な場合は適切な対応を行う。

## 第５章　情報連絡体制の整備【危機管理本部、臨海部国際戦略本部、関係局、川崎区】

災害時において、市と臨海部事業所及び防災関係機関等との迅速な情報連絡を図るため、情報通信設備、連絡体制等を整備する。また必要に応じて、臨海部事業所等と関係局、川崎区等とで構成された川崎臨海部防災協議会や川崎区危機管理地域推進協議会等における結果を情報連絡体制の整備に反映させることにより体制の強化を図る。

### 第１節　情報通信設備の確保【危機管理本部、港湾局、消防局、川崎区】

市、臨海部事業所及び防災関係機関等は、次のとおり情報通信設備の確保に努める。

１　通信設備

通信設備の利用は、記載上位のものからを原則とし、障害がある場合は、順次、下位記載の設備とする。なお、状況により適宜２種類以上の通信設備を併せて利用する。

（１）一般的な通信設備

ア　一般加入電話（市においては内線電話も含む）

イ　電子メール

ウ　災害時優先電話

東日本電信電話株式会社等の通信事業者が指定する災害時優先電話は、通信規制や輻輳時でも優先的に発信が可能であるため、発信専用の番号として使用する。

（２）災害時の通信設備

ア　市及び神奈川県と臨海部事業所との間の通信手段

神奈川県石油コンビナート等防災相互用無線は、市の臨海部のコンビナート地域と通信するために、神奈川県で整備しており、市消防局を調整局として通信を行う。

イ　市と防災関係機関等との通信手段

移動系防災行政無線設備については、市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で通信するため、また、ＭＣＡ無線及び特設公衆電話については、市と帰宅困難者一時滞在施設との間で通信するため、市で整備している。

ウ　市と神奈川県との通信手段

（ア）衛星通信設備

市と神奈川県、国及び他自治体との間における情報受伝達並びに災害映像の送受信、別途締結した災害時相互応援協定に基づく広域応援要請等を行うために、市が地域衛星通信ネットワークに加入し利用可能としている。

（イ）神奈川県防災行政通信網及び神奈川県災害情報管理システム

市と神奈川県との間における情報受伝達を行うために、神奈川県で整備している。

エ　市内部の通信手段

（ア）移動系防災行政無線設備

（イ）多重系防災行政無線設備

市役所庁舎と区役所庁舎等との間で通信するために、市で整備している。

（ウ）ＭＣＡ無線

市災害対策本部長、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で通信するために、市で整備している。

オ　在港船舶との通信手段

川崎港に在港する船舶との間においては、川崎ポートラジオの国際ＶＨＦ無線電話を活用して情報収集を行うとともに、情報伝達を行う。港湾局は、川崎ポートラジオを運用する株式会社東洋信号通信社との間で、日ごろから情報伝達等を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

カ　港湾従事者との連絡手段

港湾施設において、荷役作業等を行う港湾従事者への情報伝達を行うため、港湾施設に防災行政無線設備を設置する。

さらに、川崎港運協会等の団体や港湾運送事業者、船舶代理店等との間で、連絡体制を整備し、情報収集及び情報伝達ができる体制を整備する。

２　情報システム

（１）総合防災情報システム

市において、災害に関する情報の収集・蓄積・共有・受伝達・集計、災害対策の指示、臨海部事業所や市民への情報伝達等を迅速かつ的確に行うため、総合防災情報システムを活用する。

（２）神奈川県災害情報管理システム

神奈川県からの災害に関する情報の入手、神奈川県への被害状況の報告等を行う際には、神奈川県災害情報管理システムの活用を図り、迅速な情報受伝達を行う。

## 第２節　災害情報の収集・伝達体制の整備【危機管理本部、港湾局、消防局、臨海部国際戦略本部、川崎区】

市は、災害発生後、所管業務に基づき情報の収集を行うとともに、情報の集約を図り、必要な情報を臨海部事業所、防災関係機関、市民等に提供する。

また、一体的な災害応急対策を実施するため、防災関係機関や防災上重要な施設の被害状況並びに市民等からの通報、要請などについて、詳細かつ具体的に把握し、調査結果を災害対策本部各組織及び関係機関に周知する。

１　情報収集・伝達体制

（１）市災害対策本部、区災害対策本部、地域防災拠点、避難所及びその他の市施設間の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、総合防災情報システム及び、インターネットを利用したパソコンや携帯電話による通信の活用を図る。

（２）市職員による情報収集・伝達

災害発生後、市職員が本部事務局、避難所等へ参集する際に地域の被災状況等の収集を行い、情報を整理し、参集先の状況と併せて、総合防災情報システムを活用して情報を伝達する。

（３）臨海部事業所及び防災関係機関の情報収集

臨海部事業所及び防災関係機関から、市災害対策本部、区対策本部等への情報受伝達手段については、「第１節　情報通信設備の確保」に示す通信設備を使用する。

（４）タクシー無線

災害発生直後の市内の被害状況を迅速に把握するため、一般社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第一個人タクシー協同組合との協定に基づき、協会及び組合に加盟する各社が保有するタクシー無線を活用して、被害情報の収集を図るものとする。

（５）アマチュア無線

区災害対策本部と避難所間等の連絡及び災害情報の受伝達のため、川崎市アマチュア無線情報ネットワークとの協定に基づき、情報受伝達網の補完を図るものとする。

（６）市保有無線

市防災行政無線以外の各部が保有する消防用無線、港湾業務用無線等のあらゆる通信設備を利用し、災害情報の受伝達を図るものとする。

（７）非常通信

災害時において、有線通信等が途絶又は輻輳し、かつ無線通信設備についても重大な障害等が発生して防災関係機関等相互の通信が困難になった場合は、関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。〔電波法第５２条第４号~~項~~に定める非常通信に該当〕

２　映像による災害情報の活用

災害情報の受伝達手段として映像情報は被災地の情報の客観的かつ適切な判断に寄与するため、初動対応及び応急対策等への活用を図るものとする。

（１）災害情報カメラ

市役所南庁舎、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）、西生田中継所及び多摩区総合庁舎に設置している災害情報カメラ（このうち、臨海部及び周辺地域の映像確認用としては市役所南庁舎及び川崎市港湾振興会館：川崎マリエンに設置の各カメラ）からの映像情報を、市災害対策本部の大型映像画面、市総合防災情報システム等に映写し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

（２）ヘリコプターテレビ電送システム映像情報

消防ヘリコプターに装備しているヘリコプターテレビ電送システムで、上空から撮影した映像を、消防局から市災害対策本部等に送信し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

川崎市地域防災計画　資料編

（神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書）

（神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書）

（災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定（神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合、川崎第１個人タクシー協同組合））

（災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク））

（関東地方非常通信協議会会則）

## 第３節　連絡体制【危機管理本部】

１　連絡責任者の設置

市、及び防災関係機関等において、情報連絡を統括するために、連絡責任者を置く。

２　的確な運用

連絡責任者が統括する通信事務の担当者は、通信機器の的確な操作及び臨機応変な運用が行えるよう、その習熟に努める。

## 第４節　防災行政無線等の運用【危機管理本部】

１　無線設備の整備

（１）防災行政無線の構成

防災行政無線は、次の系統により構成する。

ア　多重系

イ　移動系

ウ　衛星系

エ　同報系

（２）防災行政無線の統制

防災行政無線設備全体の運用を統制するため、本庁舎６階に無線統制局を置く。

（３）電源確保

災害による停電等に備えて、無線設備の運用に万全を期するため、発動発電機、蓄電池等の非常用電源設備の配置を行い、重要な無線設備の使用可能時間を３日以上確保できるよう努める。

２　運用

防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、運用する。

川崎市地域防災計画　資料編

（川崎市防災行政無線管理運用規程）

（川崎市防災行政無線管理運用要綱）

（川崎市防災行政無線系統図）

（同報系屋外受信機設置一覧表（川崎区、幸区、中原区））

（雨量・水位・潮位観測局設置図）

## 第５節　衛星通信の運用【危機管理本部、消防局】

国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものとする。

１　無線設備の配置

電話及び映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役所本庁舎に配置するとともに、各区役所、消防局及び多摩防災センターに衛星系映像受信専用装置(TVRO)を配置する。

２　運用

衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、運用する。

## 第６節　防災相互無線の運用【危機管理本部、消防局】

市と他自治体からの応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との情報連絡には、防災相互通信用アナログ移動系無線（アナログ移動系防災行政無線「かわさきぼうさい１～２」）を活用するが、神奈川県石油コンビナート等防災相互用無線と一部同一の周波数（１５８．３５MHz）を使用しているため、通信を妨害しないよう注意する必要がある。

本市が他の都県市から応援を受ける場合の防災相互通信用無線局の運用は、次の方法による。

・　市から応援要請を行う際に、応援都県市との間で防災相互無線局を使用するための周波数、識別信号等を確認する。

・　市は応援要請を行った時点で、防災相互無線局を開局する。

・　応援活動を行うために派遣される車両等との連絡は、原則として防災相互無線局を使用するものとし、可能な限り防災相互無線局を携帯させるよう依頼する。

・　市に派遣された車両等が防災相互無線局を開局した場合は、運用中の通信を妨げない範囲で、速やかに都県市名、識別信号、現在地等を確認する。
・　応援に駆けつけた都県市の防災相互無線局は、原則として市の指示に従い通信を行う。
・　防災相互無線局の閉局は、市の指示による。

# 第６章　液状化、長周期地震動対策【危機管理本部、港湾局、消防局、関係局】

## 第１節　液状化対策【危機管理本部、港湾局、消防局】

大規模地震の発生に伴う地盤の液状化による災害発生の防止は、緊急の課題であり、次の対策を図る。

１　臨港地区内における緊急輸送道路の液状化対策

港湾局は、震災時に耐震強化岸壁及び基幹的広域防災拠点から緊急支援物資を市内へ輸送する際、液状化により輸送路が寸断され物資の輸送が滞ってしまわないよう、臨港地区内の緊急輸送道路指定路線を対象に、必要に応じ液状化の検討・対策を行い、輸送路の確保を図る。

２　九都県市で連携した減災対策

国、自治体及び事業者の役割分担を踏まえ、九都県市で連携しながら、石油コンビナート等民間企業の減災対策を促進する。

## 第２節　長周期地震動対策【消防局、危機管理本部】

本市臨海部においては、海溝部で発生する東海地震や南海トラフ地震などにより発生する長周期地震動の影響が危惧されることから、コンビナート地域の保安対策の強化を図るため危険物屋外タンクの長周期地震動対策を推進する。

## 第７章　帰宅困難者対策【危機管理本部】

大地震発生直後には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止のほか、川崎臨海部の島ごとの交通アクセスの遮断による島の孤立化などにより、通勤や観光客等の滞留者や帰宅困難者が発生し、大きな混乱が予想される。また、帰宅困難者の発生が想定される期間（大地震発生直後～数日後）は、消火、救助、救急活動等、人命救助活動が最優先となり、行政による支援は「救急、救助」「消火活動」「避難誘導」等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があるため、帰宅困難者対策は、まずは「自助」・「共助」が基本となる。国は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底しており、市も、この基本原則の周知・徹底を図るとともに、関係機関と役割分担をし、連携・協力を行いながら次の対策を実施するものとする。

### 第１節　市及び関係機関の役割

１　市の役割

市は、平素から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、徒歩帰宅者の支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保及び周知に努めるものとする。また、一時滞在施設の確保等においては、公的・民間施設の協力を得て平常時からの指定作業に努める。さらに、船舶などの代替輸送手段の活用方策の検討や、東扇島地区と千鳥町地区を結ぶ川崎港海底トンネルの代替連絡路として、東扇島水江町線の整備を進める。

２　鉄道事業者の役割

鉄道事業者は、旅客及び駅利用者等の安全を確保するとともに、代替輸送手段の確保に努めるものとする。

３　企業等の役割

企業等は、交通アクセスの遮断時における従業員の職場での待機を心掛けるとともに、従業員、来場者等のために、安否確認体制の整備や保護体制の促進、食料及び資器材等の備蓄に努めるものとする。

また、送迎バス事業者等と、災害時における社員の輸送体制の確保等について計画の策定に努めるものとする。

４　市民の役割

市民は、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認に努めるものとする。

### 第２節　普及啓発

１　市は、企業等に対し、従業員や来場者等を一定期間保護するための食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄や、家族を含めた安否確認等の確認体制の整備について啓発する。

２　市は、災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル等）が十分活用できるよう、その周知に努める。

### 第３節　情報収集伝達体制の整備

市は、鉄道事業者、バス運行業者等と連携し、有線電話の途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の整備に努めるとともに、一時滞在施設のＭＣＡ無線や特設公衆電話等の活用に努める。

## 第４節　広域的対策の推進

帰宅（帰宅困難者）支援については、行政区域を越えた支援施策となるため、市は、九都県市等と連携した広域的な支援体制を整備する。

九都県市等では、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、自動車販売店、理美容組合、寺院、生活協同組合等と災害時の徒歩帰宅支援のための協定を締結しており、協定先の店舗において、災害発生時には水道水やトイレ、情報等の提供を行う。

川崎市地域防災計画　資料編

（災害時における帰宅困難者支援に関する協定書）

（帰宅困難者に対する一時滞在施設の使用に関する協定書）

## 第８章　臨海部事業所、市民等への情報提供
## 【危機管理本部、シティプロモーション推進室、消防局、臨海部国際戦略本部、川崎区】

防災等に関する情報を臨海部事業所、市民等へ迅速かつ的確に提供するために、情報伝達手段、連絡体制等の整備が重要となる。

### 第１節　情報伝達手段の整備【危機管理本部、シティプロモーション推進室、消防局、川崎区】

市は、次の情報伝達手段を整備し、必要に応じて自動配信や自動放送を導入し、防災等に関する情報を臨海部事業所、市民等へ迅速かつ的確に提供する。また、他の情報通信システムの活用など効果的な伝達方法についても引続き検討を行う。

１　電子メール

事前に「メールニュースかわさき『防災気象情報』」に登録された、電子メールアドレス宛に伝達する。

２　緊急速報メール

災害時などの通信規制や輻輳の影響がなく、事前に電話番号やメールアドレスを登録する必要がない、緊急速報メール（ＮＴＴドコモ※、ａｕ、ソフトバンク、楽天モバイル）を活用して伝達する。

※ＮＴＴドコモの名称：緊急速報「エリアメール」

３　ホームページ

市ホームページ、川崎市防災ポータルサイトに掲載する。

４　同報系防災行政無線

市内の避難所、広域避難場所、急傾斜地、主要ターミナル駅、臨海部の公園などに設置している屋外受信機、及び社会福祉施設、住民組織役員宅などに設置している戸別受信機から放送する。

また、戸別受信機の設置を希望する臨海部事業所については、各事業所が独自に戸別受信機を購入し、設置、管理、運用等を行うことが可能である。

５　防災テレホンサービス

同報系防災行政無線で放送した内容を電話で繰り返し聞くことができる。

６　テレビ神奈川データ放送

テレビ神奈川（３ｃｈ）のデータ放送に掲載する。

７　かわさきＦＭ

かわさきＦＭから、ラジオ放送（７９．１ＭＨｚ）及びインターネットのサイマル放送を行う。

８　広報車

広報が必要な地域へ広報車を派遣し放送する。

９　消防ヘリコプター

消防ヘリコプターを使用し広報を行う。

10　職員による広報

広報車の活動が困難な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣して広報する。

11　広報印刷物等の配布

即時性を必要としない情報については、必要に応じて広報物を印刷し配布する。

12　ソーシャル・ネットワーキング・サービス

Ｘ等を活用し、文字による情報提供に努める。

13　Ｌアラート

テレビ、ラジオ等の情報発信者向けに一括で情報発信できるＬアラートを活用し広報を行う。

14　かわさき防災アプリ

スマートフォンに対してプッシュ通知できるかわさき防災アプリを活用し、広報を行う。

## 第２節　情報提供の内容【危機管理本部、シティプロモーション推進室、消防局、川崎区】

第１節の情報伝達手段を用いて、臨海部事業所、市民等へ提供する主な情報は、次のとおりとする。（○印は「配信」を、△印は「必要に応じて配信」を、▲印は「関連ページへのリンク」を、それぞれ示す。）

| | 防災ポータルトイッター情報メール | 緊急速報メール | 防災ポータル | 市PH緊急情報 | X | 国防災行政無線 | KWTAC-データ放送 | さくらデータ放送 | かわさき防災アプリ | Lアラート |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地震情報（気象庁・気象台で発表） | | | | | | | | | | |
| 緊急地震速報 | | ※1 | ▲ | | | ○ | ○ | ○ | | |
| 震度情報（市内で震度5弱以上） | ○ | | △ | △ | | | | | △ | |
| 震度情報（市内で震度4） | ○ | | ▲ | | | | | | ▲ | |
| 震度情報（市内で震度3） | ○ | | ▲ | | | | | | ▲ | |
| 震度情報（市内で震度1・2） | ○ | | ▲ | | | | | | ▲ | |
| 津波情報（気象庁・気象台で発表） | | | | | | | | | | |
| 大津波警報 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 津波警報 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 津波注意報 | ○ | | △ | △ | | △ | ○ | ○ | △ | |
| 遠地地震による津波情報 | △ | | △ | △ | △ | | △ | △ | △ | |
| 特別警報（気象庁・気象台で発表） | | | | | | | | | | |
| 大雨特別警報 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 暴風雪特別警報 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 暴風特別警報 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 大雪特別警報 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 波浪特別警報 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 高潮特別警報 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 気象警報（気象庁・気象台で発表） | | | | | | | | | | |
| 大雨警報 | ○ | | ○ | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | |
| 洪水警報 | ○ | | ○ | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | |
| 暴風雪警報 | ○ | | ○ | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | |
| 暴風警報 | ○ | | ○ | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | |
| 大雪警報 | ○ | | ○ | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | |
| 波浪警報 | ○ | | ○ | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | |
| 高潮警報 | ○ | | ○ | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | |

※１：各通信事業者が配信します。

| | 防災気象情報メール | 緊急速報メール | 防災ポータル | 市HP緊急情報 | X | 同報系防災行政無線 | TVKデータ放送 | CATVデータ放送 | かわさき防災アプリ | LINEアラート |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 気象注意報（気象庁・気象台で発表） | | | | | | | | | | |
| 大雨注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 大雪注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 風雪注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 雷注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 強風注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 波浪注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 融雪注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 洪水注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 高潮注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 濃霧注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 乾燥注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 雪崩注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 低温注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 霜注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 着氷注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 着雪注意報 | ○ | | ▲ | | ○ | | ○ | ○ | ▲ | |
| 国民保護情報等有事関連情報（J-ALERT から入手、本市対象のみ配信） | | | | | | | | | | |
| 弾道ミサイル情報 | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 航空攻撃情報 | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 大規模テロ情報 | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 事前音声書換・即時音声書換情報 | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| その他気象情報 | | | | | | | | | | |
| 指定河川洪水予報（多摩川・鶴見川） | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 土砂災害警戒情報 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 竜巻注意情報 | ○ | | ○ | △ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 光化学スモッグ情報 | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| 熱中症警戒アラート<br>熱中症特別警戒アラート | ○ | | | | | | ○ | ○ | | |
| 天気予報 | ○ | | | | | | | | | |
| 雨量情報（川崎市設置雨量計等） | ○ | | | | | | | | | |
| 水位情報（川崎市設置雨量計等） | ○ | | | | | | | | | |

| | 防災気象情報メール（トイメール） | 緊急速報メール | 防災ポ | 市ＨＰ緊急情報 | Ｘ | 同報系防災行政無線 | ＴＶＫデータ放送 | ＣＡＴＶデータ放送 | かわさき防災アプリ | Ｌアラート |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 避難情報（「緊急情報」として配信/掲載） | | | | | | | | | | |
| 高齢者等避難 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ |
| 避難指示 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ |
| 緊急安全確保 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ |
| 避難所開設情報 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 被害情報（「緊急情報」として配信/掲載） | | | | | | | | | | |
| 多数被害(地震、風水害、事故等) | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 大規模事故(コンビナート火災、原子力等) | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |

## 第３節　協定に基づく情報提供【危機管理本部】

次の報道機関等は市との協定に基づき、自らが所有する情報提供手段を用いて、臨海部事業所、市民等へ情報提供を行う。

1　日本放送協会横浜放送局（テレビ・ラジオ）
2　株式会社アールエフラジオ日本（ラジオ）
3　株式会社テレビ神奈川（テレビ）
4　横浜エフエム放送株式会社（ラジオ）
5　かわさき市民放送株式会社（ラジオ）
6 イッツ・コミュニケーションズ株式会社（ケーブルテレビ）
7　ＹＯＵテレビ株式会社（ケーブルテレビ）
8 株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局（ケーブルテレビ）
9　株式会社レスキューナウ（インターネット）
10　合同会社クリエイティブワークス（電子広告媒体）
11 ダイドードリンコ株式会社（電子広告媒体）

川崎市地域防災計画　資料編

（災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送））
（災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送））
（災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定）
（放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書（イッツ・コミュニケーションズ株式会社、YOU テレビ株式会社、株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局））
（地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書(株式会社テレビ神奈川)）
（災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ））
（電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定（合同会社クリエイティブワークス、ダイドードリンコ株式会社））
（特設公衆電話の設置。利用に関する覚書）

# 第４部　応急対策

## 第１章　防災組織体制【危機管理本部、関係局区】

特別防災区域における危険物等の火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故（以下「異常現象」という。）又は地震、津波その他の異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、本市及び防災関係機関並びに特定事業所は、相互に協力して一体的な防災体制を確立し、災害の防ぎょ等の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

### 第１節　初動体制の強化【危機管理本部】

１　宿日直体制

夜間、休日等における災害等の危機事象発生に備え、初動対応を迅速・的確に実施するため、また、本庁舎６階危機管理本部において、災害対策本部の早急な対応を図るため、次の任務について、危機管理リーダー及び危機管理情報員が輪番制により、宿日直に従事する。

| | |
|---|---|
| 任　　務 | １　災害に関する情報収集（高所災害情報カメラ、ヘリコプターテレビ電送システムによる被害状況調査を含む。）及び連絡<br>２　危機管理本部危機管理監との連絡<br>３　災害応急対策活動に必要な職員及び本部事務局員の動員<br>４　防災関係機関、報道機関との連絡<br>５　災害対策本部又は災害警戒本部の開設準備<br>６　市民広報（市民向けメール送信、防災行政無線等各種広報媒体の活用）<br>７　その他災害対策上必要な事項 |

２　本部事務局員

川崎市災害対策本部実施要綱（平成 20 年 3 月 25 日、災害対策本部長決裁）に基づく本部事務局員（災害時に直ちに参集可能な本庁近隣に居住する職員を指定）は、本部を開設する必要がある危機事象発生時に 365 日、24 時間、事務局長（危機管理監）からの連絡を受け、速やかに本部事務局に参集し、危機管理リーダーの指示を受け、川崎市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）が設置される準備段階から、本部事務局に駐在して、本部事務局の分掌事務を実施する。

### 第２節　石油コンビナート等防災本部（県）【神奈川県、危機管理本部】

１　石油コンビナート等防災本部の設置

県は常設機関として、知事を本部長とした石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。

本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、関係市長を現地本部長とした現地本部を設置する。現地本部は、現地本部員をもって組織する。

２　組織体制

（１）防災本部の組織

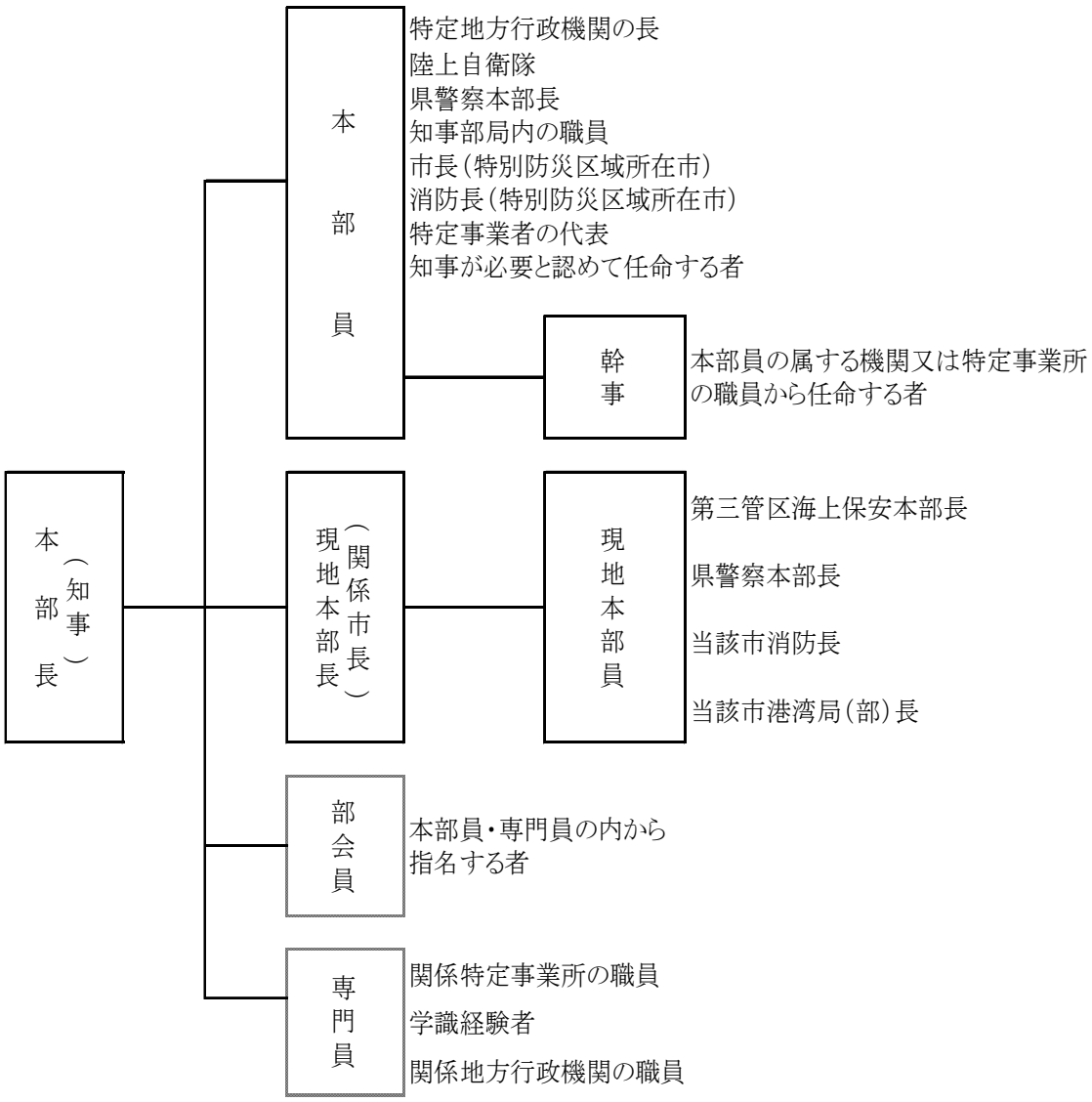


（２）設置の根拠

石災法第 27 条

（３）所掌事務

ア　石油コンビナート等防災計画の作成とその実施推進

イ　防災に関する調査研究

ウ　防災に関する情報収集、伝達

エ　災害応急対策及び災害復旧に係る関係機関との連絡調整

オ　現地本部に対する災害応急対策の実施に係る必要な指示

カ　国との連絡及び他の都道府県との連絡調整

キ　その他防災に関する重要事項の実施推進

（4）事務局

防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県くらし安全防災局消防保安課職員をもって構成する。

（5）本部連絡員

本部員は、あらかじめ「本部連絡員」を定め、防災本部（くらし安全防災局）に届けておく。

3　災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係

特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部は防災本部と、また、関係市の災害対策本部は現地本部と一体的な運用を図ることにより、災害の態様に応じた柔軟かつ機敏な対応を図る。

## 第３節　市の活動体制【危機管理本部、関係局区】

臨海部に大規模な事故若しくは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害活動を迅速・的確に行うため、災害の規模に応じて次の活動体制をとり、応急活動を実施する。

1　川崎市災害警戒体制

各局・区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各局区による対処が可能で、川崎市災害警戒本部を設置するに至らない場合は、通常体制を強化した災害警戒体制を確立し対処する。また、対処等に関する事項を関係機関等に通報する。

| 川崎市災害警戒体制 | | |
|---|---|---|
| 構成局区 | 危機管理本部 | 消防局・港湾局・環境局・健康福祉局<br>建設緑政局・臨海部国際戦略本部・川崎区 |
| 統括者 | 危機管理本部危機管理監 | 各局区の危機管理主管 |
| 構成員 | 危機管理本部危機管理監が指名した職員とする。 | 各局区の危機管理主管が指名した職員とする。 |
| 設置基準 | 1　各局･区長が川崎市災害警戒体制を確立する必要があると認める火災や爆発等の災害や風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合。<br>2　地震、津波その他の自然現象により災害が発生するおそれがある場合。<br>3　地震の発生により津波注意報が発表された場合。<br>4　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合。<br>5　その他市長が必要と認めた場合 | |
| 警戒体制の措置事項 | 1　初期情報の収集及び伝達に関すること。<br>2　被害情報等の収集及び報告に関すること。<br>3　災害防止活動等に関すること。<br>4　構成局区及び関係機関等との情報連絡体制の確保に関すること。<br>5　警戒体制時に必要な職員の配備（危機管理本部の職員）に関すること。<br>6　その他必要な事項。 | |
| 廃止基準 | 1　川崎市災害警戒本部を設置したとき。<br>2　災害防ぎょ活動が完了したと認められたとき。<br>3　災害の発生するおそれが解消したとき。 | |

2　川崎市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の組織体制等

市長は、相当規模な火災、爆発等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合等において、災害警戒本部を設置し対処する。また、対応等に関する事項を関係機関等に報告する。

<table>
<tr><th colspan="3">川崎市災害警戒本部</th></tr>
<tr><td>構成局区</td><td>危機管理本部・消防局・港湾局<br>環境局・健康福祉局・建設緑政局・臨海部国際戦略本部</td><td>川崎区</td></tr>
<tr><td>統括者</td><td>市災害警戒本部長：危機管理担当副市長<br>市災害警戒副本部長:危機管理本部危機管理監</td><td>区本部長：川崎区長<br>区副本部長：区長が任命する。</td></tr>
<tr><td>構成員</td><td>消防局・港湾局・環境局・健康福祉局・建設緑政局・臨海部国際戦略本部の本部員</td><td>区本部員</td></tr>
<tr><td>設置基準</td><td colspan="2">1　相当規模な火災、爆発等の災害や自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。<br>2　地震、津波その他の自然現象により災害が発生した場合、又は多数の人的被害が発生したとき。<br>3　気象庁から津波警報・津波注意報が発表された場合。<br>4　その他市長が必要と認めた場合。</td></tr>
<tr><td>設置場所等</td><td>1　市災害警戒本部は、本庁舎６階の「災害対策本部」及び「災害対策本部事務局室」に設置する。<br>2　市警戒本部を設置したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡する。</td><td>1　区本部は、「区役所会議室」に設置する。<br>2　区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告し、関係機関に連絡する。<br>3　区本部を設置したときは、区庁舎入口に、区本部が設置された旨の掲示を行う。</td></tr>
<tr><td>廃止基準</td><td colspan="2">本部長及び区本部長は、次にあたる場合、市災害警戒本部を廃止する。<br>1　石油コンビナート等川崎地区現地本部（川崎市災害対策本部）が設置されたとき。<br>2　災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。<br>3　応急対策がおおむね終了したとき。</td></tr>
</table>

3　現地本部

市長は、川崎市の臨海部の災害対策を実施するため、神奈川県石油コンビナート等防災計画及び神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準に基づき、現地本部を設置する。

なお、自然災害時については、川崎市地域防災計画「震災対策編」に、また、異常現象発生時には、川崎市地域防災計画「都市災害対策編」に基づく組織及び事務分掌を準用し、川崎市災害対策本部との一体的な運用を図る。

<table>
<tr><td colspan="4">神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部</td></tr>
<tr><td>構 成 員</td><td>機 関 名</td><td>本部長及び本部員</td><td>連 絡 員</td></tr>
<tr><td>現地本部長</td><td>川崎市</td><td>市長</td><td></td></tr>
<tr><td>現地副本部長</td><td>川崎市</td><td>危機管理担当副市長</td><td>危機管理監</td></tr>
<tr><td>現地本部員</td><td>陸上自衛隊第 31 普通科連隊</td><td>連隊長</td><td>第3科長</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>第三管区海上保安本部</td><td>本部長</td><td>川崎海上保安署専門官</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>神奈川県警察本部</td><td>本部長</td><td>危機管理対策課長</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>神奈川県</td><td>くらし安全防災局長</td><td>消防保安課長</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>川崎市港湾局</td><td>局長</td><td>庶務課長</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>川崎市消防局</td><td>局長</td><td>庶務課長</td></tr>
<tr><td colspan="4">機 関 名</td></tr>
<tr><td colspan="4">川崎市（環境局・健康福祉局・建設緑政局）<br>川崎区役所<br>旭化成株式会社川崎製造所（京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所）<br>東亜石油株式会社京浜製油所（京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所）<br>株式会社レゾナック川崎事業所（京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所）</td></tr>
<tr><td>設置基準</td><td colspan="3">市長は、神奈川県石油コンビナート防災本部設置基準に基づき、特に必要と認めるときは、現地本部を開設する。<br>【自然災害】<br>1 大規模地震対策特別措置法第 9 条による「警戒宣言」が発表されたとき。<br>2 川崎市内で震度 5（強）以上の地震を観測したとき。<br>3 気象庁が東京湾内湾予報区に「大津波警報」又は「津波警報」を発表したとき。<br>【事故災害】<br>1 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防局で対応が困難な場合。<br>2 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合。<br>3 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがあるとき。</td></tr>
<tr><td>設置場所等</td><td colspan="3">現地本部は、本庁舎 6 階の「災害対策本部」及び「災害対策本部事務局室」に設置する。（ただし、川崎市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部において現地本部の事務を行う。）</td></tr>
<tr><td>廃止基準</td><td colspan="3">現地本部長は、現地本部員と協議し、災害の危険がなくなったと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散するものとする。<br>また、現地本部長は、災害状況や被害状況等に応じて、市警戒本部体制等に移行することができる。</td></tr>
</table>

主な対応

| 対応局 | 主　な　活　動 |
|---|---|
| 環境局 | 1　発災施設の情報提供に関すること。<br>2　有害物質等の取扱施設に係る情報提供に関すること。<br>3　災害により発生した大気汚染、水質汚濁の拡大防止に関すること。<br>4　海面及び水質の監視並びに汚染物質の分析に関すること。<br>5　環境測定に関すること。 |
| 健康福祉局 | 1　医療救護、医療救護所編成及び運営に関すること。<br>2　医療機関の情報提供に関すること。<br>3　医薬品の供給協力に関する協定に基づく応援要請とその受入に関すること。 |
| 建設緑政局 | 1　道路及び橋りょうに関する被害情報の把握に関すること。<br>2　広域的な道路及び橋りょうの応急対策及び復旧に関すること。<br>3　国土交通省、県、県警察、公団等各機関との連絡調整に関すること。<br>4　道路啓開の総合調整に関すること。<br>5　河川情報の収集及び伝達に関すること。<br>6　河川及び水路の被害情報の収集及び伝達に関すること。<br>7　河川及び水路の応急対策及び復旧対策の立案・調達に関すること。 |
| 港湾局 | 1　海面監視に関すること。<br>2　所管区域内の港湾施設及び海岸保安施設等の被害状況の把握に関すること。<br>3　防潮扉の開閉に関すること。<br>4　入出港船舶の緊急調査に関すること。<br>5　在港船舶への退避等の通報に関すること。<br>6　川崎港における救援物資の受け入れ、輸送及び保管場所の確保に関すること。<br>7　応急対策活動に必要な資機材の保全管理・調達に関すること。<br>8　港湾施設及び海岸保全施設等の応急対策及び復旧に関すること。 |
| 消防局 | 1　発生の通報に伴う伝達に関すること。<br>2　消火、救助、救急活動に関すること。<br>3　オイルフェンスの展張に関すること。<br>4　消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。<br>5　避難指示等に関すること。<br>6　消防広報に関すること。<br>7　その他災害種別に応じた必要な措置に関すること。 |
| 上下水道局 | 1　上・工・下水道施設の被害状況及び減・断水施設状況の全体把握に関すること。<br>2　応急給水計画の策定に関すること。<br>3　応急給水用資機材、応急復旧用資機材、燃料等の調達に関すること。 |
| 病院局 | 1　傷病者の受入に関すること。 |
| 臨海部<br>国際戦略本部 | 臨海部事業所等の情報収集・伝達に関すること |
| 川崎区 | 1　区本部の設置及び運営に関すること。 |

| | |
|---|---|
| | 2　警戒区域の設定に関すること。<br>3　避難指示等に関すること。<br>4　避難所の開設に関すること。<br>5　医療救護所の設置及び運営に関すること。<br>6　自主防災組織、ボランティア等の情報提供及び連絡調整に関すること。<br>7　要援護者の安全確保に関すること。<br>8　その他必要な事項に関すること。 |

川崎市地域防災計画　資料編

（神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱）

【　活動体制　】

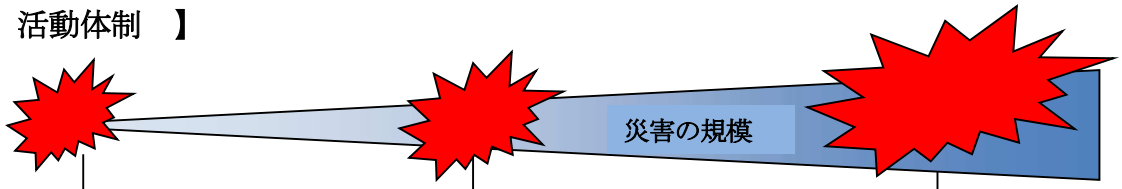


●次に掲げる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、各局区による対処が可能で、川崎市災害警戒本部を設置するに至らない場合

1　各局・区長が川崎市災害警戒体制を確立する必要があると認める火災や爆発等の災害や自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

2　地震、津波その他の自然現象により災害が発生するおそれがある場合。

3　地震の発生により津波注意報が発表された場合。

4　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合。

5　その他市長が必要と認めた場合。

●本計画で定める区域において、次にあたる場合

1　相当規模な火災、爆発等の災害や自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

2　地震、津波その他の自然現象により災害が発生した場合、又は多数の人的被害が発生したとき。

3　気象庁から津波警報・津波注意報が発表された場合。

4　その他市長が必要と認めた場合。

●本計画で定める区域において、神奈川県石油コンビナート防災本部設置基準に基づき、次にあたる場合。

【自然災害】

1　大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」が発表されたとき。

2　川崎市内で震度 5(強)以上の地震を観測したとき。

3　気象庁が東京湾内湾予報区に「大津波警報」又は「津波警報」を発表したとき。

【事故災害】

1　事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防局で対応が困難な場合。

2　事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合。

3　事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがあるとき。

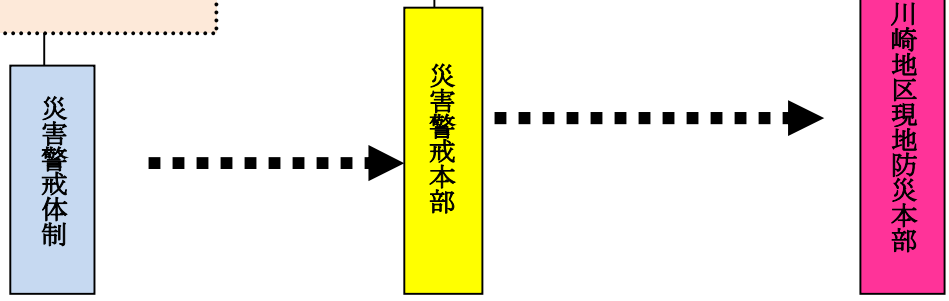


※　活動体制は、災害の規模に応じて体制を確立する場合と災害の規模の推移により、警戒体制→警戒本部→現地本部と体制を強化する場合がある。

## 第４節　応援協力体制【消防局、危機管理本部、港湾局、関係局】

1　本市と他機関等との協定

| 協定等の名称 | 協定の相手先 | 協力等の内容 | 締結年月日 |
|---|---|---|---|
| 神奈川県下消防相互応援協定 | 県内 23 市町村等 | 消防組織法第 39 条の規定に基づく県下市町村等の相互応援 | 令和 4 年 8 月 29 日（改正） |
| 東京湾消防相互応援協定 | 東京都、千葉市横浜市、市川市 | 消防組織法第 39 条の規定に基づく東京湾隣接都市の相互応援 | 平成 18 年 12 月 12 日（改正） |
| 東京消防庁・横浜市・川崎市・千葉市航空機消防相互応援協定 | 東京消防庁、横浜市、千葉市 | 消防ヘリの相互応援 | 平成 18 年 12 月 12 日（改正） |
| 東京消防庁・川崎市消防相互応援協定 | 東京消防庁 | 消防組織法第 21 条の規定に基づく東京消防庁との相互応援 | 令和 3 年 11 月 11 日（改正） |
| 扇島に関する消防業務協約 | 横浜市 | 消防組織法第 39 条の規定に基づく横浜市消防との相互応援 | 平成 15 年 7 月 17 日（改正） |
| 横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定 | 横浜海上保安部 | 船舶火災等、海上の活動実施時の連携 | 昭和 46 年 3 月 1 日 |
| 東京湾アクアライン消防相互応援協定書 | 木更津市 | 消防組織法第 39 条の規定に基づく木更津市消防との相互応援 | 平成 18 年 6 月 23 日（改正） |
| 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書 | 県内 15 鉄道事業者及び 26 消防機関 | 鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との連携 | 平成 26 年 3 月 25 日 |
| 東京電力株式会社東西連携ガス導管消防相互応援協定書 | 富津市 | 消防組織法第 39 条の規定に基づく富津市消防との相互応援 | 平成 22 年 1 月 20 日 |
| 緊急時における消火薬剤需給協定書 | 深田工業株式会社 | 危険物火災等緊急時における消火薬剤需給協定 | 令和 5 年 3 月 13 日（改正） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 東京湾排出油等防除協議会 | 第三管区海上保安本部他 35 機関 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6の規定に基づく東京湾において大量の油又は有害液体物質排出事故が発生し、またはおそれがある場合の防除活動の協力 | 平成 20 年 7 月 25 日（改正） |
| 川崎管内排出油等防除協議会 | 川崎海上保安署が事務局<br>会員 33 団体 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6の規定に基づく川崎管内において大量の油又は有害液体物質排出事故が発生し、またはおそれがある場合の防除活動の協力 | 平成 21 年 7 月 14 日（改正） |
| 港湾での災害時における災害応急対策業務に関する包括的協定書 | 国土交通省関東地方整備局長、各関東圏港湾管理者、社団法人日本埋立浚渫協会関東支部ほか港湾関係団体 | 災害時における応急措置活動に関する、人員及び重機・船舶・資機材等についての協力要請（大規模災害時に、国が一元的に港湾関係団体への協力要請をすることなどを明記） | 令和元年 9 月 4 日 |
| 災害時の緊急対策業務に関する協定 | 社団法人日本埋立浚渫協会関東支部 | 災害時における応急措置活動に関する、人員及び重機・船舶・資機材等についての協力要請 | 平成 25 年 3 月 27 日 |
| 災害時における救援活動に関する協定 | 川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部 | 災害時に発生した救援活動について、救援物資の荷役や集積場所・航空機臨時理発着場間の輸送、人員・重傷者等の輸送等についての協力要請 | 平成 14 年 3 月 26 日 |
| 災害時における緊急措置の支援に関する協定 | 神奈川倉庫協会 | 救援物資の一時保管場所等の協力要請や寄託者又は所有者より提供の承認を得た物品についての提供要請等 | 平成 25 年 3 月 21 日 |
| 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 | 神奈川建設重機協同組合 | 災害応急対策を行うため、市職員の指揮監督に従い、必要な機器類等を用いて応援を | 昭和 56 年 2 月 26 日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 実施 | |
| 災害時における緊急輸送の応援に関する協定 | 一般社団法人神奈川県トラック協会 | 救援物資の緊急輸送の協力 | 平成26年3月5日 |
| 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書 | 国土交通省関東地方整備局 | 川崎港東扇島地区における広域災害応急対策の実施に伴う港湾広域防災施設及び港湾広域防災区域内における施設の管理運営 | 平成24年3月9日 |
| 京浜港台風対策協議会 | 横浜海上保安部に設置<br>会員は20団体 | 台風等による海難事故を防止するため、必要な対策を協議し、警戒体制等について指導・勧告があった場合は措置の実施を推進 | 平成22年6月18日<br>（改正） |
| 京浜港船舶津波対策協議会 | 横浜海上保安部に設置<br>会員は33団体 | 京浜港における津波による船舶の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進 | 平成17年3月4日 |
| 九都県市災害時相互応援等に関する協定 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市 | 九都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行 | 平成26年2月13日<br>（一部改正） |

2　事業所間

| 協定等の名称 | 締結者 | 協力等の内容 | 締結年月日 |
|---|---|---|---|
| 災害応急措置に係る相互応援確認書 | 浮島共同防災協議会、川崎市千鳥地区防災協議会、扇島地区共同防災協議会 | 大型高所放水車、大型化学消防車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車並び耐アルコール泡消火薬剤の相互応援体制 | 平成28年8月1日 |
| 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会 | 横浜支部及び川崎支部（扇島川崎地区、大川・白石・田辺新田地区、扇町地区、浅野地区、水江地区、東扇島地区、千鳥地区、浮島地区） | 石油コンビナート等災害防止法第22条の規定に基づく特定事業所等による地域防災体制の確立 | 令和2年4月17日<br>（一部改正） |

3　自衛隊に対する応援要請

市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、自衛隊法第83条の規定により部隊等の派遣を、

原則として県知事を通じて要請するものとする。

（1）派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。

ア　被害状況の把握

イ　避難の援助

ウ　遭難者等の捜索救助

エ　水防活動

オ　消防活動

カ　道路又は水路の啓開

キ　応急医療、救護及び防疫

ク　人員及び物資の緊急輸送

ケ　炊飯及び給水

コ　物資の無償貸付又は譲与

サ　危険物の保安及び除去

シ　その他市長が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

（2）派遣要請依頼

ア　県知事が行う派遣要請先

| 区　　分 | 担当区域 | あて先 | 担当窓口／所在地　電話　県防災無線 |
|---|---|---|---|
| 陸上自衛隊に対するもの | 県内全域 | 第３１普通科連隊長 | 第３１普通科連隊第３科／横須賀市御幸浜１－１<br>０４６（８５６）１２９１　　内線　６３０、６３４<br>県防災行政通信網　９－４８６－９２０１ |
| | | 東部方面混成団長 | 東部方面混成団防衛班／横須賀市御幸浜１－１<br>０４６（８５６）１２９１　内線４４８ |
| 海上自衛隊に対するもの | 県内全域<br>ただし、主として海岸地域 | 横須賀地方総監 | 横須賀地方総監部防衛部オペレーション室<br>横須賀市西逸見町１丁目無番地<br>０４６（８２２）３５００<br>内線（２２２２、２２２３）<br>県防災行政通信網９－６３７－９２０１・９ |
| | 県内全域 | 第４航空群司令 | 第４航空群司令部／綾瀬市無番地<br>０４６７（７８）８６１１<br>内線２２４５、２２４６<br>県防災行政通信網　９－４９０－９２０１ |

イ　自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、危機管理本部が、文書により、県知事に対し行う。

ただし、緊急を要するときは神奈川県防災行政通信網により依頼し、書類は後日提出するものとする。

なお、要請にあたっては、原則として次の事項を明らかにし、依頼するものとする。

（ア）災害状況及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

連絡先　：　神奈川県くらし安全防災局災害対策課

県防災行政通信網

時間内　９－４００－９３０１

時間外　９－４００－９３１３

９－４００－９３１４

９－４００－９３１５

９－４００－９３１６

ウ　状況が急を要し、知事の要請を待っていては時機を失すると認められるときは、市長が第３１普通科連隊長を経由して東部方面混成団長に、または直接、東部方面混成団等に、その旨及び当該地域に係る災害の状況を通知する。

（３）派遣部隊の受入体制の整備

ア　情報の伝達

自衛隊の救助活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊へ伝達する。

イ　他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的に作業を分担する。

ウ　資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取付けるよう配慮する。

エ　自衛隊との連絡窓口

危機管理本部を窓口とする。

オ　派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリコプターの発着場所を用意する。

キ　連絡員の受入れ

発災後、自衛隊から派遣される連絡員を受入れ、通信の構成について支援する。

（４）経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア　派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資材器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借り上げ料及び修繕費

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料

ウ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料

エ　派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

オ　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

（５）ヘリコプターの離着陸場所

川崎市地域防災計画　資料編　臨時離着陸場一覧表のとおり。

（６）災害派遣部隊の撤収

市長は、自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、文書により県知事に対し災害派遣部隊の撤収を依頼する。

（資料編　京浜港船舶津波対策協議会会則）
（資料編　京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則）

川崎市地域防災計画　資料編
（神奈川県下消防相互応援協定）
（東京湾消防相互応援協定）
（東京消防庁・横浜市・川崎市・千葉市航空機消防相互応援協定）
（東京消防庁・川崎市消防相互応援協定）
（扇島に関する消防業務協約）
（横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定）
（東京湾アクアライン消防相互応援協定書）
（鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書）
（東京電力株式会社東西連係ガス導管消防相互応援協定書）
（緊急時における消火薬剤需給協定書）
（東京湾排出油等防除協議会会則）
（川崎管内排出油等防除協議会会則）
（災害時の緊急対策業務に関する協定・実施細目）
（災害時における救援活動に関する協定・実施細目）
（災害時における緊急措置の支援に関すｃる協定・実施細目）
（災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川建設重機協同組合））
（災害時における緊急輸送の応援に関する協定（神奈川県トラック協会））
（川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書（国土交通省関東地方整備局））
（京浜港台風対策協議会会則）
（九都県市災害時相互応援等に関する協定・実施細目）
（臨時離着陸場一覧表）

# 第２章　災害情報の収集・伝達【危機管理本部、消防局、各局室区】

## 第１節　地震情報等の情報受伝達体制

１　地震に関する情報受伝達体制

地震による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する地震に関する情報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。

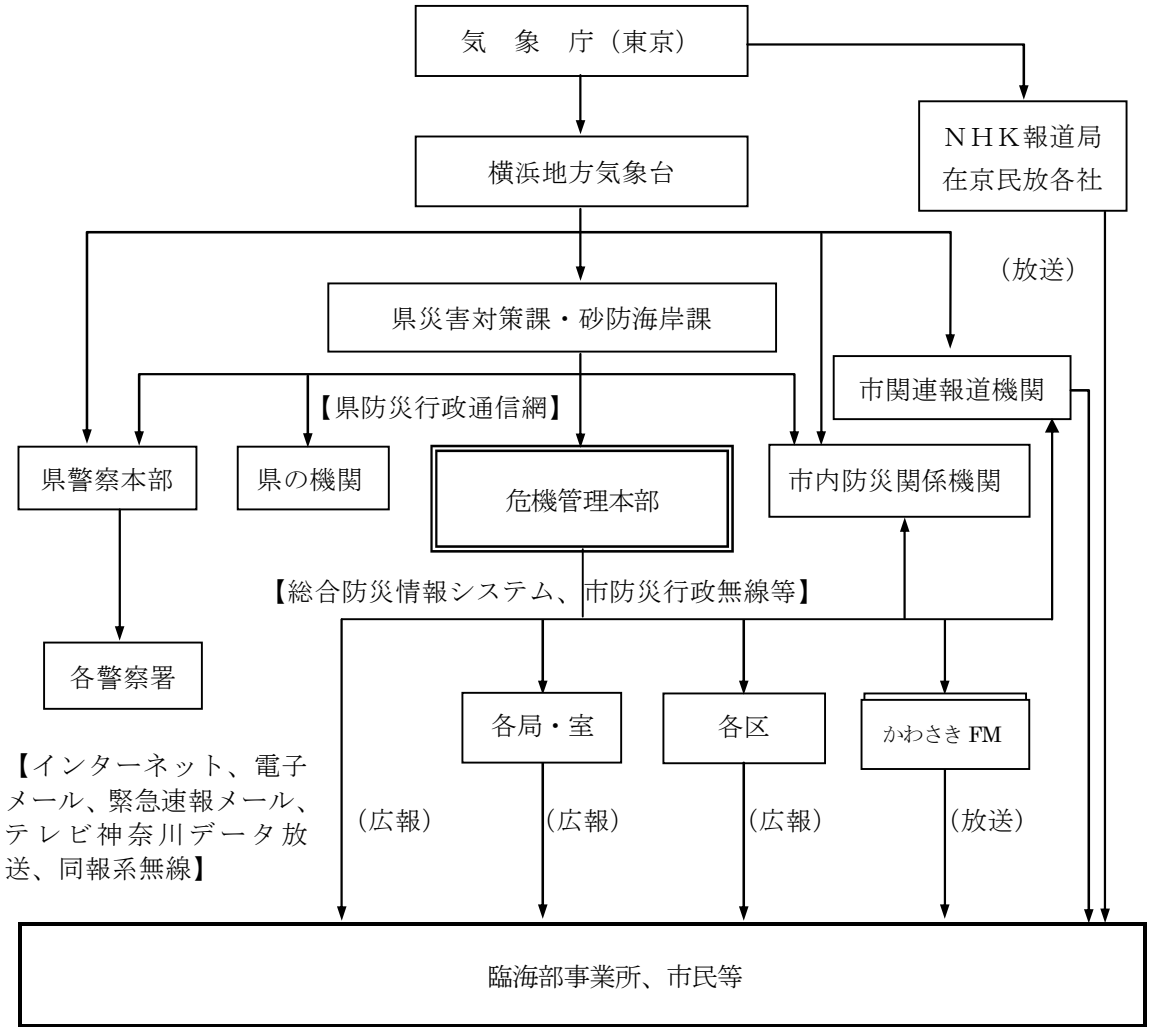

2　津波に関する情報受伝達体制

津波による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する津波警報・注意報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。

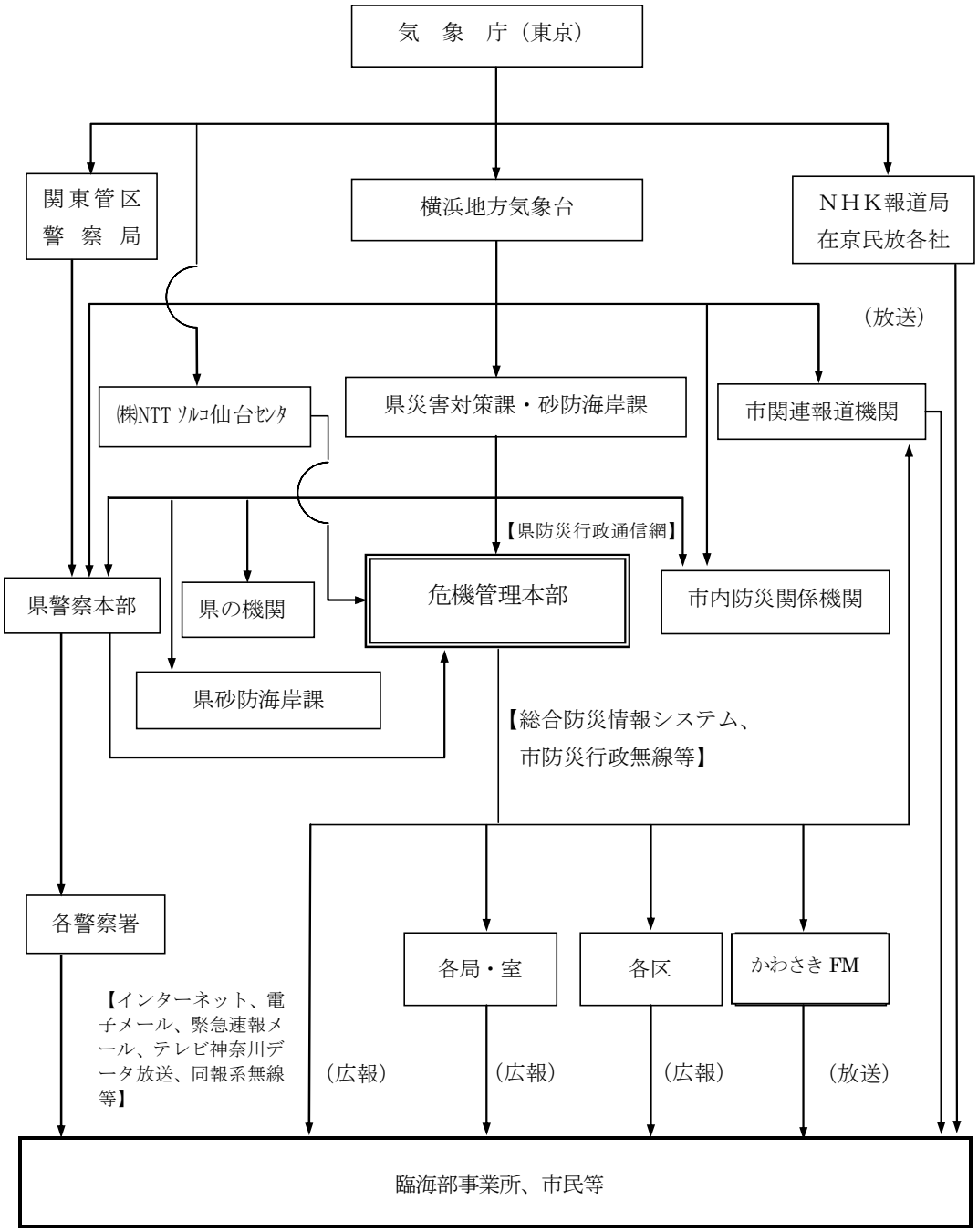

３　高潮等に関する情報受伝達体制

高潮による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する高潮警報・注意報を、次の伝達系統により、迅速かつ正確に伝達するものとする。

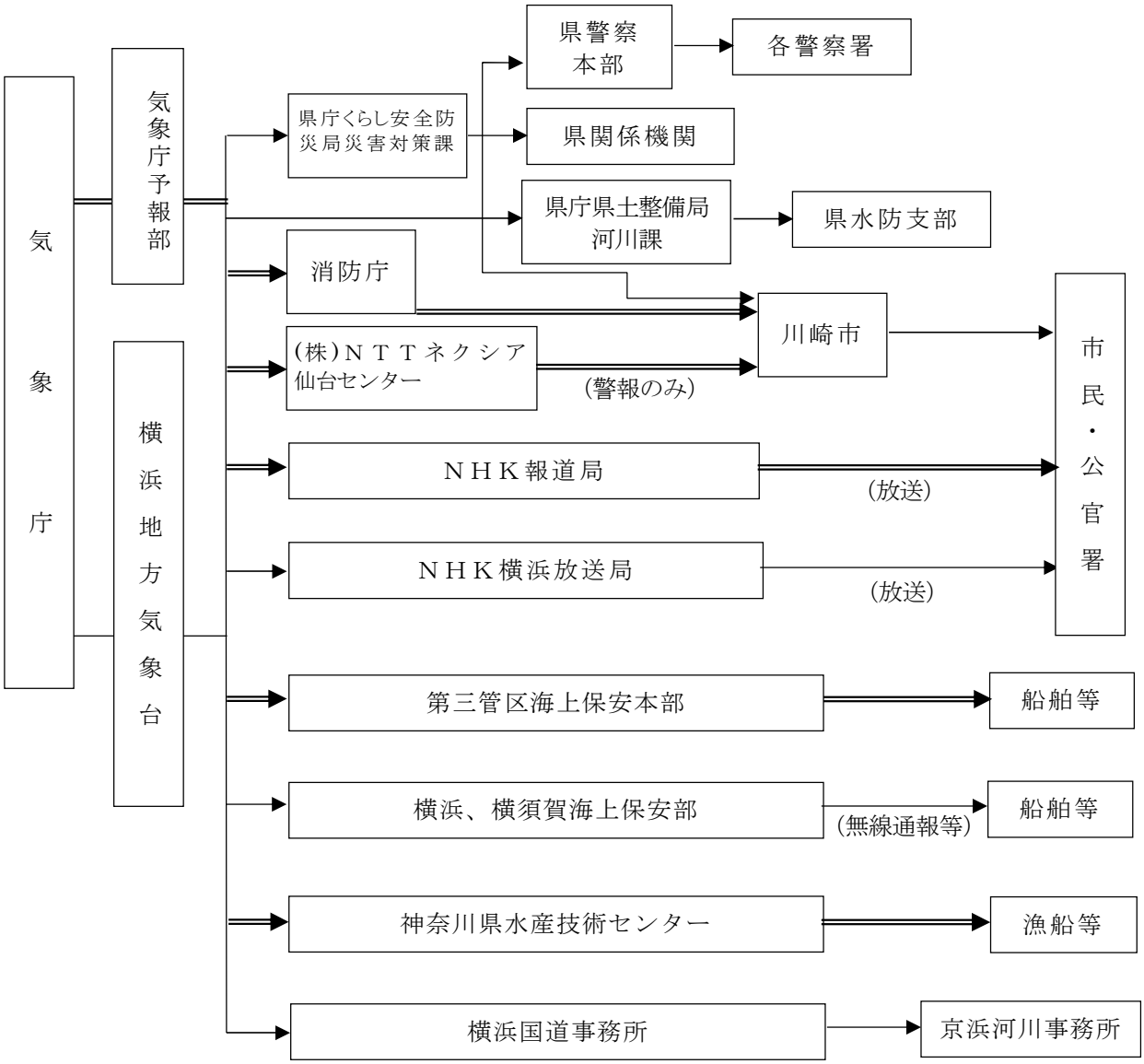


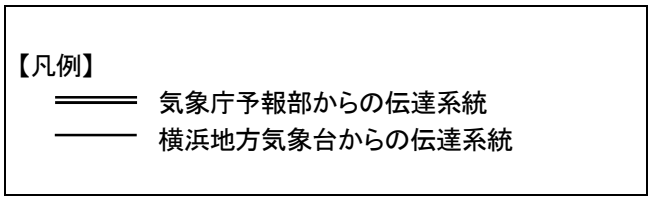


４　連絡窓口

災害発生後の情報錯綜等の混乱を避けるため、市、臨海部事業所及び防災関係機関等は情報連絡を総括する連絡責任者を配置するとともに、通信連絡に使用する機器を指定して窓口を統一し、通信連絡体制の確立を図る。

## 第２節　災害情報の連絡及び報告

１　災害発生事業所からの連絡

（１）特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏洩、流出その他の事故又は地震等の異常な自然現象による災害の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防局（電話 119 番）に連絡しなければならない。

（２）特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、地震による災害の発生を速やかに連絡するため、危険物タンク等関係施設の効率的な点検に努める。

（３）特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、市長の求めに応じて災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な情報の提供に努める。

２　消防局の措置

（１）災害の通報を受けた消防局指令センターは、直ちにその旨を危機管理本部に報告するとともに、石油コンビナート等防災本部並びに県警察及び海上保安本部に連絡しなければならない。

（２）消防局指令センターは、前項の通報措置のほか、災害の状況によって、その他の防災本部構成機関のうち、必要な機関に連絡する。

３　連絡及び報告の方法

有線又は無線電話、若しくは、徒歩連絡等状況に応じ、最も迅速確実な方法で行う。

＜連絡及び報告先＞

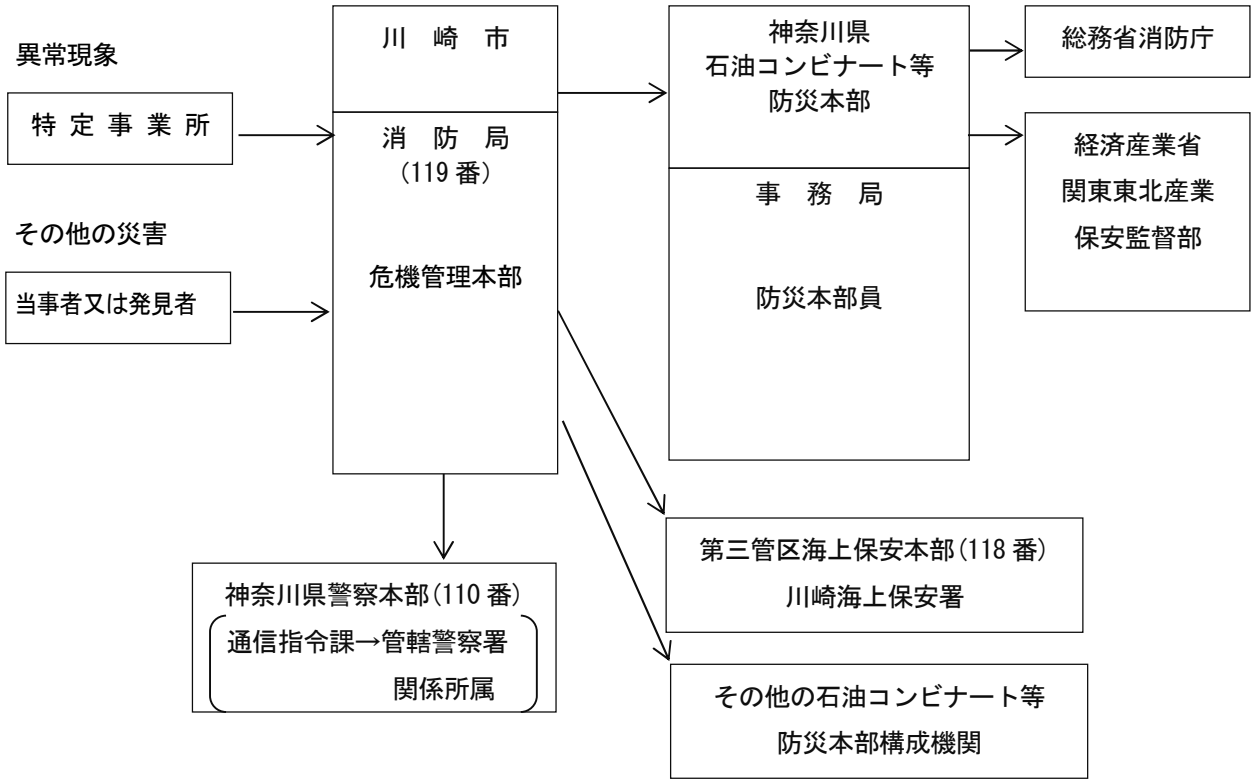

４　報告の内容

災害の報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく火災・災害等即報要領第２号様式（様式１）により判明次第逐次行い、その手続は次のとおりとする。

（１）消防局は、即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、火災・災害等に関する即報を神奈川県（くらし安全防災局消防保安課）を通じて消防庁へ行う。

（２）消防局は、即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、必要に応じて火災・災害等に関する即報を直接消防庁に対して行う。

（３）消防局は、直接即報基準（特に迅速に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合は、第一報を神奈川県（くらし安全防災局消防保安課）に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

（４）消防局は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

５　石油コンビナート等防災本部への災害・応急措置の報告

消防局及び特定事業所の管理者は、石災法第２６条の規定に基づき、現在の体制及び実施した応急措置の概要等について、石油コンビナート等防災本部長の求めに応じ、石油コンビナート等防災本部に報告する。なお、石油コンビナート等川崎地区現地防災本部（川崎市災害対策本部）が設置されたときは、川崎市災害対策本部に報告し、川崎市災害対策本部は石油コンビナート等防災本部に報告する。

特定事業者は、防災活動終了後２週間以内に「石災法第26条に基づく災害応急措置の概要等の報告（様式２）」を用いて、災害の状況及び実施した応急措置の概要について、石油コンビナート等防災本部に報告する。

**第２号様式**　（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

| | |
|---|---|
| 報告日時 | 年　月　日　時　分 |
| 都道府県 | |
| 市町村（消防本部名） | |
| 報告者名 | |

消防庁受信者氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事故種別 | 1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　） | | |
| 発生場所 | | | |
| 事業所名 | | 特別防災区域 | （レイアウト第一種、第一種、第二種、その他） |
| 発生日時（覚知日時） | 月　日　時　分（　月　日　時　分） | 発見日時 | 月　日　時　分 |
| | | 鎮火日時（処理完了） | 月　日　時　分（　月　日　時　分） |
| 消防覚知方法 | | 気象状況 | |
| 物質の区分 | 1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス<br>5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　） | 物質名 | |
| 施設の区分 | 1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　） | | |
| 施設の概要 | | 危険物施設の区分 | |
| 事故の概要 | | | |
| 死傷者 | 死者（性別・年齢）　人 | 負傷者等　人（　人）<br>重症　人（　人）<br>中等症　人（　人）<br>軽症　人（　人） | |

| 消防防災活動状況及び救急・救助活動状況 | | 出場機関 | 出場人員 | 出場資機材 |
|---|---|---|---|---|
| | | 事業所　自衛防災組織 | 人 | |
| | | 事業所　共同防災組織 | 人 | |
| | | 事業所　その他 | 人 | |
| | | 消防本部（署） | 台人 | |
| | | 消防団 | 台人 | |
| | | 消防防災ヘリコプター | 機人 | |
| | | 海上保安庁 | 人 | |
| | 警戒区域の設定　月　日　時　分 | 自衛隊 | 人 | |
| | 使用停止命令　月　日　時　分 | その他 | 人 | |

| | |
|---|---|
| 災害対策本部等の設置状況 | |

その他参考事項

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式２

令和　　年　　月　　日

神奈川県石油コンビナート等防災本部長　殿

## 石油コンビナート等災害防止法第２６条に基づく災害・応急措置報告

報告者

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事故（災害）の名称 | | | | |
| 事故（災害）の発生日時 | | 令和　年　月　日　時　分 | 事業所の名称 | |
| 事故（災害）の発見日時 | | 令和　年　月　日　時　分 | 所在地 | |
| 通報日時 | | 令和　年　月　日　時　分 | 特定事業所の別 | |
| 通報先・元（通報方法） | | （　　） | 事業所の業態 | |
| 鎮火又は処理終了時刻 | | 令和　年　月　日　時　分 | 主な製造・貯蔵取扱い品目 | |
| 事故の概要 | 事故の種類 | ①漏洩（　　）②放出（　　）③火災（　　）④爆発（　　）<br>⑤中毒等（　　）⑥破損（　　）⑦電気系統事故（　　）<br>⑧プラント停止（　　）⑨海上流出（　　）⑩その他（　　） | | |
| | 事故の場所 | 施設・設備の規模等<br>A塔槽類　①加熱炉　②反応炉　③蒸留器　④熱交換器　⑤分離塔<br>⑥貯槽　⑦容器　⑧その他（　）<br>B回転機器　①圧縮機　②ポンプ　③送風機　④その他（　　）<br>C配管系　①配管　②継手　③弁　④その他（　　）<br>D付属施設　①安全弁・破裂板　②緊急遮断弁等　③計装・液面計等<br>④断熱材　⑤溝・ピット等　⑥その他（　　）<br>Eユーティリティ　①ボイラー　②変電所・電源等　③その他（　　）<br>F荷役設備　①陸上設備　②海上設備　③その他（　　）<br>G輸送設備　①普通自動車　②トラック　③タンク　④タンクローリー<br>⑤ボンベ　⑥クレーン車　⑦その他（　　）<br>Hその他　①計器室　②倉庫　③研究室　④事務所等　⑤その他（　） | | |
| | 人的被害 | A　死亡者　　名（　　）死者の氏名・性別・年令・所属等<br>B　重傷者　　名（　　）<br>C　軽傷者　　名（　　） | | |
| | 物的被害 | 種類　　面積　　流出等の量<br>（　　）（　　㎡）（　　） | | |
| | 損害額 | | | |
| | 原因 | A設備関係　①構造設計不良（　）②材料不良（　）<br>③工作不良（　）④計装制御系統の欠陥⑤劣化（　）<br>⑥外部加重又は衝撃（　　）⑦その他（　　）<br>B運転管理関係　①作業情報の提供・伝達の不備（　）<br>②認知・確認のミス（インプットミス）（　　）<br>③誤判断（中枢処理のミス）（　　）<br>④誤操作（アウトプットミス）（　）<br>⑤技量未熟（経験不足）⑥作業基準の不備<br>⑦指揮命令の不備　⑧点検不良　⑨補修不良<br>⑩その他（　　）<br>〔事故原因（記述）〕 | | |

## 第３章　災害の防ぎょ活動【危機管理本部、関係局区】

### 第１節　特定事業所等における防ぎょ活動【消防局】

特定事業所等は、災害の発生と拡大の防止活動を迅速かつ効果的に実施するため、施設の災害態様に対応した防ぎょ活動を実施する。

１　緊急措置

特定事業所等は、災害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に応じた装置の運転停止や危険物、ガス等の供給停止等緊急措置を行う。

２　警戒措置

（１）特定事業所等は、地震の発生又は地域内で災害が発生した場合、災害を防止するため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移動・抜き取り等警戒措置を行う。ただし、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、従業員等の避難を最優先させるとともに、各特定事業所があらかじめ定める対応方法に従い行動する。

（２）特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織は、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、現に災害が発生している場合を除き、安全を確保しつつ可能な限り、防災資機材が津波により浸水、流出等しないよう適切な措置を講ずる。

３　防災資機材の輸送

広域共同防災組織は、その構成事業所から大容量泡放水砲等の出動の要請を受けたときは、直ちに大容量泡放水砲等の輸送に必要な車両を調達し、あらかじめ定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。なお、車両の調達にあたっては、県は、調達先に対して協力を要請する。

４　災害の防ぎょ活動

特定事業所等は、災害の鎮圧を図るために、防災資機材等を活用して災害防ぎょ活動を行う。

また、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織は、防災管理者の指揮のもと、公設消防隊の統制下に入り、共同して災害の鎮圧に全力をあげる。

５　災害の拡大防止措置

特定事業所等は、災害の拡大防止を図るため、災害の態様に応じた防止措置を行う。

６　災害防ぎょ活動への協力

特定事業所等は、自らの事業所の安全確保を前提に、防災関係機関及び災害発生事業所等の行う防ぎょ活動に積極的に協力するとともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域の一員としての災害防ぎょ活動に努める。

（資料編　災害応急措置に係る相互応援確認書）
（資料編　石油コンビナート等特別防災区域内の備蓄消火薬剤等の状況）
（資料編　京浜港（横浜・川崎）における津波対策に関する関係機関との合同指針）

### 第２節　本市における防ぎょ活動

１　危険物施設等の防ぎょ活動【消防局】

（１）基本原則

特別防災区域内における防ぎょ活動については、災害発生事業所の防災管理者等から積極的に災害事象、施設特性等の情報提供を受けるとともに、防ぎょ活動上の協議を行い、人命の安全確保を最優先とする統制ある行動をとるとともに、他の防災関係機関等と緊密な連携活動を行うことによ

り危害防止の徹底と災害の早期制圧に最大効果を挙げることを基本原則とする。

（２）指揮本部等の設置

消防局長は、必要に応じて消防局内に消防指揮本部を、消防署に方面指揮本部を設置するものとする。

（３）動員

消防局長又は消防署長は、必要と認める場合は人員を動員するものとする。

（４）部隊運用

特別防災区域内における消防隊等の出場は、別に規定する災害出場区分によるものとする。

※　第３部第２章第２節　１（２）石油コンビナート等防災区域における火災出場体制

（５）応援要請

災害現場の実態、規模等を把握し、必要に応じて応援要請行うものとする。

ア　三点セットを編成した部隊運用による応援要請

イ　特命出場等の要請による消防車等の部隊増強

ウ　消防相互応援協定に基づく応援要請

エ　緊急消防援助隊の応援要請

オ　自衛防災組織等の応援要請

カ　海上保安部等防災関係機関の応援

（６）消火薬剤の使用順位

市は、必要に応じて県が備蓄する防災資機材を活用し活動を実施することとするが、消火薬剤の使用順位は、次のとおりとする。

ア　消防局が保有するもの（神奈川県からの委託管理薬剤を含む）。

イ　災害発生事業所が保有するもの。

ウ　災害発生事業所が加盟する共同防災組織が保有するもの。

エ　隣接の共同防災組織が保有するもの。

オ　市と協定を締結している業者から調達するもの。

２　海上流出油災害【危機管理本部、港湾局、消防局、川崎区】

川崎市地域防災計画（都市災害対策編）第５部第５章「海上災害の防災計画」に基づき、必要な措置を講ずる。

また、被害が港湾区域内に及んだ際には、川崎管内排出油等防除協議会等と密接な連携協力のもとに防除活動を行うものとする。

（１）情報の収集・連絡

ア　海上災害情報等の連絡

（ア）原因者等は、海上災害が発生又は発生するおそれがある場合、速やかに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。また、海上災害を発見した者は、遅滞なくこれを消防機関に通報しなければならない。

（イ）第三管区海上保安本部は、海上災害が発生又は発生するおそれがある旨の連絡を受けた場合に、速やかに神奈川県及び関東管区警察局並びに市に連絡するものとする。

（ウ）神奈川県は、第三管区海上保安本部から海上災害が発生又は発生するおそれがある旨の情報を受けた場合は、市及び関係機関に連絡するものとする。

（エ）市は、海上災害の情報を覚知したときは、必要に応じヘリコプター、船舶及び車両により目

視、撮影等による情報収集を行うものとする。

（オ）市は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、直ちに神奈川県に連絡するものとする。

（カ）県警察は、海上災害が発生した場合は、直ちに警察用船舶、警察用航空機等を活用し、被害状況や被害の拡大性の有無について確認を行うものとする。

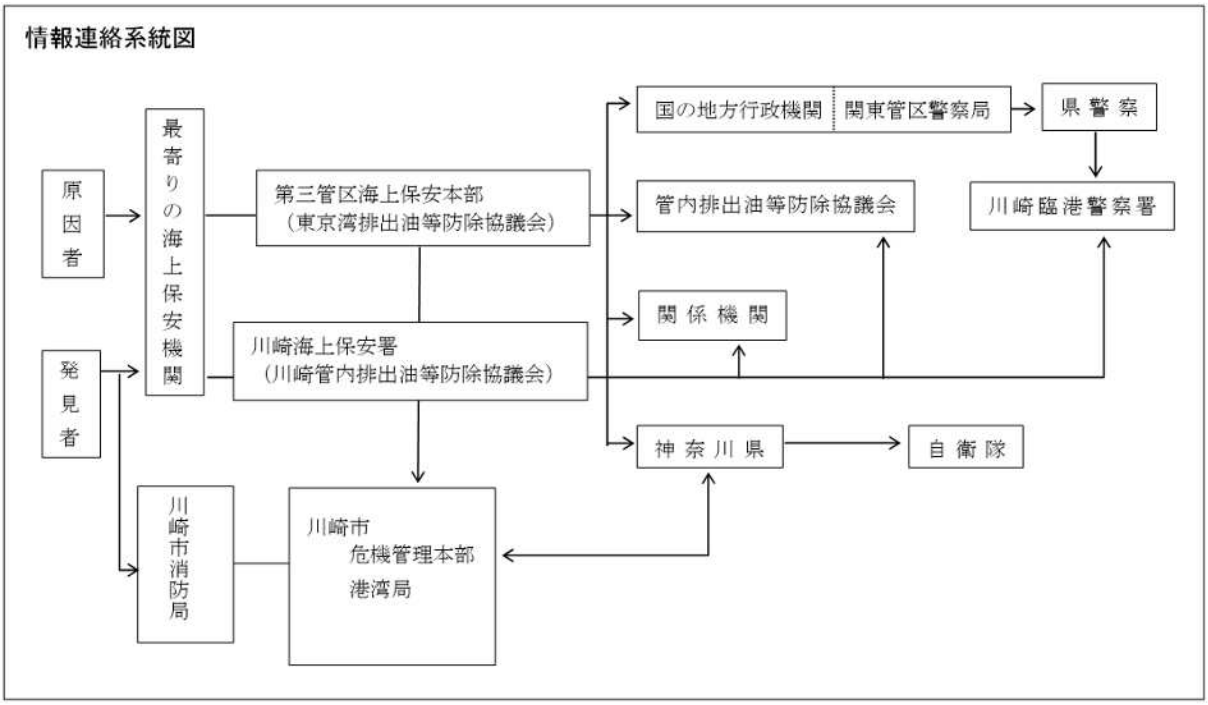


イ　応急対策活動情報の連絡

（ア）関係事業者等は、川崎海上保安署に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

（イ）防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（２）活動体制の確立

ア　市及び公共機関の活動体制

（ア）市は、収集した情報を集約し発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

（イ）市及び公共機関は、指定行政機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（ウ）市は、第三管区海上保安本部内に連絡調整本部が設置された場合は、担当職員を連絡調整本部へ派遣するものとする。

イ　警戒本部の設置

危機管理担当副市長は、油等流出事故等の海上災害が発生した場合において、収集された情報により、応急対策の調整等が必要と認められる場合、警戒本部を設置する。

ウ　災害対策本部の設置

市長は、油等流出事故等の海上災害が発生した場合において、収集された情報により、大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

エ　広域的な応援体制

市は、被害の規模に応じて、九都県市等、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

オ　関係行政機関の長等に対する防除措置の要請

第三管区海上保安本部長、横浜海上保安部長又は川崎海上保安署長は、特に必要があると認めるときは､海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の２に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請するものとする。

カ　関係機関への協力要請

市は、必要に応じて、公益社団法人川崎清港会及び独立行政法人海上災害防止センター等の関係機関に対して応援要請を行うこととする。

（３）火災防ぎょ、救助、救急及び医療活動

ア　火災防ぎょ活動

消防機関は、火災の発生状況を把握するとともに、危険物等の流出拡散などあらゆる角度から火災防ぎょ方針を決定し、迅速に活動を実施するものとする。

また、必要に応じて他の防災関係機関と情報共有等、総合連携を図り活動する。

イ　救助、救急活動

（ア）市の消防機関は、川崎海上保安署、県警察、自衛隊等の関係機関と相互に連携協力し、捜索、救助、救急活動を実施するものとする。

（イ）救急・救助活動に必要な資器材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

（ウ）市は、必要に応じ、関係事業者等からの協力等により、救助・救急活動のための資器材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ウ　医療活動

（ア）市は、海上災害に起因する医療関係の情報を収集するとともに、市立川崎病院及び保健福祉センターの職員により医療救護班を編成して医療活動にあたるものとする。

（イ）川崎市医師会及び川崎市病院協会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市の対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

（川崎市地域防災計画（都市災害対策編）第３部第９章「医療救護対策」　資料…災害時医療救護活動の系統図　参照）

（４）大規模な油流出事故に対する応急措置

ア　大規模な油等流出事故が発生した時は、当該船舶所有者又は施設管理者等の原因者は排除措置を講じるものとする。

イ　市は、大規模な油等流出事故が港湾区域内に及んだ場合、川崎管内排出油等防除協議会等と密接な連携協力のもとに直ちに防除活動を行うものとする。

ウ　市は、関係機関と協力のうえ大気、水質等の環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

（５）　交通の確保・緊急輸送活動

ア　川崎海上保安署は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、京浜港長（横浜海上保安部長）の指示に従い、船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

イ　県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、航空機、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

ウ　県警察は、緊急自動車又は緊急通行車両等の通行を確保するため、一般車両の通行を禁止する

などの必要な交通規制を直ちに行うものとする。

エ　交通規制に当たって、川崎海上保安署、県警察、市は、相互に密接な連絡をとるものとする。

（６）避難指示等

市は、大規模な油等流出事故により、二次災害の危険が生じた場合、沿岸住民の安全を確保するため、避難指示等必要な措置を行うものとする。

（７）関係者等への的確な情報伝達活動

ア　市は、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供するものとする。

イ　情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

３　津波対策【危機管理本部、港湾局、川崎区、幸区、関係局】

（１）地震発生時

市及び防災関係機関は、地震が発生したときは、直ちに津波関連情報の収集に努めるものとする。なお、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長時間揺れを感じたときは、特に潮位の変動に注意し、必要に応じて巡回警戒を実施するものとする。

（２）津波警報・注意報発表時等

ア　市民及び事業者、就労者等への情報伝達及び避難誘導

危機管理本部、港湾局、消防局、川崎区は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに同報系無線やサイレン及び広報車や港湾局巡視船、消防ヘリコプター等により市民や事業者及び就労者等臨海部に滞在している人々に伝達することと併せ、インターネットや電子メール・緊急速報メールのほか、テレビ神奈川、かわさきＦＭ等のマスメディアなどあらゆる手段を使った伝達を図り、津波注意の喚起を行うことと併せて、建物屋上等の高所への避難を促すとともに、港湾局長は、津波から避難する市民及び港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）等の一部を一時避難施設として提供するものとする。

県警察は、津波による被害が発生すると判断した場合、又は津波による危険が切迫していると自ら認める場合は、必要に応じ避難指示を行う等、安全かつ迅速な避難誘導を実施するものとする。

イ　在港船舶等への情報伝達

横浜海上保安部は、津波警報・注意報等が発表された場合、港内及び周辺海域の船舶等に対し、巡視船等を巡回させ、情報伝達を行うものとする。

ウ　在港船舶への避難連絡等

港湾局長は、在港船舶に対して、港外への避難を連絡するとともに、横浜海上保安部に対して、船舶入港の制限や船舶の移動など所要の規制を要請するものとする。この場合、横浜海上保安部は、港外への避難を勧告するとともに、必要に応じて、船舶の入港制限、船舶の移動など所要の規制を行うものとする。

船舶運航者、船舶代理店、船舶の船長等は、港内における迅速な人命及び財産の保護並びに船舶交通の安全を確保するために、「京浜港（横浜・川崎）における津波対策に関する関係機関との合同指針」に基づき対応するものとする。

港湾局長は、公共埠頭においては、「京浜港（横浜・川崎）における津波対策に関する関係機関との合同指針」に基づき、荷役・作業等の中止を指示することとする。

エ　防潮堤・河港水門の閉鎖等

港湾局長は、潮位等の情報収集に努めるとともに、津波による被害が予想される場合は、防潮扉を閉めるなど警戒体制を強化し、関係機関への連絡を行う。また、川崎区長及び建設緑政局長は、津波の多摩川遡上による被害が予想される場合は、関係機関へ連絡の上、川崎河港水門の閉鎖を行うものとする。

オ　川崎港海底トンネルの通行制限

港湾局長は、津波による被害が発生すると判断した場合は、道路管理者及び県警察と連絡調整を図り、川崎港海底トンネルの交通規制を要請するとともに、津波による被害が切迫していると認めるときは、通行止めなどの措置を講ずるものとする。

（３）津波避難施設への避難

ア　避難状況の把握

川崎区役所は、津波避難施設の開設状況、及び避難者の受入状況の把握に努めるものとする。

イ　海底トンネル利用者への広報

港湾局は、海底トンネルの徒歩利用者の有無を確認するとともに、徒歩利用者の存在を確認した場合は、速やかに津波避難施設へ退避するようにアナウンスを行うものとする。

ウ　避難施設への誘導

避難施設を案内する看板を設置し、避難施設を周知し、避難者の誘導に努める。

４　帰宅困難者対策【危機管理本部、経済労働局、港湾局、交通局、川崎区】

大規模地震発生時等には、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅等における混乱、川崎臨海部の島での孤立化が予想されるため、それらへの対応が必要である。

（１）情報パニックによる混乱防止措置

電話の混乱、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。

ア　市長は、市防災行政無線、市ホームページ、防災情報ポータルサイト、防災気象情報メール、テレビ神奈川データ放送、かわさきＦＭその他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車、電話の使用自粛等、臨海部の事業所の従業員や観光客、自動車運転手、船舶乗組員等に注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。

イ　地震関連情報の伝達についても、正確な情報を適切な内容とタイミングにより行い、人心の安定に努めるものとする。

ウ　市長は収集した情報を、必要な防災関係機関及び事業所に迅速に伝達するものとする。

エ　防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関及び事業所に対し迅速に伝達するものとする。

オ　防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、広報班を編成して市が行う広報と連携し実施するものとする。

（２）通勤等で集中する駅の混乱防止措置

通勤等で集中する駅及びその周辺における混乱を防止するため、関係機関と連携・協力をし、次の対策を実施するものとする。

ア　市長は、鉄道等の運行状況についての情報収集に努める。

イ　市長は、通勤等で集中する駅における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報把握に努めるとともに、次の措置について、県警察、消防、鉄道事業者等関係機関と連携を図り、混乱の防止に努めるものとする。

（ア）事業所等に対する時差退社の要請

（イ）鉄道運行情報等の提供

（ウ）通勤等で集中する駅及びその周辺の交通規制

（エ）バス・タクシー乗降場所の移転及び交通整理

（オ）乗降客の規制及び避難誘導

（カ）改札規制

（キ）救助・救急及び応急医療

（３）帰宅困難者の支援

大規模地震発生時等は、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則とするが、家族が被災するなど、やむを得ず移動をする者の帰宅あるいは移動に対し、次の移動の支援を実施するものとする。

ア　市の支援

川崎区及び市公共施設等において、被災、交通、その他の情報等の提供を行うとともに、市営バス等は道路状況に応じて、可能な限り輸送を実施するものとする。

イ　臨海部における帰宅困難者の移動支援

臨海部の東扇島等において、橋りょうや海底トンネル等の通行に支障が生じたことにより、帰宅が困難になった市民等に対して、川崎市港湾振興会館（マリエン）等の庁舎の一部を一時避難施設として提供するとともに、港湾局巡視船等の市保有船舶等や川崎海上保安署保有船舶による緊急搬送等の支援策を検討する。

ウ　協定による各種団体の支援

（ア）ガソリンスタンド（神奈川県石油業協同組合）

（イ）自動車販売店

（ウ）コンビニエンスストアなど九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション

協定を締結した各種団体の店舗（事業所）等において、情報、水道水、トイレ等の提供を行い、移動を支援する。

エ　滞留時の支援

市は、川崎臨海部の島での孤立化により徒歩帰宅が困難になった者に対し、次の支援に努める。

（ア）川崎臨海部の島ごとに一時滞在施設の確保

（イ）一時滞在施設を利用する帰宅困難者に対する、水、防寒用品、食料等の配布

# 第４章　避難対策【危機管理本部、関係局区】

臨海部において、火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び就業者等の生命及び身体を災害から保護し、その他被害の拡大を防止するため、避難の必要があると認められる場合、施設の災害影響範囲などを考慮して、適切に避難指示等を発令し、速やかに伝達するとともに、関係機関等と緊密に連携して避難誘導を行う。

津波に関する避難については「川崎市津波避難計画」、また、高潮に関する避難については、「川崎市地域防災計画　風水害編」によるものとする。

## 第１節　計画の前提【危機管理本部、消防局】

１　検討対象とする施設・災害

平成 25～26 年度に県が実施した「神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査」の対象施設・災害とその影響評価結果を前提として、避難計画を作成する。

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査では、想定災害を災害の発生危険度に応じて以下に示す区分により分類し、対応の優先度を示している。避難計画の作成にあたっては、この他に発生危険度が低い災害に相当する「その他の災害」を設け、計４区分とする（図 1）。

○第１段階の想定災害：災害の発生危険度がＢレベル以上の災害

→ 現実的に起こりうると考えて対策を検討しておくべき災害

平常時：$10^{-5}$/年程度以上

地震時（都心南部直下地震・三浦半島断層群の地震）：$10^{-3}$ 程度以上

地震時（大正型関東地震・【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震）：$10^{-2}$ 程度以上

○第２段階の想定災害：災害の発生危険度がＣレベルの災害

→ 発生する可能性が相当に小さい災害を含むが、万一に備え対策を検討しておくべき災害

平常時：$10^{-6}$/年程度以上

地震時（都心南部直下地震・三浦半島断層群の地震）：$10^{-4}$ 程度以上

地震時（大正型関東地震・【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震）：$10^{-3}$ 程度以上

○低頻度大規模災害：災害の発生危険度がＤレベル以下で、影響度がＩレベルの災害

（影響評価の対象とする災害事象：可燃性高圧ガスタンクの BLEVE 及び製造施設等の爆発）

→ 発生する可能性が非常に小さい（平常時には考えにくい）が、影響が大きくなると考えられる災害

平常時：$10^{-7}$/年程度以上

地震時（都心南部直下地震・三浦半島断層群の地震）：$10^{-5}$ 程度以上

地震時（大正型関東地震・【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震）：$10^{-4}$ 程度以上

図１　想定災害の区分

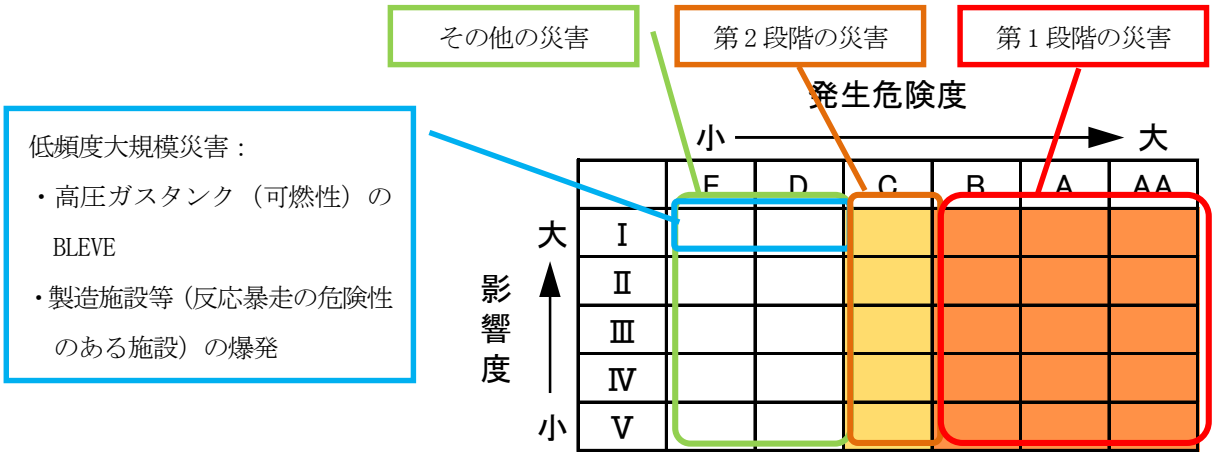


２　避難を要する事態

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査の対象災害から、避難を要する事態を整理すると表１のようになる。

表１　避難を要する事態

| 避難を要する事態 | | 状況 |
|---|---|---|
| ①火災延焼拡大 | 危険物火災 | ・大規模な危険物火災が発生し、周辺へ延焼拡大の危険性がある場合<br>・原油や重油などの石油タンクの全面火災が発生し、ボイルオーバー[1)]の発生危険性がある場合 |
| | 可燃性ガス火災 | 大規模な可燃性ガス火災が発生し、周辺へ延焼拡大の危険性がある場合 |
| ②大量漏洩 | 危険物の大量漏洩 | 危険物が大量に漏洩し、液面から可燃性ガスが蒸発している場合 |
| | 危険物(毒性)、毒性液体の大量漏洩 | 危険物(毒性)/毒性液体が大量に漏洩し、液面から毒性ガスが蒸発している場合 |
| | 可燃性ガス、毒性ガスの漏洩継続 | 可燃性/毒性ガスの漏洩が継続し、直ちに漏洩停止できない場合 |
| ③大規模災害 | BLEVE(高圧ガスタンク) | 周辺火災等により高圧ガスタンクで BLEVE[2)]の発生危険性が生じた場合 |
| | 反応暴走(製造プラント) | 製造プラントで反応暴走の発生危険性が生じた場合 |

1）原油や重油などの広い沸点範囲を持つ油は、火災により表面部の軽質成分が先に燃焼して重質化し、高温層を形成して徐々に沈下する。この高温層がタンク底部に溜まった水の層に達すると水蒸気爆発を引き起こし、油を噴き上げ燃焼を拡大する。このような現象はボイルオーバーと呼ばれる。ボイルオーバーの発生危険性は油種や火災の状況（継続時間等）によって異なる。

2）BLEVE とは、沸点以上の温度で貯蔵している加圧液化ガスの貯槽や容器が何らかの原因により破損し、大気圧まで減圧することにより急激に気化する爆発的蒸発現象である。典型的には、火災時の熱により容器等が破損して BLEVE を引き起こす。 BLEVE の発生は内容物が可燃性のものに限らないが、可燃性の場合には着火してファイヤーボールと呼ばれる巨大な火球を形成することが多い。

３　避難対象地域と避難方法

避難を要する事態毎の避難対象地域と避難方法は、表２のとおりとする。

表２ 避難対象地域と避難方法

| 避難を要する事態 | | 避難対象地域 | 避難方法 |
|---|---|---|---|
| ①火災延焼拡大 | 危険物火災 | 流出火災の影響範囲内の地域 | 域外避難 |
| | 可燃性ガス火災 | 爆発/フラッシュ火災の影響範囲内の地域 | 域外避難 |
| ②大量漏洩 | 危険物の大量漏洩 | 流出火災の影響範囲内の地域 | 域外避難 |
| | 危険物(毒性)、毒性液体の大量漏洩 | 毒性ガス拡散の影響範囲内の地域 | 域外避難 |
| | 可燃性ガス、毒性ガスの漏洩継続 | フラッシュ火災/毒性ガス拡散の影響範囲内の地域 | 域外避難 |
| ③大規模災害 | BLEVE<br>(高圧ガスタンク) | 以下の災害の影響範囲内の地域<br>①蒸気雲爆発による爆風圧<br>②ファイヤーボールによる放射熱<br>③飛散物の飛散範囲 | 発災施設周辺:<br>域外避難<br>その他の避難対象地域:<br>屋内退避 |
| | 反応暴走<br>(製造プラント) | 蒸気雲爆発による爆風圧(2.1kPa)の影響範囲内の地域 | 発災施設周辺:<br>域外避難<br>その他の避難対象地域:<br>屋内退避 |

注)域外避難:影響範囲外の避難所等への避難　屋内退避:自宅や安全な建物内への退避

## 第２節　避難の考え方【危機管理本部、消防局、川崎区】

１　避難指示等

（１）避難指示等の基準

避難指示等は、次のような災害が発生した（または発生する恐れがある）場合において、住民等の生命及び身体に危険が及ぶと認められる場合に行う。特に、危険が目前に切迫し、急を要する場合には避難を指示する。

ア　火災の発生（放射熱の影響）

危険物や可燃性ガスの火災等放射熱が、人体に危険を及ぼすと予想される場合

イ　可燃性ガスの漏洩（爆発危険）

可燃性ガスの漏洩により、爆発危険が生じた場合

ウ　毒性ガスの漏洩（有毒物の影響）

毒性ガスの漏洩拡散により、人体に危険を及ぼすと予想される場合

エ　その他、市長が必要と認めた場合

以上の基準及び対象災害の影響や特性を踏まえ、具体的に避難を要する事態を整理すると、表３のようになる。これらの事態が発生した場合には、避難指示等の実施を検討する必要がある。

表３ 住民等が避難を要する事態

| 避難を要する事態 | | 状況 |
|---|---|---|
| ①火災延焼拡大 | 危険物火災 | ・大規模な危険物火災が発生し、周辺へ延焼拡大の危険性がある場合<br>・原油や重油などを貯蔵するタンクにおいて全面火災が発生し、ボイルオーバーの発生危険性がある場合 |
| | 可燃性ガス火災 | 大規模な可燃性ガス火災が発生し、周辺へ延焼拡大の危険性がある場合 |
| ②大量漏洩 | 危険物の大量漏洩 | 危険物が漏洩し、液面から可燃性ガスが蒸発、拡散している場合 |
| | 危険物（毒性）、<br>毒性液体の大量漏洩 | 危険物（毒性）/毒性液体が漏洩し、液面から毒性ガスが蒸発、拡散している場合 |
| | 可燃性ガスの漏洩継続 | 可燃性ガスの漏洩が継続し、直ちに漏洩停止できない場合 |
| | 毒性ガスの漏洩継続 | 毒性ガスの漏洩が継続し、直ちに漏洩停止できない場合 |
| ③大規模災害 | BLEVE（高圧ガスタンク） | 周辺火災等により高圧ガスタンクで BLEVE の発生危険性が生じた場合 |
| | 反応暴走（製造プラント） | 製造プラントで反応暴走の発生危険性が生じた場合 |

（２）避難指示等の実施者

ア　住民等への避難指示等は、市長が実施するものとする。

なお、川崎区長、消防局長、臨港消防署長又は川崎消防署長は、市長に要請するいとまがないときは、補助執行機関として避難の指示等を市長に代わり速やかに実施し、事後市長に報告する。

イ　本市以外の機関においては、警察官、海上保安官及び自衛官が避難の指示等を行うものとする。

なお、この場合、避難の指示を行った警察官、海上保安官及び自衛官は、実施後直ちにその旨を市長に通知するものとする。

（３）避難指示等の内容

避難指示等を実施するときは、住民等に次の事項をできる限り明示し、安全かつ迅速に避難させる。

ア　避難を要する理由

イ　避難指示等の対象地域

ウ　避難先

エ　その他避難に必要な事項

（４）避難指示等の伝達方法

住民等への避難指示等を実施した場合は、総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、次の方法のうち実情に即した方法により住民等へ伝達する。

なお、災害時要援護者ついては、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、伝達漏れのないよう

留意する。

ア　防災行政無線同報系無線による放送

イ　緊急速報メールの送信

ウ　広報車、消防車両、消防ヘリコプターによる広報

エ　ラジオ・テレビ、かわさきＦＭ等による放送

オ　自主防災組織、町内会長等による電話・ＦＡＸ又は口頭伝達

カ　テレビ神奈川データ放送の実施

キ　メールニュースかわさき「防災気象情報」の送信

ク　市ホームページのトップページ及び川崎市防災ポータルサイトへの掲載

ケ　Ｌアラートによる情報伝達者（テレビ、ラジオ等）向け配信

コ　かわさき防災アプリのプッシュ通知

サ　Ｘ等による広報

（５）関係機関等への通知及び報告

市長は、住民等への避難指示等を実施したとき並びに警察官、海上保安官及び自衛官から避難の指示等を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに、第三管区海上保安本部（川崎海上保安署）等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。

また、消防局長、又は川崎区長もしくは消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へその旨を通知する。

（６）住民等への避難指示等の解除

ア　市長は、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難指示等を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。

イ　川崎区長は、避難指示等の解除に伴う避難者及び避難施設の管理者との事務処理にあたる。

２　避難方法と避難対象地域

（１）避難方法

表４に避難の方法を示す。避難を要する事態が生じた場合、原則として災害の影響が及ぶ前に、想定される影響範囲外への避難（域外避難）を実施する。ただし、大規模災害については、影響範囲が極めて広範囲となり迅速な避難が困難となる恐れがあることや、避難中に爆発が発生した場合には、飛散物等による被害の危険性がより大きくなる可能性があることを踏まえ、発災施設の周辺地域においては域外避難、その他の避難対象地域においては頑強な建物内への避難（屋内避難）とする。

表4 避難の方法

<table>
<tr><td rowspan="3">域外避難</td><td>一時避難</td><td>特定事業所における大規模屋外タンク等の火災・爆発又は有毒ガスの漏洩により付近住民に危険が及ぶと認める場合は、公園・大規模な空地等安全な場所に避難させる。</td></tr>
<tr><td>広域避難</td><td>震災等により、広域的な災害が発生し周辺地域住民に危険が及ぶと認める場合には、安全である直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所等に避難させる。</td></tr>
<tr><td>特別避難</td><td>島部と連絡する橋りょう等が災害により使用できず、内陸部と島部間の連絡が途絶した場合は、避難用船舶による避難を行う。<br>・ 集合場所<br>在島者の状況を、ヘリコプター等により情報収集するとともに、船舶の係留位置及び港湾施設の被害状況等を考慮して集合位置を指定し、在島者には、神奈川県石油コンビナート等防災無線、川崎市防災行政無線、メール、ヘリコプター、広報車等を活用し、伝達を徹底する。<br>・ 避難用船舶<br>市長は、災害状況及び態様等に応じ、関係機関と協議の上、横浜海上保安部（川崎海上保安署）へ救助を要請するとともに、本市及びその他の関係機関保有船舶等により避難を実施する。<br>なお、避難用船舶の確保等について、事前に関係機関と協議しておくものとする。<br>・ 避難先<br>避難先は、災害状況、気象状況等を勘案し、被害のない内陸部又は東京湾内の他の港とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋内避難</td><td>屋内にとどまる方が、避難所等への避難よりも危険性が少ないと考えられる場合は、屋内に避難する。</td></tr>
</table>

（2）避難対象地域

避難対象地域は、神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査の影響評価結果（災害の影響範囲）に基づき抽出する。

表５は、神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査における影響評価の基準値である。大規模災害については３種類の基準値で影響評価が行われているが、神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果を踏まえて修正された神奈川県石油コンビナート等防災計画では、ファイヤーボールによる放射熱の影響の基準値については 11.6kW/m² が、爆風圧の基準値については 2.1kPa が採用されていることから、本調査においてもこれを踏襲する。

表６に、避難を要する事態（表 3）毎の避難対象地域と避難方法を示す。

なお、大規模災害による屋内退避の対象地域に所在する外来者は、手近にある頑強な建物等の内部へ退避する必要があるが、屋外である広域避難場所は災害の影響が及ぶ危険性があることから、避ける必要がある。

注）放射熱の人体への影響は暴露時間に依存するが、ファイヤーボールの場合には燃焼継続時間が短いこと（通常数秒～20 秒程度）を踏まえ、液面火災による放射熱よりも大きな値を基準値とする場合が多い。

表5 神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査における災害の影響評価の基準値

| 評価項目 | | 基準値 | 説明 |
|---|---|---|---|
| 時震地 時常平の災害 | 液面火災の放射熱 | 2.3kW/$m^2$(2.3kJ/$m^2$s) | 熱を受け続けることにより1分以内で痛みを感じ、90秒程度で火傷を生じる熱量。 |
| | 爆風圧 | 2.1kPa | 安全限界(この値以下では95%の確率で大きな被害はないとされる圧力) |
| | フラッシュ火災 | 爆発下限界濃度(LEL)の1/2 | 可燃性ガスに引火・燃焼が起こり得る下限界濃度を用い、拡散ガスの濃度の変動(計算値の1/2～2倍)を考慮してLEL/2としたもの。 |
| | 毒性ガス拡散 | IDLH(Immediate Dangerous to Life and Health) | 米国の国立労働安全衛生研究所(NIOSH)が提唱する許容限界値で、30分以内に脱出しないと元の健康状態に戻らない濃度。 |
| 大規模災害 | ファイヤーボールの放射熱 | 11.6kW/m2(11.6kJ/m2s)<br>9.5kW/m2(9.5kJ/m2s)<br>4.6kW/m2(4.6kJ/m2s) | それぞれ8秒、10秒、35秒程度受け続けることにより、火傷を生じる熱量。 |
| | 爆風圧 | 16kPa<br>5kPa<br>2.1kPa | 16kPa:建物の大きな被害の限界<br>5kPa :家屋が多少の被害を被る<br>2.1kPa:安全限界(この値以下では0.95の確率で大きな被害はない)とされる圧力 |

表6 避難対象地域と避難方法

| 避難を要する事態 | | 避難対象地域 | 避難方法 |
|---|---|---|---|
| ①火災延焼拡大 | 危険物火災 | 流出火災の影響範囲内の地域 | 域外避難 |
| | 可燃性ガス火災 | 爆発/フラッシュ火災の影響範囲内の地域 | 域外避難 |
| ②大量漏洩 | 危険物の大量漏洩 | 流出火災の影響範囲内の地域 | 域外避難 |
| | 危険物(毒性)、毒性液体の大量漏洩 | 毒性ガス拡散の影響範囲内の地域 | 域外避難 |
| | 可燃性ガスの漏洩継続 | 爆発/フラッシュ火災の影響範囲内の地域 | 域外避難 |
| | 毒性ガスの漏洩継続 | 毒性ガス拡散の影響範囲内の地域 | 域外避難 |
| ③大規模災害 | BLEVE<br>(高圧ガスタンク) | 以下の災害の影響範囲内の地域<br>①ファイヤーボールによる放射熱(11.6kJ/$m^2$s)<br>②蒸気雲爆発による爆風圧(2.1kPa)<br>③飛散物の飛散範囲 | 発災施設周辺(爆風圧(16kPa)の影響範囲内の地域):域外避難<br>その他の避難対象地域:屋内退避 |
| | 反応暴走<br>(製造プラント) | 蒸気雲爆発による爆風圧(2.1kPa)の影響範囲内の地域 | 発災施設周辺(爆風圧(16kPa)の影響範囲内の地域):域外避難<br>その他の避難対象地域:屋内退避 |

注)域外避難:影響範囲外の避難所等への避難、屋内退避:自宅や安全な建物内への退避

3　避難誘導

（1）関係機関等との連携

消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行う。

（2）避難の誘導方法

避難誘導の際は、次により住民等を安全かつ迅速に避難場所へ誘導する。

ア　避難に際しては、人身の安全を最優先とする。

イ　災害の状況等を考慮し、危険の及ばない幅員の広い道路を経由する。

ウ　危険箇所には、表示、縄張り等をし危害の防止をする。

エ　避難経路沿いの要所（橋梁、東京大師横浜線（産業道路）交差点など）等には、誘導員を配置する。

（3）災害時要援護者の避難支援等

避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。災害時要援護者避難支援制度に登録している住民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行う。

（4）避難経路及び交通手段の確保

ア　川崎区長は、避難誘導を行うため、避難経路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ関係機関等に対し協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を要請する。

イ　移動手段

（ア）避難は、徒歩を原則とする。ただし、災害発生事業所または災害発生事業所の近隣の事業所や住民で、危険が迫り、迅速に避難を要する場合等は車両による避難を併用する。

（イ）島部に架かる橋梁や海底トンネルなどが通行不能になり、島部が孤立化した場合に備え、各島の船舶接岸場所、ヘリコプターの場外離着陸場所等について検討する。

4　避難先

（1）市長は、災害の影響範囲などにより、公園・大規模な空地等安全な場所、あるいは直近の小・中・高等学校又は広域避難場所等を避難先として指定する。

（2）川崎区長、消防局長又は臨港消防署長は、市長に指定するいとまがないときは、避難の指示等の補助執行機関として、避難先を市長に代わり指定し、事後速やかに市長に報告する。

5　避難者の受入れ

（1）川崎区長は、避難者を収容するため、要員を当該避難所等へ派遣し、施設管理者と連携して避難者の保護にあたる。また、必要に応じて、食料、飲料水及び毛布等の支給を準備するものとする。

（2）川崎区長は、避難所等を開設したときは、直ちにその旨を市長に報告する。

（3）川崎区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長へ報告する。

（資料編　臨海部各島の避難にあたっての留意事項）

## 第３節　避難計画【危機管理本部、教育委員会、港湾局、消防局、健康福祉局、川崎区】

以下の①または②に該当する災害を対象に、避難対象地域、最大避難者数等を整理し、避難計画を作成する。別表１に平常時・地震時の災害について、別表２に大規模災害についての避難計画を示す。なお、避難計画において、避難対象地域は町丁目を単位とした地区で表すこととし、災害の影響範囲にかかる地区を避難対象地域（地区）としている。

①一般地域へ影響が及ぶ可能性のある災害

災害の影響範囲が石油コンビナート区域外の一般地域へ及ぶ災害

②隣接地域へ影響が及ぶ可能性のある災害

石油コンビナート地域を図２に示す８つのエリアに区分し、各エリアで発生する災害の影響範囲が隣接エリアに及ぶ災害

図２　石油コンビナートのエリア区分

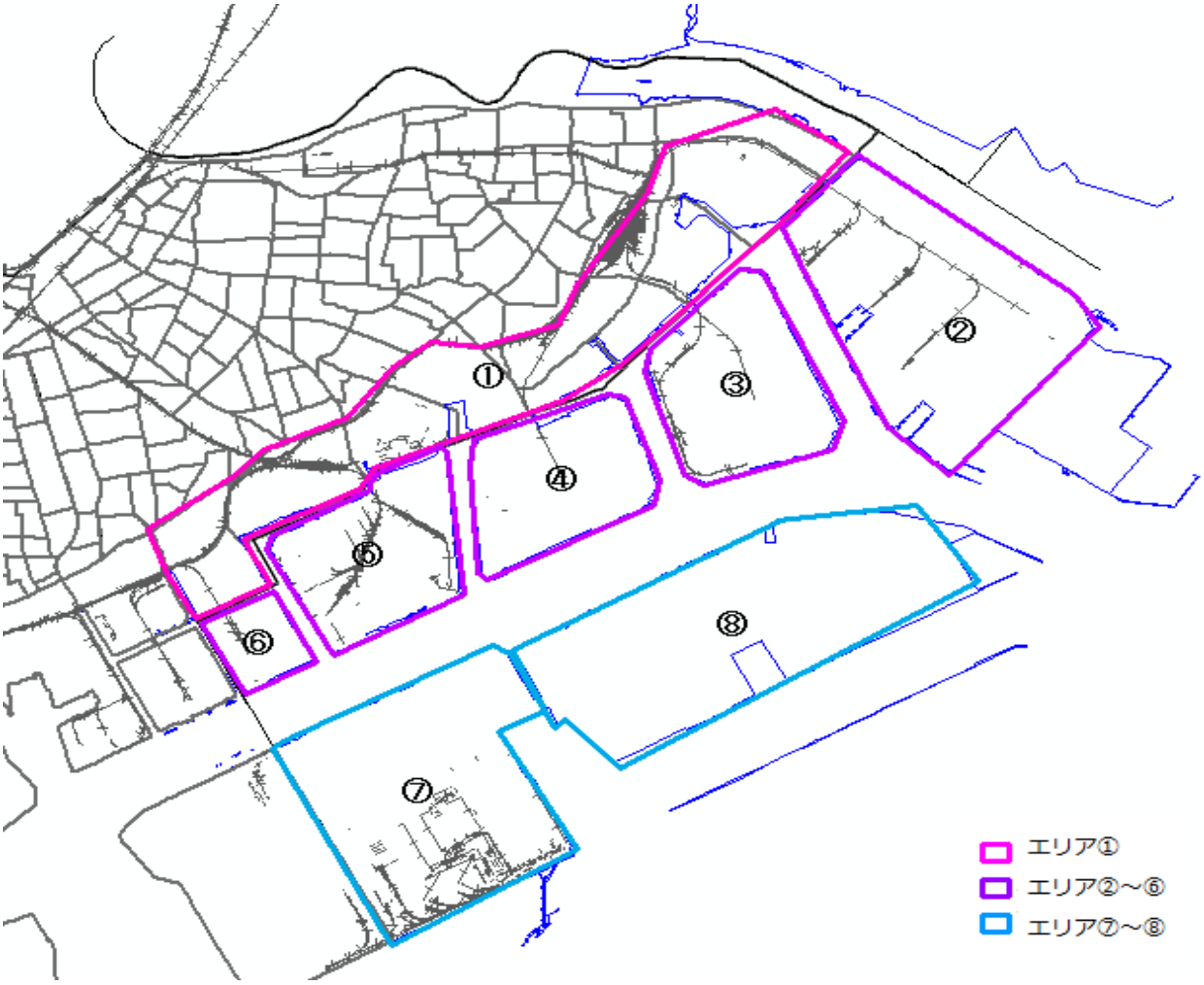

（別表1）平常時・地震時の災害

| エリア番号 | 施設諸元 | 避難を要する事態 | 影響の評価指標（基準値） | 最大影響距離[m] | 避難対象地区（域外避難） | | 想定災害の区分 | | | | 避難対象地域の区分（末尾の【注】参照） | 留意事項（末尾に記載） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 平常時 | 地震時 | | | | |
| | | | | | 地区名 | 最大避難者数 | | 都心南部直下地震 | 大正型関東地震 | 【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震 | | |
| 1 | 危険物タンク<br>貯蔵：ベンゼン | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m$^2$s） | 160 | 千鳥町<br>夜光2丁目 | 昼間：3306人<br>夜間：0人 | 第1段階 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | ② | 1） |
| 1 | 危険物タンク<br>貯蔵：ゴム用揮発油 | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m$^2$s） | 160 | 千鳥町<br>夜光2丁目 | 昼間：3306人<br>夜間：0人 | 第1段階 | 第1段階 | 第1段階 | 第1段階 | ② | 1） |
| 1 | 危険物タンク<br>貯蔵：ノルマルヘキサン | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m$^2$s） | 190 | 千鳥町<br>夜光2丁目 | 昼間：3306人<br>夜間：0人 | 第1段階 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | ② | 1） |
| 1 | 危険物タンク<br>貯蔵：ノルマルヘキサン | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m$^2$s） | 190 | 千鳥町<br>夜光2丁目 | 昼間：3306人<br>夜間：0人 | 第1段階 | 第1段階 | 第1段階 | 第1段階 | ② | 1） |
| 1 | 危険物タンク（毒性）<br>貯蔵：アクリロニトリル | ・大量漏洩（毒性危険物） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:85ppm） | 1230 | 浮島町<br>江川2丁目<br>小島町<br>塩浜1丁目<br>塩浜2丁目<br>塩浜3丁目<br>塩浜4丁目<br>田町2丁目<br>田町3丁目<br>千鳥町<br>日ノ出1丁目<br>日ノ出2丁目<br>夜光1丁目<br>夜光2丁目<br>夜光3丁目<br>四谷下町 | 昼間：26486人<br>夜間：10458人 | 第1段階 | 第1段階 | 第1段階 | 第1段階 | ①,② | 2）3） |
| 1 | 危険物タンク（毒性）<br>貯蔵：アクリロニトリル | ・大量漏洩（毒性危険物） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:85ppm） | 900 | 浮島町<br>小島町<br>塩浜3丁目<br>塩浜4丁目<br>田町2丁目<br>田町3丁目<br>千鳥町<br>夜光1丁目<br>夜光2丁目 | 昼間：18851人<br>夜間：3491人 | 第1段階 | 第1段階 | 第1段階 | 第1段階 | ①,② | 2）3） |
| 1 | 高圧ガスタンク<br>貯蔵：プロピレン | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 183 | 千鳥町<br>夜光1丁目 | 昼間：4959人<br>夜間：86人 | その他 | その他 | その他 | その他 | ② | 2） |
| 1 | プラント（製造施設）<br>取扱：ベンゼン | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 258 | 塩浜3丁目<br>千鳥町<br>夜光2丁目<br>夜光3丁目 | 昼間：5649人<br>夜間：473人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2） |
| 1 | プラント（製造施設）<br>取扱：ノルマルパラフィン | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 335 | 塩浜3丁目<br>千鳥町<br>夜光2丁目<br>夜光3丁目 | 昼間：5649人<br>夜間：473人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ①,② | 2） |

| エリア番号 | 施設諸元 | 避難を要する事態 | 影響の評価指標（基準値） | 最大影響距離[m] | 避難対象地区（域外避難） | | 想定災害の区分 | | | | 避難対象地域の区分（末尾の【注】参照） | 留意事項（末尾に記載） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 平常時 | 地震時 | | | | |
| | | | | | 地区名 | 最大避難者数 | | 都心南部直下地震 | 大正型関東地震 | 【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震 | | |
| 1 | プラント（製造施設）<br>取扱：フッ化水素 | ・大量漏洩（毒性液体） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:30ppm） | 650 | 塩浜2丁目<br>塩浜3丁目<br>千鳥町<br>水江町<br>夜光2丁目<br>夜光3丁目<br>四谷下町 | 昼間：12027人<br>夜間：2602人 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2）3） |
| 1 | プラント（製造施設）<br>取扱：キシレン | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 226 | 千鳥町<br>夜光2丁目 | 昼間：3306人<br>夜間：0人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2） |
| 1 | プラント（製造施設）<br>取扱：水素 | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 336 | 塩浜3丁目<br>塩浜4丁目<br>千鳥町<br>夜光1丁目<br>夜光2丁目 | 昼間：8011人<br>夜間：584人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2） |
| 1 | プラント（製造施設）<br>取扱：水素 | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 263 | 千鳥町<br>夜光1丁目<br>夜光2丁目 | 昼間：5301人<br>夜間：86人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2） |
| 1 | プラント（製造施設）<br>取扱：ブタジエン | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 608 | 小島町<br>塩浜3丁目<br>塩浜4丁目<br>田町3丁目<br>千鳥町<br>夜光1丁目<br>夜光2丁目 | 昼間：11006人<br>夜間：932人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2） |
| 2 | プラント（製造施設）<br>取扱：石油ガス | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 1259 | 浮島町<br>小島町<br>千鳥町<br>殿町3丁目<br>夜光1丁目 | 昼間：16154人<br>夜間：996人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ①,② | 2） |
| 2 | プラント（製造施設）<br>取扱：水素 | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 1145 | 浮島町<br>小島町<br>千鳥町<br>殿町3丁目<br>夜光1丁目 | 昼間：16154人<br>夜間：996人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ①,② | 2） |
| 2 | プラント（製造施設）<br>取扱：石油ガス | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 715 | 浮島町<br>小島町<br>殿町3丁目 | 昼間：11195人<br>夜間：910人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2） |
| 2 | プラント（製造施設）<br>取扱：石油ガス | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 920 | 浮島町<br>小島町<br>千鳥町<br>殿町3丁目 | 昼間：14159人<br>夜間：910人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ①,② | 2） |

| エリア番号 | 施設諸元 | 避難を要する事態 | 影響の評価指標（基準値） | 最大影響距離[m] | 避難対象地区（域外避難） | | 想定災害の区分 | | | | 避難対象地域の区分（末尾の【注】参照） | 留意事項（末尾に記載） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 平常時 | 地震時 | | | | |
| | | | | | 地区名 | 最大避難者数 | | 都心南部直下地震 | 大正型関東地震 | 【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震 | | |
| 3 | 危険物タンク（毒性）<br>貯蔵：アクリロニトリル | ・大量漏洩（毒性危険物） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:85ppm） | 930 | 浮島町<br>小島町<br>千鳥町<br>夜光1丁目<br>夜光2丁目 | 昼間：13379人<br>夜間：87人 | 第2段階 | 第2段階 | 第1段階 | 第2段階 | ② | 2）3） |
| 3 | プラント（製造施設）<br>取扱：アンモニア | ・大量漏洩（毒性危険物） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:300ppm） | 400 | 千鳥町<br>夜光2丁目 | 昼間：3306人<br>夜間：0人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2）3） |
| 4 | 危険物タンク<br>貯蔵：ガソリン | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m2s） | 340 | 水江町<br>夜光3丁目 | 昼間：3801人<br>夜間：0人 | 第2段階 | 第2段階 | 第1段階 | 第2段階 | ② | 1） |
| 4 | 危険物タンク<br>貯蔵：スロップ | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m2s） | 280 | 水江町<br>夜光3丁目 | 昼間：3801人<br>夜間：0人 | 第2段階 | 第2段階 | 第1段階 | 第2段階 | ② | 1） |
| 4 | 危険物タンク<br>貯蔵：ベンゼン | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m2s） | 350 | 水江町<br>夜光3丁目 | 昼間：3801人<br>夜間：0人 | 第2段階 | 第2段階 | 第1段階 | 第2段階 | ② | 1） |
| 4 | 危険物タンク<br>貯蔵：灯油 | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m2s） | 310 | 水江町<br>夜光3丁目 | 昼間：3801人<br>夜間：0人 | その他 | その他 | 第1段階 | その他 | ② | 1） |
| 4 | 危険物タンク<br>貯蔵：軽油 | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m2s） | 230 | 水江町<br>夜光3丁目<br>池上町 | 昼間：4993人<br>夜間：636人 | その他 | その他 | 第1段階 | その他 | ② | 1） |
| 4 | プラント（製造施設）<br>取扱：プロパン | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 1269 | 池上新町3丁<br>塩浜2丁目<br>塩浜3丁目<br>千鳥町<br>水江町<br>夜光2丁目<br>夜光3丁目<br>四谷下町<br>浅野町<br>池上町<br>扇町 | 昼間：20112人<br>夜間：3427人 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | ①,② | 2） |
| 4 | プラント（製造施設）<br>取扱：水素 | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 574 | 水江町<br>夜光3丁目<br>池上町 | 昼間：4993人<br>夜間：636人 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2） |
| 4 | プラント（製造施設）<br>取扱：水素 | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 1220 | 池上新町3丁<br>塩浜2丁目<br>塩浜3丁目<br>千鳥町<br>水江町<br>夜光2丁目<br>夜光3丁目<br>四谷下町<br>池上町 | 昼間：14660人<br>夜間：3364人 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | ①,② | 2） |
| 4 | プラント（製造施設）<br>取扱：ブタン | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 529 | 千鳥町<br>水江町 | 昼間：6276人<br>夜間：0人 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2） |

| エリア番号 | 施設諸元 | 避難を要する事態 | 影響の評価指標（基準値） | 最大影響距離[m] | 避難対象地区（域外避難） | | 想定災害の区分 | | | | 避難対象地域の区分（末尾の【注】参照） | 留意事項（末尾に記載） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 平常時 | 地震時 | | | | |
| | | | | | 地区名 | 最大避難者数 | | 都心南部直下地震 | 大正型関東地震 | 【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震 | | |
| 4 | プラント（製造施設）<br>取扱：水素 | ・火災延焼拡大（可燃性ガス）<br>・大量漏洩（可燃性ガス） | 爆風圧（2.1kPa） | 1136 | 池上新町３丁<br>塩浜２丁目<br>塩浜３丁目<br>千鳥町<br>水江町<br>夜光２丁目<br>夜光３丁目<br>四谷下町<br>池上町 | 昼間：14660人<br>夜間：3364人 | 第1段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | ①,② | 2） |
| 5 | 危険物タンク<br>貯蔵：ナフサ | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/$m^2$s） | 170 | 扇町<br>南渡田町 | 昼間：3686人<br>夜間：5人 | 第2段階 | 第2段階 | 第1段階 | 第2段階 | ② | 1） |
| 5 | 高圧ガスタンク（毒性）<br>貯蔵：塩素 | ・大量漏洩（毒性ガス） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:10ppm） | 720 | 浅野町<br>扇町<br>南渡田町 | 昼間：7817人<br>夜間：63人 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2）3） |
| 5 | プラント（製造施設）<br>取扱：塩素 | ・大量漏洩（毒性ガス） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:10ppm） | 590 | 浅野町<br>扇町<br>南渡田町 | 昼間：7817人<br>夜間：63人 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2）3） |
| 5 | プラント（製造施設）<br>取扱：塩素 | ・大量漏洩（毒性ガス） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:10ppm） | 960 | 浅野町<br>大川町<br>扇町<br>白石町<br>南渡田町 | 昼間：11841人<br>夜間：84人 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2）3） |
| 5 | プラント（製造施設）<br>取扱：アンモニア | ・大量漏洩（毒性ガス） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:300ppm） | 260 | 浅野町<br>扇町<br>南渡田町 | 昼間：7817人<br>夜間：63人 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2）3） |
| 5 | プラント（製造施設）<br>取扱：臭化水素 | ・大量漏洩（毒性ガス） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:30ppm） | 540 | 大川町<br>扇町<br>白石町 | 昼間：7372人<br>夜間：73人 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2）3） |
| 6 | 高圧ガスタンク（毒性）<br>貯蔵：塩素 | ・大量漏洩（毒性ガス） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:10ppm） | 860 | 大川町<br>扇町<br>白石町<br>田辺新田<br>南渡田町 | 昼間：11306人<br>夜間：73人 | 第2段階 | その他 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2）3） |
| 6 | 高圧ガスタンク（毒性）<br>貯蔵：塩素 | ・大量漏洩（毒性ガス） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:10ppm） | 360 | 大川町<br>白石町 | 昼間：4024人<br>夜間：21人 | 第2段階 | その他 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2）3） |
| 6 | プラント（製造施設）<br>取扱：塩素 | ・大量漏洩（毒性ガス） | 拡散ガス濃度<br>（IDLH:10ppm） | 960 | 大川町<br>扇町<br>白石町<br>田辺新田<br>南渡田町 | 昼間：11306人<br>夜間：73人 | 第1段階 | 第2段階 | 第2段階 | 第2段階 | ② | 2）3） |
| 7 | 危険物タンク<br>貯蔵：原油 | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m2s） | 280 | 扇島<br>東扇島 | 昼間：13198人<br>夜間：1人 | その他 | 第2段階 | 第1段階 | 第2段階 | ② | 1） |
| 7 | 危険物タンク<br>貯蔵：原油 | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m2s） | 330 | 扇島<br>東扇島 | 昼間：13198人<br>夜間：1人 | その他 | 第2段階 | 第1段階 | 第2段階 | ② | 1） |

| エリア番号 | 施設諸元 | 避難を要する事態 | 影響の評価指標（基準値） | 最大影響距離[m] | 避難対象地区（域外避難） | | 想定災害の区分 | | | | 避難対象地域の区分（末尾の【注】参照） | 留意事項（末尾に記載） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 平常時 | 地震時 | | | | |
| | | | | | 地区名 | 最大避難者数 | | 都心南部直下地震 | 大正型関東地震 | 【参考地震】相模トラフ沿いの最大クラスの地震 | | |
| 7 | 危険物タンク<br>貯蔵：原油 | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/m2s） | 190 | 扇島<br>東扇島 | 昼間：13198人<br>夜間：1人 | その他 | 第2段階 | 第1段階 | 第2段階 | ② | 1） |
| 1,2,3 | パイプライン<br>取扱：分解ガソリン | ・火災延焼拡大（危険物）<br>・大量漏洩（危険物） | 放射熱<br>（2.3 kJ/$m^2$s） | 20 | 浮島町<br>小島町<br>塩浜4丁目<br>田町3丁目<br>千鳥町<br>殿町3丁目<br>夜光1丁目<br>夜光2丁目 | 昼間：18202人<br>夜間：1369人 | 第1段階 | ― | ― | ― | ①,② | 4）5）6） |

【留意事項】

1）防油堤外への流出が発生した場合には、流出範囲（拡大の恐れがある地域を含む）に基づき避難対象地域を検討する。
2）ガス拡散範囲は気象条件により変化することから、現地での濃度測定結果に基づき避難対象地域を検討する。
3）毒性物質の物性等を確認し、必要に応じて避難対象地域を再検討する。
4）パイプラインは複数エリアをまたいで設置されているものが多いため、一般地域へ影響する災害（①）のみを抽出している。
5）パイプラインの災害は、施設全長のどこでも起こり得るとして避難対象地区を抽出しているが、実際の災害発生時には、発生地点周辺のみが避難対象となる。
6）パイプラインの地震時の災害発生危険度は評価されていない。

【注】
1）「避難対象地域の区分」は次の通り。①一般地域へ影響が及ぶ可能性のある災害、②隣接地域へ影響が及ぶ可能性のある災害
2）異なる施設であっても、貯蔵／取扱物質、影響距離、避難対象地区等の属性がほぼ同じ施設については、便宜上まとめて記載している。
3）エリア8に所在する施設で、「避難対象地域の区分」が①または②に該当するものはない。

（別表2）大規模災害

| エリア番号 | 施設諸元 | 避難を要する事態 | 影響の評価指標（基準値） | 最大影響距離[m] | 避難対象地区（域外避難） | | 避難対象地区（屋内避難） | | 影響範囲内の避難先（末尾の【注】参照） | 避難対象地域の区分（末尾の【注】参照） | 留意事項（末尾に記載） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 地区名 | 最大避難者数 | 地区名 | 最大避難者数 | | | |
| 1 | 高圧ガスタンク<br>貯蔵：ブタジエン | 大規模災害（BLEVE） | 放射熱（11.6kW/$m^2$）、爆風圧（2.1kPa、16kPa）、飛散物 | 域外避難：357<br>屋内退避：1883 | 小島町<br>千鳥町<br>夜光1丁目 | 昼間：7104人<br>夜間：86人 | 下記（※）の通り | 昼間：43694人<br>夜間：34073人 | 殿町小学校<br>大師中学校<br>南大師中学校<br>四谷小学校 | ①,② | 1）2） |
| | （※）池上新町3丁目,浮島町,江川1丁目,江川2丁目,塩浜1丁目,塩浜2丁目,塩浜3丁目,塩浜4丁目,昭和1丁目,昭和2丁目,田町1丁目,田町2丁目,大師河原1丁目,大師河原2丁目,台町,出来野,殿町1丁目,殿町2丁目,殿町3丁目,東門前2丁目,東門前3丁目,日ノ出1丁目,日ノ出2丁目,水江町,夜光2丁目,夜光3丁目,四谷上町,四谷下町 | | | | | | | | | | |
| 1 | プラント（製造施設）<br>取扱：ブタジエン | 大規模災害（反応暴走） | 爆風圧（2.1kPa、16kPa） | 域外避難：165<br>屋内退避：747 | 塩浜4丁目<br>夜光1丁目 | 昼間：2851人<br>夜間：111人 | 小島町<br>塩浜1丁目<br>塩浜3丁目<br>田町2丁目<br>田町3丁目<br>千鳥町<br>日ノ出1丁目<br>日ノ出2丁目<br>夜光2丁目 | 昼間：13538人<br>夜間：6713人 | ― | ①,② | 3） |
| 2 | 高圧ガスタンク<br>貯蔵：LPG | 大規模災害（BLEVE） | 放射熱（11.6kW/$m^2$）、爆風圧（2.1kPa、16kPa）、飛散物 | 域外避難：1292<br>屋内退避：6710 | 浮島町<br>小島町<br>殿町3丁目 | 昼間：11195人<br>夜間：910人 | 下記（※1）の通り | 昼間：212579人<br>夜間：181312人 | 下記（※2）の通り | ①,② | 1）2） |
| | （※1）旭町1丁目,旭町2丁目,砂子1丁目,砂子2丁目,駅前本町,榎町,大島上町,大島1丁目,大島2丁目,大島3丁目,大島4丁目,大島5丁目,貝塚1丁目,貝塚2丁目,境町,新川通,鈴木町,中島1丁目,中島2丁目,中島3丁目,東田町,富士見1丁目,富士見2丁目,堀之内町,本町1丁目,本町2丁目,港町,南町,宮前町,宮本町,渡田東町,渡田向町,渡田1丁目,渡田2丁目,渡田3丁目,渡田4丁目,池上新町1丁目,池上新町2丁目,池上新町3丁目,伊勢町,江川1丁目,江川2丁目,川中島1丁目,川中島2丁目,観音1丁目,観音2丁目,塩浜1丁目,塩浜2丁目,塩浜3丁目,塩浜4丁目,昭和1丁目,昭和2丁目,田町1丁目,田町2丁目,田町3丁目,大師駅前1丁目,大師駅前2丁目,大師河原1丁目,大師河原2丁目,大師公園,大師町,大師本町,台町,千鳥町,出来野,殿町1丁目,殿町2丁目,中瀬1丁目,中瀬2丁目,中瀬3丁目,東扇島,東門前1丁目,東門前2丁目,東門前3丁目,日ノ出1丁目,日ノ出2丁目,藤崎1丁目,藤崎2丁目,藤崎3丁目,藤崎4丁目,水江町,夜光1丁目,夜光2丁目,夜光3丁目,四谷上町,四谷下町,浅野町,池上町,追分町,大川町,扇島,扇町,小田栄1丁目,小田栄2丁目,小田3丁目,小田5丁目,小田6丁目,小田7丁目,鋼管通1丁目,鋼管通2丁目,鋼管通3丁目,鋼管通4丁目,鋼管通5丁目,桜本1丁目,桜本2丁目,白石町,田島町,田辺新田,浜町1丁目,浜町2丁目,浜町3丁目,浜町4丁目,南渡田町<br><br>（※2）**川崎競馬場,川崎競輪場,川崎球場,富士見公園,大師公園**,宮前小学校,市立川崎高校・附属中学校,旭町小学校,富士見中学校,田島小学校,向小学校,東大島小学校,南部防災センター,東小田小学校,渡田小学校,大島小学校,臨港中学校,さくら小学校,田島支援学校桜校,桜本中学校,藤崎小学校,川中島小学校,川中島中学校,四谷小学校,大師小学校,南大師中学校,東門前小学校,殿町小学校,大師中学校 | | | | | | | | | | |
| 3 | 高圧ガスタンク<br>貯蔵：プロピレン | 大規模災害（BLEVE） | 放射熱（11.6kW/$m^2$）、爆風圧（2.1kPa、16kPa）、飛散物 | 域外避難：512<br>屋内退避：3708 | 千鳥町 | 昼間：2964人<br>夜間：0人 | 下記（※1）の通り | 昼間：136096人<br>夜間：119965人 | 下記（※2）の通り | ①,② | 1）2） |
| | （※1）旭町2丁目,大島2丁目,大島3丁目,大島4丁目,大島5丁目,鈴木町,中島1丁目,中島2丁目,中島3丁目,港町,池上新町1丁目,池上新町2丁目,池上新町3丁目,伊勢町,浮島町,江川1丁目,江川2丁目,川中島1丁目,川中島2丁目,観音1丁目,観音2丁目,小島町,塩浜1丁目,塩浜2丁目,塩浜3丁目,塩浜4丁目,昭和1丁目,昭和2丁目,田町1丁目,田町2丁目,田町3丁目,大師駅前1丁目,大師駅前2丁目,大師河原1丁目,大師河原2丁目,大師公園,大師町,大師本町,台町,出来野,殿町1丁目,殿町2丁目,殿町3丁目,中瀬1丁目,中瀬2丁目,中瀬3丁目,東扇島,東門前1丁目,東門前2丁目,東門前3丁目,日ノ出1丁目,日ノ出2丁目,藤崎1丁目,藤崎2丁目,藤崎3丁目,藤崎4丁目,水江町,夜光1丁目,夜光2丁目,夜光3丁目,四谷上町,四谷下町,浅野町,池上町,追分町,扇島,扇町,鋼管通1丁目,鋼管通2丁目,鋼管通3丁目,鋼管通4丁目,鋼管通5丁目,桜本1丁目,桜本2丁目,浜町1丁目,浜町2丁目,浜町3丁目,浜町4丁目,南渡田町<br><br>（※2）**大師公園**,向小学校,東大島小学校,大島小学校,臨港中学校,さくら小学校,田島支援学校桜校,桜本中学校,藤崎小学校,川中島小学校,川中島中学校,四谷小学校,大師小学校,南大師中学校,東門前小学校,殿町小学校,大師中学校 | | | | | | | | | | |

| エリア番号 | 施設諸元 | 避難を要する事態 | 影響の評価指標（基準値） | 最大影響距離[m] | 避難対象地区（域外避難） | | 避難対象地区（屋内避難） | | 影響範囲内の避難先（末尾の【注】参照） | 避難対象地域の区分（末尾の【注】参照） | 留意事項（末尾に記載） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 地区名 | 最大避難者数 | 地区名 | 最大避難者数 | | | |
| 4 | 高圧ガスタンク<br>貯蔵：プロパン | 大規模災害（BLEVE） | 放射熱（11.6kW/$m^2$）、爆風圧（2.1kPa、16kPa）、飛散物 | 域外避難：1001<br>屋内退避：5198 | 千鳥町<br>東扇島<br>水江町<br>夜光3丁目 | 昼間：16723人<br>夜間：1人 | 下記（※1）の通り | 昼間：291663人<br>夜間：239877人 | 下記（※2）の通り | ①,② | 1）2） |
| | （※1）旭町1丁目,旭町2丁目,池田1丁目,池田2丁目,砂子1丁目,砂子2丁目,駅前本町,榎町,大島上町,大島1丁目,大島2丁目,大島3丁目,大島4丁目,大島5丁目,小川町,小田1丁目,貝塚1丁目,貝塚2丁目,京町1丁目,京町2丁目,京町3丁目,境町,下並木,新川通,鈴木町,堤根,中島1丁目,中島2丁目,中島3丁目,日進町,東田町,富士見1丁目,富士見2丁目,堀之内町,本町1丁目,本町2丁目,港町,南町,宮前町,宮本町,元木1丁目,元木2丁目,渡田山王町,渡田新町1丁目,渡田新町2丁目,渡田新町3丁目,渡田東町,渡田向町,渡田1丁目,渡田2丁目,渡田3丁目,渡田4丁目,池上新町1丁目,池上新町2丁目,池上新町3丁目,伊勢町,浮島町,江川1丁目,江川2丁目,川中島1丁目,川中島2丁目,観音1丁目,観音2丁目,小島町,塩浜1丁目,塩浜2丁目,塩浜3丁目,塩浜4丁目,昭和1丁目,昭和2丁目,田町1丁目,田町2丁目,田町3丁目,大師駅前1丁目,大師駅前2丁目,大師河原1丁目,大師河原2丁目,大師公園,大師町,大師本町,台町,出来野,殿町1丁目,殿町2丁目,殿町3丁目,中瀬1丁目,中瀬2丁目,中瀬3丁目,東門前1丁目,東門前2丁目,東門前3丁,日ノ出1丁目,日ノ出2丁目,藤崎1丁目,藤崎2丁目,藤崎3丁目,藤崎4丁目,夜光1丁目,夜光2丁目,四谷上町,四谷下町,浅田1丁目,浅田2丁目,浅田3丁目,浅田4丁目,浅野町,池上町,追分町,大川町,扇島,扇町,小田栄1丁目,小田栄2丁目,小田2丁目,小田3丁目,小田4丁目,小田5丁目,小田6丁目,小田7丁目,鋼管通1丁目,鋼管通2丁目,鋼管通3丁目,鋼管通4丁目,鋼管通5丁目,桜本1丁目,桜本2丁目,白石町,田島町,田辺新田,浜町1丁目,浜町2丁目,浜町3丁目,浜町4丁目,南渡田町,大宮町,幸町1丁目,幸町2丁目,堀川町<br><br>（※2）**川崎競馬場,川崎競輪場,川崎球場,富士見公園,大師公園,小田公園**,大師中学校,殿町小学校,東門前小学校,南大師中学校,大師小学校,四谷小学校,川中島中学校,川中島小学校,藤崎小学校,桜本中学校,田島支援学校桜校,さくら小学校,臨港中学校,大島小学校,渡田小学校,田島中学校,東小田小学校,南部防災センター,京町中学校,小田小学校,浅田小学校,渡田中学校,新町小学校,東大島小学校,向小学校,田島小学校,富士見中学校,旭町小学校,市立川崎高校・附属中学校,宮前小学校,川崎小学校,京町小学校 | | | | | | | | | | |
| 5 | 高圧ガスタンク<br>貯蔵：液化石油ガス | 大規模災害（BLEVE） | 放射熱（11.6kW/m2）、爆風圧（2.1kPa、16kPa）、飛散物 | 域外避難：53<br>屋内退避：1032 | 扇町 | 昼間：3348人<br>夜間：52人 | 浅野町<br>大川町<br>白石町<br>南渡田町 | 昼間：8493人<br>夜間：32人 | ― | ② | 1）2） |
| 6 | 高圧ガスタンク<br>貯蔵：液化プタジエン | 大規模災害（BLEVE） | 放射熱（11.6kW/m2）、爆風圧（2.1kPa、16kPa）、飛散物 | 域外避難：153<br>屋内退避：1429 | 大川町 | 昼間：2149人<br>夜間：0人 | 扇町<br>扇島<br>白石町<br>田辺新田<br>南渡田町<br>浅野町<br>鋼管通4丁目<br>鋼管通5丁目<br>小田6丁目<br>小田7丁目<br>浅田1丁目<br>浅田2丁目<br>浅田4丁目<br>小田6丁目<br>小田7丁目 | 昼間：22052人<br>夜間：11873人 | ― | ①,② | 1）2） |

【留意事項】

1）域外避難を行う場合には原則として徒歩によるものの、災害発生施設周辺については車両等により迅速に避難場所へ移動する。
2）屋内退避を行う場合にはできる限り頑強な建物内に避難すると共に、窓から離れて部屋の中央に移動する。
3）製造プラントにおける災害は発生状況の把握や進展の予測が難しいことから、発災事業所等からの情報が得られた都度、避難対象地域を再検討する。

【注】
1）「影響範囲内の避難先」とは、屋内避難の対象地域内に所在する避難所をいう（屋外避難の対象地域内の避難所はなし）。なお、広域避難場所については太字で示している。
2）「避難対象地域の区分」は次の通り。①一般地域へ影響が及ぶ可能性のある災害、②隣接地域へ影響が及ぶ可能性のある災害
3）エリア区分と災害事象の組み合わせ毎に、最大の影響距離となる災害（同じ影響距離となる場合は最大避難者数がより大きい災害）について記載している。
4）エリア7,8に所在する施設で、大規模災害の評価対象となる施設はない。

## 第４節　避難の実施【危機管理本部、消防局、川崎区】

１　避難実施の流れ

石油コンビナート災害発生時の関係機関の活動内容は、災害の状況等により大きく異なる。ここでは、平常時における単独事故災害と、地震・津波とコンビナート災害の複合災害を例にとり、発災事業所（特定事業所）、消防局、市（危機管理本部等）、県（石油コンビナート等防災本部）の主な活動内容や避難実施の対応事例は次の通りとする。

（１）単独事故災害

対応事例を表７に示す。概要は以下の通りである。

石油コンビナートの特定事業所内のプラント（製造施設）において爆発火災が発生し、延焼中。大規模な延焼拡大の恐れがある。

発災事業所の自衛防災組織は、共同防災組織、市消防局と共に災害防御活動を実施。市は石油コンビナート等現地本部（市災害対策本部）を設置。

市及び県は周辺住民等の避難について協議し、煙や臭気による影響の恐れがあることから、避難（屋内避難）の実施を決定。住民広報及び報道対応について検討、調整を行う。

石油コンビナート等防災本部会議を開催し、災害情報、被害状況、避難情報等について情報共有を行う。

鎮火後、避難の解除について協議し、避難解除を決定。

（２）地震・津波とコンビナート災害との複合

対応事例を表８に示す。概要は以下のとおりである。

特定事業所において震度 5 強を観測する地震が発生し、浮き屋根式の原油タンクにおいて浮き屋根上部から油が溢流。

震度 5 強の地震発生を受けて、市では石油コンビナート等現地防災本部（市災害対策本部併設）を設置。気象庁より大津波警報が発表され、特定事業所では従業員等の避難を実施。市は周辺住民に対する避難指示（緊急）を実施。

その後、余震の影響により溢流の発生していた浮き屋根式タンクにおいてリム火災が発生。津波避難実施中のため、特定事業所では最低限の防御活動（固定泡消火設備作動）を実施するが、地震時の破損により固定泡消火設備不作動であったため、消火困難と判断し、広域共同防災組織へ大容量泡放射システムの出動を要請する。県は大容量泡放射システムの出動に係る調整等を実施する。

市及び県はコンビナート災害による周辺住民等の避難について協議する（津波による避難とは避難対象範囲、避難方法が異なる）。

津波（第 1 波）が到達し、これにより危険物タンクの払出配管が破損、緊急遮断弁の不作動により、危険物の大量漏洩が発生。県は防災ヘリによる被害情報の収集を行うと共に、県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を要請する。

市及び県はコンビナート災害による周辺住民等の避難（域外避難）の実施を決定する。（市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わり県知事が避難指示等を行う。）住民広報及び報道対応について検討、調整を行う。

気象庁より大津波警報の解除が発表されたことにより、市は避難指示の解除を検討する。コンビナート災害の影響の恐れがある地域を除いて避難（津波）を解除することを決定し、住民等への広報、関係機関へ避難解除の通知及び報告を実施する。

特定事業所の自衛消防隊及び共同防災、広域共同防災組織、消防局は、大容量泡放射システムを用いたタンク火災の防御活動を実施する。

鎮火後、避難（コンビナート災害）の解除について協議し、避難解除を決定する。

表7　単独事故災害

| 災害状況等 | 発災事業所（特定事業所） | 消防局 | 市（危機管理本部等） | 県（防災本部） |
|---|---|---|---|---|
| 製造プラントで爆発・火災発生、延焼拡大中 | ・災害状況の確認 | | | |
| | ・応急対応（設備停止等） | | | |
| | ・異常現象の通報（119 番通報） | ・異常現象の覚知 | | |
| | ・関係機関（共同防災組織等）への連絡、応援要請 | ・関係機関（防災本部、市等）へ状況を伝達 | ・異常現象の発生を確認 | ・異常現象の発生を国へ報告、関係機関に伝達 |
| 災害防御活動の実施 | ・災害対策本部の設置 | ・消防隊出動 | ・情報収集、状況把握 | ・情報収集及び記録を開始 |
| | ・自衛防災組織による災害対応 | | ・石油コンビナート等現地防災本部（市災害対策本部）の設置 | |
| | ・現地指揮本部の設置 | | | |
| | ・公設消防隊の誘導、状況報告 | ・消防隊現場到着 | | |
| | ・活動方針の検討　・災害防御活動（消火活動等）<br>・災害状況、活動内容の報告（以降随時） | ・現地指揮本部、応急救護所の設置 | | |
| | | ・関係機関へ災害状況、活動内容を伝達（以降随時） | | ・災害状況を国へ報告、関係機関に伝達（以降随時） |
| 周辺住民からの 119 番通報、問合せ等多数 | | ・周辺住民からの問合せ対応 | ・周辺住民からの問合せ対応 | |
| | | ・周辺住民からの問合せ等が多数入っていることを防災本部へ伝達 | ・周辺住民からの問合せ等が多数入っていることを防災本部へ伝達 | |
| 防災本部要員の参集 | | | | ・防災本部の体制整備 |
| | | | | ・防災本部要員の参集要請 |
| | | ・災害情報、被害状況、避難情報等の情報共有 | | |
| 避難に係る検討協議、避難の実施 | | | ・避難について防災本部等と協議、調整 | ・災害状況、対応状況等を関係市に伝達 |
| | | | ・避難指示等の内容、避難対象地域、住民広報等について検討 | ・住民の避難について関係市等と調整 |
| | | | ・避難（屋内退避）の指示を決定 | ・交通規制について調整 |
| | | | ・避難情報の伝達（住民広報の実施） | ・住民広報及び報道対応等（災害情報の提供、住民避難等）の検討 |
| | | | ・関係機関へ避難実施の通知及び報告 | |
| 鎮圧、鎮火<br>避難の解除 | | | ・避難の解除を決定 | ・避難の解除について関係市等と調整 |
| | | | ・避難解除の広報 | |

表8　地震・津波とコンビナート災害との複合

| 災害状況等 | 特定事業所（発災事業所） | 消防局 | 市（危機管理本部等） | 県（防災本部） |
|---|---|---|---|---|
| 地震発生（震度5強） | ・地震情報の確認 | ・地震情報の確認 | ・地震情報の確認 | ・地震情報の確認 |
| | ・施設等の緊急停止措置等 | | ・石油コンビナート等現地防災本部（市災害対策本部併設）の設置 | ・防災本部の体制整備 |
| 浮き屋根式の原油タンクより油が溢流 | ・被害状況の確認、点検 | | | ・防災本部要員の参集要請 |
| | ・被害状況、点検結果の報告 | ・被害状況等の確認 | | ・情報収集及び記録を開始 |
| | | ・関係機関（防災本部、市等）へ状況を伝達 | ・コンビナートの被害状況を確認<br>・情報収集、状況把握 | |
| 大津波警報発表<br>避難（緊急）の実施 | ・荷役中のタンカーの緊急出港、設備停止等の措置 | | ・周辺住民に対する避難指示（緊急） | ・大津波警報の発表を市等に伝達 |
| | ・防潮扉の閉止 | | ・津波避難情報の伝達（住民広報の実施） | ・避難状況の把握 |
| | ・従業員等の避難 | | ・関係機関へ避難実施の通知及び報告 | ・緊急消防援助隊の派遣要請準備 |
| 余震により浮き屋根式タンクのリム火災発生 | ・火災発生を消防機関へ報告 | ・火災発生を防災本部等に伝達 | ・火災の発生を確認 | ・火災発生を国へ報告、関係機関に伝達 |
| | ・固定泡消火設備作動（地震時の破損による不作動） | | ・避難について防災本部等と協議、調整 | ・住民の避難について関係市等と調整 |
| | ・広域共同防災組織へ大容量泡放射システムの出動要請 | | | ・大容量泡放射システムの出動に係る調整<br>・泡消火薬剤の保有量確認<br>・搬送経路の被害状況確認 |
| 津波（第1波）到達 | ・津波による被害の把握 | ・津波による被害状況の伝達 | ・津波による被害状況生を確認 | ・津波による被害状況を国へ報告、関係機関に伝達 |
| 危険物タンクの払出配管の破損、緊急遮断弁の不作動により、危険物の大量漏洩発生 | ・漏洩発生を消防機関へ報告 | ・漏洩発生を防災本部等に伝達 | ・漏洩の発生を確認 | ・漏洩発生を国へ報告、関係機関に伝達 |
| | | | | ・防災ヘリによる被害情報の収集 |
| | | | | ・県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を要請 |
| | | | | ・県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動要請の実施について関係機関に伝達 |

表8　地震・津波とコンビナート災害との複合（続き）

| 災害状況等 | 特定事業所（発災事業所） | 消防局 | 市（危機管理本部等） | 県（防災本部） |
|---|---|---|---|---|
| 避難（コンビナート災害）の実施 | | | ・避難（コンビナート災害）について防災本部等と協議、調整 | ・住民の避難について関係市等と調整 |
| | | | ・避難指示等の内容、避難対象地域、住民広報等について検討 | ・住民広報及び報道対応等（災害情報の提供、住民避難等）の検討 |
| | | | ・コンビナート災害に係る避難（域外避難）の指示を決定 | ・交通規制について調整 |
| | | | ・避難情報の伝達（住民広報の実施） | |
| | | | ・関係機関へ避難実施の通知及び報告 | |
| 大津波警報解除 | | | | ・大津波警報の解除を市等に伝達 |
| 避難（一部）の解除 | | | ・津波避難の解除について検討 | ・津波避難の解除について関係市等と調整 |
| | | | ・コンビナート災害の影響の恐れがある地域を除き、避難（津波）を解除 | |
| | | | ・災害情報、避難情報の広報 | |
| | | | ・関係機関へ避難解除の通知及び報告 | |
| 災害防御活動の実施 | ・状況確認<br>・公設消防隊の誘導 | ・消防隊現場到着<br>・現地指揮本部の設置 | | |
| | ・活動方針の検討　・大容量泡放射システムの設置<br>・災害防御活動（消火活動等） | | | |
| | ・災害状況、活動内容の報告（以降随時） | | | |
| 鎮圧、鎮火（災害防御活動の完了） | | | ・避難（コンビナート災害）の解除を決定 | ・避難（コンビナート災害）の解除について関係市等と調整 |
| | | | ・避難解除の広報 | |

表７、８で例示した関係機関の活動内容に基づき、市（危機管理本部等）における災害の発生から避難完了までの流れを整理すると、図３のようになる。

災害が発生し、または発生する恐れが生じた場合には、発災初期の段階で迅速に情報収集を行って避難を要する事態に該当するか、緊急避難が必要であるか等を判断し、避難の実施が決定した場合には、具体的な実施方法を決定する必要がある。

図３　災害の発生から避難完了までの流れ

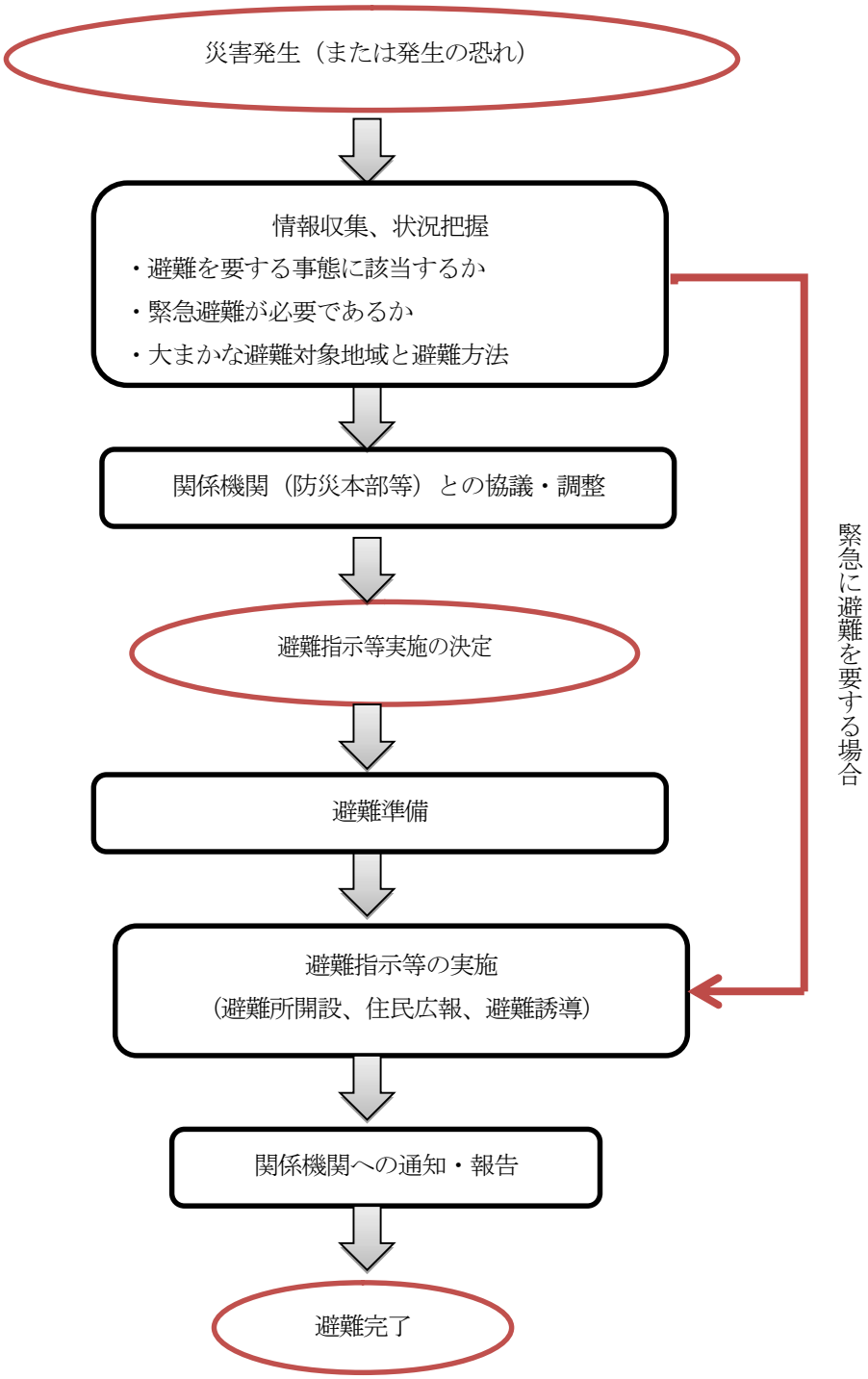

2　情報収集・状況把握

特定事業所において災害（事故）が発生した場合、直ちに発災事業所から消防局への連絡が行われ（119番通報）、消防局は直ちにその旨を危機管理本部に報告するとともに、県（石油コンビナート等防災本部）やその他の関係機関への連絡が行われる。（第４部第２章第２節参照）

また、特定事業所では消防局への情報提供担当者を「消防技術説明者」として位置付け、必要な情報を迅速かつ円滑に収集する体制を整備している。

ただし、発災初期の段階では多くの情報が不明であることが多く、大規模な災害になるほど必要な情報が得られないという懸念がある。一方で、大規模災害では緊急に避難が必要となるような事態も考えられ、その場合には限られた情報に基づき避難を実施することが必要となることから、あらかじめ関係機関と十分に協議し、緊急的な避難措置の実施について検討する必要がある。

3　避難実施のタイミング

表３で整理した避難を要する事態毎に、必要と考えられる避難実施を以下に例示する。

（1）火災延焼拡大

危険物や可燃性ガスによる火災の消火及び拡大防止に失敗し、延焼拡大が予想される場合、予想される延焼拡大の範囲に応じて、事前に避難を実施（完了）する必要がある。

・事業所内での延焼拡大が予想される場合、延焼拡大前に事業所従業員等の避難完了
・事業所外への延焼拡大が予想される場合、延焼拡大前に隣接事業所の従業員等の避難完了
・周辺地域への延焼拡大が予想される場合、延焼拡大前に周辺住民等の避難完了

図４　火災延焼拡大を想定した避難の実施

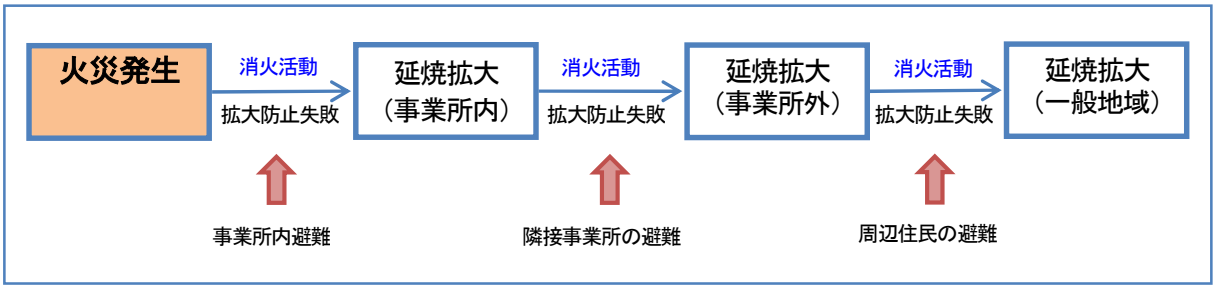


（2）大量漏洩

ア　危険物の大量漏洩

危険物が大量に漏洩して液面を形成し、可燃性ガスが蒸発・拡散している場合、何らかの着火源により大規模な火災となる危険性がある。したがって、予想される火災の範囲に応じて、事前に避難を実施（完了）する必要がある。

・事業所内でのガス拡散範囲拡大が予想される場合、火災発生前に事業所従業員等の避難完了
・事業所外へのガス拡散範囲拡大が予想される場合、火災発生前に隣接事業所の従業員等の避難完了
・周辺地域へのガス拡散範囲拡大が予想される場合、火災発生前に周辺住民等の避難完了

図５　危険物の大量漏洩を想定した避難の実施

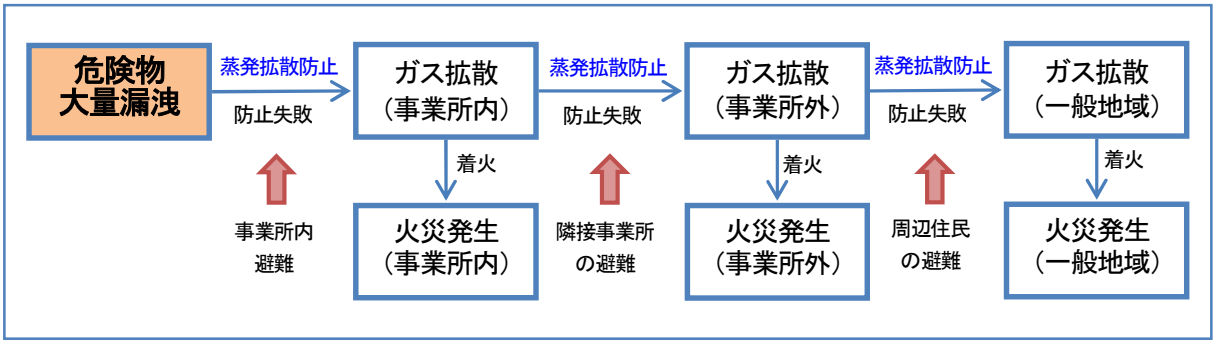


イ　危険物(毒性)/毒性液体の大量漏洩

危険物（毒性）または毒性液体（危険物に該当しない毒性の液体）が大量に漏洩して液面を形成し、毒性ガスの蒸発・拡散防止措置に失敗した場合には、予想されるガス拡散範囲に応じて、避難を実施（完了）する必要がある。

・事業所内でのガス拡散範囲拡大が予想される場合、直ちに事業所従業員等の避難完了
・事業所外へのガス拡散範囲拡大が予想される場合、直ちに隣接事業所の従業員等の避難完了
・周辺地域へのガス拡散範囲拡大が予想される場合、直ちに周辺住民等の避難完了

図６　危険物(毒性)/毒性液体の大量漏洩を想定した避難の実施

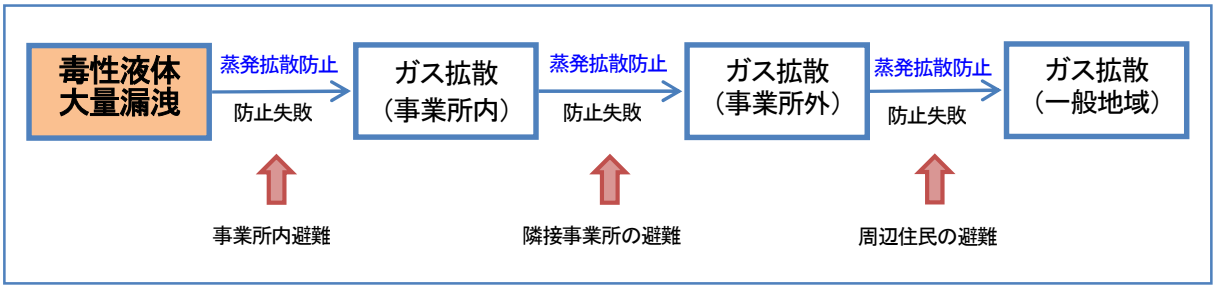


ウ　可燃性ガスの漏洩継続

可燃性ガスの漏洩停止に失敗した場合、可燃性ガスの拡散が継続することとなり、何らかの着火源により爆発火災となる危険性がある。したがって、予想されるガス拡散範囲に応じて、避難を実施（完了）する必要がある。

・事業所内でのガス拡散範囲拡大が予想される場合、直ちに事業所従業員等の避難完了
・事業所外へのガス拡散範囲拡大が予想される場合、直ちに隣接事業所の従業員等の避難完了
・周辺地域へのガス拡散範囲拡大が予想される場合、直ちに周辺住民等の避難完了

図７　可燃性ガスの漏洩継続を想定した避難の実施

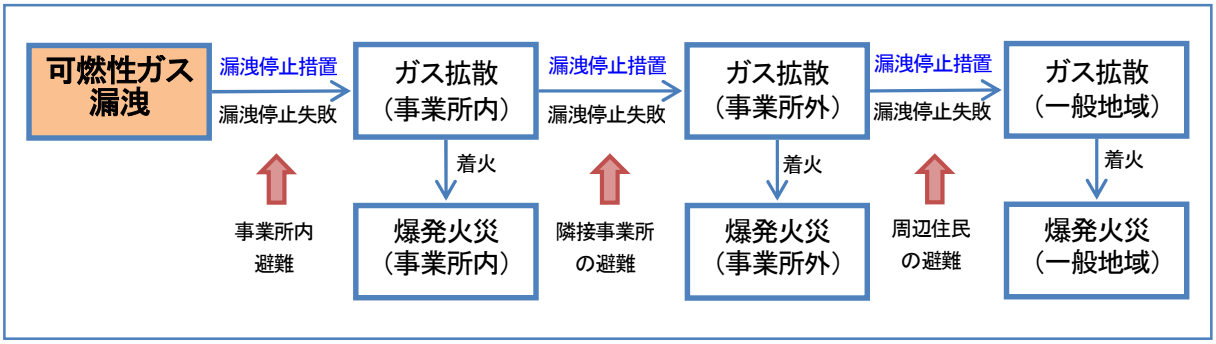


エ　毒性ガスの漏洩継続

毒性ガスの漏洩停止に失敗した場合には、予想されるガス拡散範囲に応じて、避難を実施（完了）する必要がある。

・事業所内でのガス拡散範囲拡大が予想される場合、直ちに事業所従業員等の避難完了
・事業所外へのガス拡散範囲拡大が予想される場合、直ちに隣接事業所の従業員等の避難完了
・周辺地域へのガス拡散範囲拡大が予想される場合、直ちに周辺住民等の避難完了

図８　毒性ガスの漏洩継続を想定した避難の実施

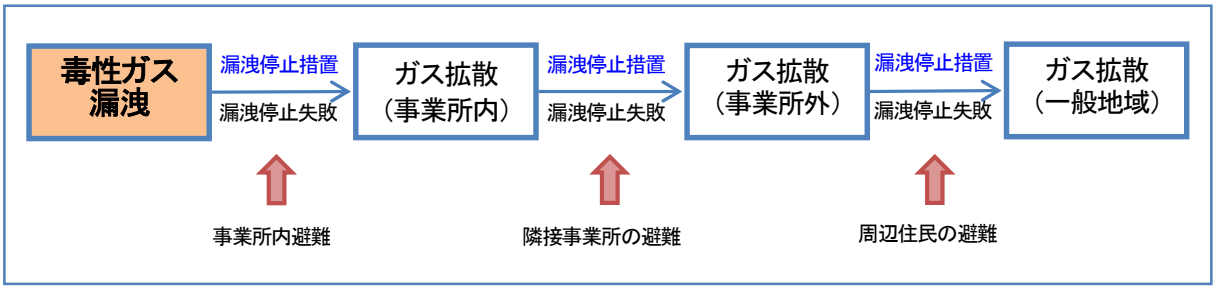


（３）大規模災害

ア　BLEVE（高圧ガスタンク）

加圧液化ガスを貯蔵する高圧ガスタンク周辺で火災が発生し、消火活動や高圧ガスタンクの散水冷却に失敗した場合には、BLEVE の発生危険性が生じる。このような場合には、直ちに（BLEVE の発生前に）避難を実施（完了）する必要がある。なお、複数の高圧ガスタンクが隣接して設置されているような場合には、１基のタンクで BLEVE が発生した後に、他のタンクでも BLEVE が発生する危険性が高いことから、この様な場合にも避難を要する。

図９　BLEVE の発生を想定した避難の実施

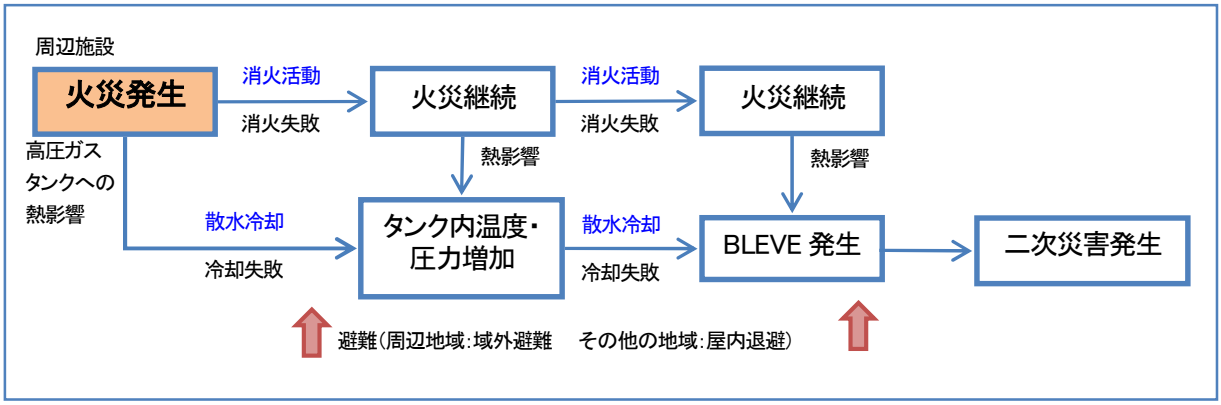


イ　反応暴走（製造プラント）

反応暴走を生じる可能性のある製造プラントにおいて、反応暴走の発生危険性が生じた場合、あるいは反応暴走による爆発火災が発生し、さらに災害が継続して被害が拡大する恐れのある場合には、直ちに避難を実施（完了）する必要がある。

図 10　反応暴走による爆発火災の発生を想定した避難の実施

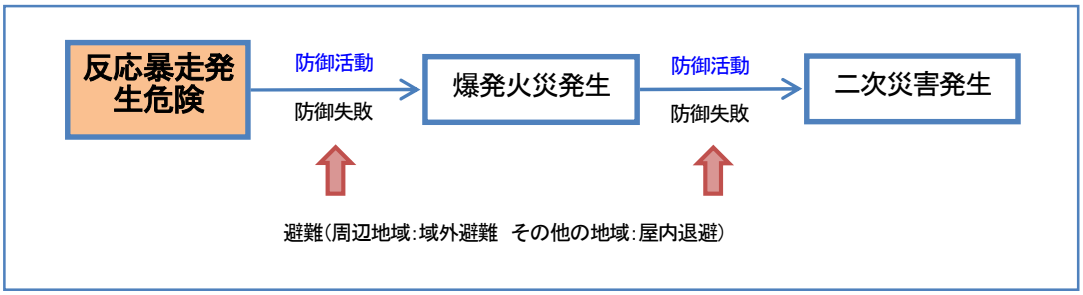


## 4　避難対象地域の決定

避難対象地域は、災害の進展の見込みを踏まえ、予想される事態とその影響範囲に基づき決定することが原則となる。しかしながら、災害発生時にはこれらの判断材料となる情報が得られない可能性があり、その場合には事前に定めた避難計画等に基づき、より安全側となるよう避難対象地域を決定することになる。その後、より正確な情報が得られた場合には、避難対象地域や避難方法を含め、状況に応じて見直しを行う。

ただし、避難計画は、防災アセスメントにおいて評価された災害の影響範囲に基づき作成したものであり、実際の災害の影響範囲と相違が生じる場合があることを考慮する必要がある。

5　留意事項

（1）地震等発生時におけるコンビナート災害の発生

地震・津波災害の発生時にコンビナート災害が発生した場合には、平常時のコンビナート単独災害とは異なり、関係機関は様々な対応を同時に実施することが求められる。市（危機管理本部）では、状況に応じて石油コンビナート等現地防災本部と市災害対策本部が併設されることとなり、より多くの人員・資機材が必要となることから、対応力の不足も懸念される。

なお、神奈川県地震被害想定調査（平成 27 年 3 月）では、激甚災害のシナリオを定性的に想定している（表 9）。このような想定を踏まえ、現在の人員・資機材で対応可能な災害、応援要請、対応の優先度等について、事前に検討しておく必要がある。

表 9　消火活動における激甚ケースのシナリオ

| | |
|---|---|
| 石油コンビナート火災（都心南部直下地震及び大正型関東地震が該当） | ・石油コンビナートにおいて火災等の災害が発生した場合、自衛消防隊や共同防災隊による対応のほか、消防（局）本部により対応を行うが、市街地で多数の火災が発生している場合等は、消防（局）本部は市街地における火災の対応で手一杯となり、石油コンビナートへの対応ができないことも想定される。<br>・そのため、県や総務省消防庁に対して、緊急消防援助隊への応援要請が行われる。しかし、石油コンビナート火災に対応できる応援部隊が到着するのが大幅に遅れることも想定される。<br>・大規模な爆発火災や毒性ガスの拡散等の恐れがある場合は、広域的な避難が行われる。 |

（2）大規模災害発生時の避難

大規模災害が発生または発生の恐れが生じた場合、避難対象地域のうち発災施設周辺は域外避難、その他の避難対象地域は屋内退避を原則としているが、避難対象地域内に所在する外来者は手近にある頑強な建物等の内部へ退避する必要がある（ただし、屋外の広域避難場所は災害の影響が及ぶ危険性があることから避ける）。

また、大規模災害の影響範囲は極めて大きくなる可能性があり、できる限り災害の発生前に避難を完了させる必要がある。そのため、避難は原則として徒歩によるものの、災害発生施設の周辺（例えば、発災施設と同じエリア内に所在する事業所の従業員等）については、車両による避難も可能とするなどの工夫が必要と考えられる。

避難の実施中に爆発等が発生した場合には、無理に避難所へ行くよりも、可能であれば手近にある頑強な建物内へ避難し、爆発や飛散物による二次的な被害の防止のため、カーテンを閉めて窓際を避けることが望ましい。

なお、2011 年東日本大震災で発生した高圧ガスタンクの爆発火災では、避難所への避難の実施後に発生した爆発により、避難所の窓ガラスが破損したことから、より遠方の避難所へ二次避難を実施している。一般的に、窓ガラスが破損する圧力は 1kPa とされているが、窓ガラスの破損は圧力を受ける方向や面積、ガラスの歪みの有無等によって大きく異なる。したがって、窓ガラスの破損は影響範囲外のエリアでも起こり得ることに注意が必要である。

## 第５章　救助・救急【健康福祉局、消防局】

消防局は、災害により多数の要救助者、傷病者が発生した際には、大規模救急救助活動計画に基づき実施するとともに、市関係局、県警察、第三管区海上保安本部等防災関係機関と緊密な連携による救助活動及び応急救護活動並びに迅速な搬送活動を次により行う。

１　救助活動

救助活動は、災害状況に応じて関係機関等と緊密な連携態勢を確立し、有効適切な組織的活動を行う。

２　救急活動

救急活動は、傷病者のトリアージ及び応急処置の実施並びに医療機関への迅速な搬送を重点として行い、必要に応じて川崎ＤＭＡＴ等の災害医療チームの要請を行う。

３　救急搬送

救急搬送は、傷病者トリアージの結果、緊急治療群を優先し、必要に応じて航空隊によるヘリ搬送等、適切な搬送を行う。

また、市関係局と連携し、搬送先医療機関の調整、搬送状況の調査を行う。

# 第６章　医療救護対策【健康福祉局、病院局、川崎区】

本計画第２部「災害想定」に定める災害により、負傷者等の人的被害が発生したときは、川崎市地域防災計画を準用し、必要な医療救護活動を行う。また、災害発生時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時保健医療ガイドライン）を策定し、医療救護活動の万全を期すものとする。

## 第１節　医療救護活動体制の整備【健康福祉局、病院局、川崎区】

１　災害対策本部健康福祉部の役割

災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。健康福祉部はあらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

（１）保健医療調整本部

保健医療調整本部の業務は、市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメント、県への各種報告、川崎市災害医療対策会議の招集・開催・運営等、平時の担当業務を基本に、災害時の保健医療活動チームの活動調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整・マネジメントを行う。

（２）川崎市災害医療コーディネーター

川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県保健医療調整本部や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＪＭＡＴ（日本医師会災害医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、日本赤十字社、その他関係機関等）との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。

（３）川崎市災害医療対策会議

川崎市災害医療コーディネーター、関係団体等が、医療機関等の被災状況、傷病者の発生状況等の情報を保健医療調整本部と共有し、今後の対策について検討する会議体「川崎市災害医療対策会議」を発災直後から設置し運営する。

２　区本部保健衛生・福祉班の役割

災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による保健衛生・福祉班を区本部内に設置する。保健衛生・福祉班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接避難所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。区内のコーディネートにあたっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

なお、被災の度合いや時間の経過に応じ、区においても災害医療対策会議を適宜開催する。

3　市立病院の役割

市立病院は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、各病院の位置付けに応じて、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入れを行う。

また、医療救護活動に必要な災害用医療資材及び医薬品等の備蓄を進める。

4　地域の医療関係団体との連携

市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。

（1）川崎市医師会

川崎市医師会は、各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行う。

（2）川崎市病院協会

川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。

（3）川崎市歯科医師会

川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、災害関連死予防のための口腔ケア活動を実施し、必要に応じて死体の検案に協力する。

（4）川崎市薬剤師会

川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。

（5）川崎市看護協会

川崎市看護協会は、災害時看護支援ボランティアナースの派遣調整を行い、医療救護班の派遣に協力し、傷病者等に対し医療救護活動を行う。

（6）神奈川県柔道整復師会川崎支部

神奈川県柔道整復師会川崎支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。

（7）川崎地区ケア輸送連絡会

川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。

（8）日本赤十字社神奈川県支部

日本赤十字社神奈川県支部は、災害救助法第１６条に基づく救助又はその応援に関する業務を行う。

5　市内病院の役割

災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル１から４のいずれかに位置付ける。

全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整える。病

院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、院内への受入、他院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行う。

なお、レベル２から４の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、保健医療調整本部が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。

（1）レベル１

神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省ＤＭＡＴ事務局やＤＭＡＴ調整本部からＤＭＡＴの活動拠点本部に指定されることがある。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体の重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとする。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として保健医療調整本部が調整を行うものとする。

なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県保健医療調整本部や市外の当該機関等と調整を行う。

（2）レベル２

次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとする。

- 救命救急センターを有しない災害拠点病院
- 神奈川県が指定する災害協力病院
- 上記のほか、その設備、規模、体制等から、区の中心となる役割を期待できる病院

（3）レベル３

所在する区において、レベル２の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付ける。レベル１及び２を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当する。

（4）レベル４

所在する区又は区内の特定の地区において、レベル２及び３の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付ける。レベル１から３に該当しない（救急告示を受けていない）、全ての病院が該当する。

市内病院の位置付け

| レベル | 該当する病院 | 活動範囲 | 主な役割 |
|---|---|---|---|
| 1 | 救命救急センターを有する災害拠点病院 | 市全体 | 市全体の重症外傷患者等を受け入れる。 |
| 2 | レベル１以外の災害拠点病院 | 原則として区 | 区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。 |
| | 災害協力病院 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 上記のほか、設備、規模、体制等から、区の中心となる役割を期待できる病院 | | |
| 3 | レベル 1･2 を除く全ての救急告示病院 | 原則として区 | 所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う。 |
| 4 | レベル 1～3 を除く全ての病院 | 区又は地区 | 所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入等を行う。 |

市内の災害拠点病院（令和６年４月現在）

| 医療機関名 | 所在地 | 許可病床数 | 救命救急ｾﾝﾀｰ | 神奈川DMAT指定 | 川崎DMAT指定 | 離着陸場（病院との距離） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市立川崎病院 | 川崎区新川通12－1 | 713 | ○ | ○ | ○ | 川崎病院専用ヘリポート（屋上） |
| 関東労災病院 | 中原区木月住吉町１－1 | 610 | | ○ | | 関東労災病院専用ヘリポート(屋上) |
| 市立井田病院 | 中原区井田２－27－1 | 383 | | ○ | | 井田病院専用ヘリポート（屋上） |
| 日本医科大学武蔵小杉病院 | 中原区小杉町1－383 | 372 | ○ | ○ | ○ | 日本医科大学武蔵小杉病院専用ヘリポート（屋上） |
| 帝京大学医学部附属溝口病院 | 高津区溝口 3－8－3 | 400 | | ○ | | 諏訪河川敷（1500m） |
| 聖マリアンナ医科大学病院 | 宮前区菅生 2－16－1 | 1,208 | ○ | ○ | ○ | 聖マリアンナ医科大学病院専用ヘリポート（屋上） |
| 市立多摩病院 | 多摩区宿河原1－30－37 | 376 | | ○ | | 多摩病院専用ヘリポート（屋上） |

６　診療所の役割

診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、川崎市医師会が導入する安否確認システム等により報告する。

従事する医師等が医療救護活動を行うことが可能な場合には、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。

7　災害時情報伝達体制の整備

市は、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。

なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、ＥＭＩＳに登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、ＦＡＸ、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からＥＭＩＳの入力体制を整備するものとする。

（1）緊急時入力（災害発生直後）

被災状況を速やかに確認するとともに、ＥＭＩＳの「緊急時入力」から、次の内容について情報を発信する。

ア　倒壊状況

イ　ライフライン・サプライ状況

ウ　患者受診状況

エ　職員状況

オ　その他

（2）詳細入力

続報が入り次第、ＥＭＩＳの「詳細入力」から、(1)の各項目について具体的な情報を随時発信する。

## 第２節　医療救護班等の編成・活動【健康福祉局、病院局、川崎区】

1　市内の医療関係団体等

（1）医療救護班の編成

市内の医療関係団体等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成する。

ア　川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、地区災害出動班）を編成する。

イ　地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣する。

（2）医療救護班の出動

ア　川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

イ　川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。

また、区医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、市医師会長の指示を受けるいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができることとし、この規定は各班長にも適用する。この場合、区医師会長又は各班長は、市医師会長にその旨を通知するものとする。なお、各々の場合、川崎市医師会長は市長又は区長にその旨を通知するものとする。

ウ　地域の医療関係団体への出動要請等

ア及びイの規定は、地域の医療関係団体へ準用する。

（３）医療救護班の活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとする。

ア　応急医療

イ　トリアージ

ウ　患者搬送指示

エ　薬剤又は治療材料の支給

オ　看護

カ　助産救護（搬送指示）

キ　口腔ケア

ク　死亡の確認

ケ　死体の検案

２　市外の医療関係団体等

保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区からの要請に応じ、神奈川県保健医療調整本部に対して災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。

３　医療救護所の設置

災害対策本部健康福祉部又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置する。

○医療救護所の目的別分類

（１）病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）

（２）地区臨時診療所型救護所　　（３）避難所巡回型救護所

（１）病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）

各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽症（緑）と区分された者を誘導して手当を行うため設置する。

特に、レベル１及び２に位置付けられている各病院については、軽症者対応のためのスペースを各病院敷地内又は近接地にあらかじめ確保したり、地域の医療関係団体等と連携した訓練を実施したりするなど、平時から病院機能支援型救護所が設置されることを想定した準備を行っておくものとする。

（２）地区臨時診療所型救護所

周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置する。

なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておくものとする。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、災害対策本部健康福祉部に支援を要請するものとする。

（３）避難所巡回型救護所

長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置する。原則として、避難所を巡回する形式とする。

４　医療救護班及び医療救護所の標示

医療救護活動を行う医師及び職員は、原則、自団体の名称が分かるものを身に着けるものとし、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。

５　書類の整備

医療救護を行うにあたっては、活動の記録、診療記録簿を整備しておくものとする。

## 第３節　被災傷病者の収容医療施設【健康福祉局】

１　病院等の医療機関への搬送受入要請

災害の規模及び傷病者の発生状況に応じ、被災傷病者の搬送受入れが必要な場合、市長は、川崎市病院協会長に迅速な対応を要請するものとする。

２　川崎市病院協会の対応

川崎市病院協会長は、市内の医療機関（川崎市病院協会及び川崎市救急告示医療機関協会）に対し、各病院の位置付けに応じて直ちに被災傷病者等の外来治療に応ずるとともに、現場、避難所等から搬送される被災傷病者等の受入れに可能な限り応じるよう指示するものとする。

医療機関は、搬送される被災傷病者等の収容及び診療等に応じられるよう平時から準備を行い、即応体制を整備するものとする。

３　病院体制の維持・向上

市が各病院の位置付けを行うに当たっては、各病院の運営、施設・設備等の状況を十分考慮するが、各病院が、日頃から位置付け及び求められる役割を十分認識して体制の維持・向上に努めることができるよう、市は必要な支援を行う。

## 第４節　市内における医療資源等の確保【健康福祉局】

区は、区内の医療救護所、診療所等における医療資源等の過不足状況を、ＥＭＩＳ等を活用して速やかに把握し、備蓄によるもの等、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市に要請を行うものとする。また、各病院においても同様に、市に要請を行うものとする。市は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとする。

１　患者の搬送

市は、市内で発生した患者の搬送について、川崎地区ケア輸送連絡会を含む関係機関に依頼す

るものとする。重傷者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。

２　医薬品等の確保

市は医療救護班が使用する医薬品・医療資器材を備蓄するほか、医療機関等において使用する医薬品等について不足が生じた場合には、川崎市薬剤師会及び市内医薬品卸会社との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請するものとする。

３　ライフラインの確保

市は、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応が行われるように事業者に要請し、復旧までの間、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。

４　食料、生活必需品等の確保

医療機関等において各施設の食料、生活必需品等の備蓄だけでは不足が生じた場合には、市や区へ要請を行うものとする。市や区は、各種協定に基づき調整するなど、必要量の確保に努めるものとする。避難所において食料、生活必需品等に不足が生じた場合は、川崎市地域防災計画 - 震災対策編の第４部第９章に基づき供給体制を整備する。

５　川崎ＤＭＡＴの派遣要請

川崎市内において、自然災害をはじめ、都市型の局地災害が発生し、重症者２名以上又は中等症者 10 名以上の負傷者が発生若しくは発生が見込まれる場合等で、迅速に医療機関に搬送できず、災害現場における救命処置等が必要な場合、市長は、川崎ＤＭＡＴ指定病院の長に対して川崎ＤＭＡＴの派遣を要請する。

川崎市地域防災計画　資料編

（川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目）

（川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護活動に関する協定）

（川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定・医薬品等の供給に関する協定）

（川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定）

（川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定）

（川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定）

（川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定）

（川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」）

## 第７章　災害時の広報と広聴【危機管理本部、シティプロモーション推進室、消防局、川崎区】

災害時に、広報及び広聴活動を積極的に実施し、救援救護対策や応急復旧対策の万全を期するとともに、臨海部事業所、防災関係機関等や市民等に情報を発信する地域情報ステーションを設置し、人心の安定を図るものとする。

### 第１節　災害広報【危機管理本部、シティプロモーション推進室、消防局、川崎区】

災害発生後直ちに広報活動を開始し、臨海部事業所、市民等に対して正しい情報を提供することにより、混乱の発生防止に努めるものとする。

１　広報事項

（１）災害発生直後の広報

ア　地震、津波、高潮、石油コンビナート災害等の発生状況に関する情報

イ　避難指示等に関する情報

ウ　安全の確保と冷静な行動の呼びかけ

エ　出火防止の呼びかけ

オ　人命救助協力の呼びかけ

カ　被害状況

キ　応急対策進捗状況

ク　その他必要な事項

（２）その後の広報

ア　地震、津波、高潮、石油コンビナート災害等に関する情報

イ　被害情報及び応急対策実施状況

ウ　生活関連情報

・　ライフラインの被害と復旧の見込み

・　物資の供給状況

エ　安否情報

オ　教育機関の状況

カ　医療機関の状況

キ　道路・交通機関の状況

ク　その他必要な事項

２　広報の方法

（１）電子メールの活用

メールニュースかわさき「防災気象情報」等を活用し、文字による情報提供を行う。

（２）緊急速報メールの活用

緊急速報メール（ＮＴＴドコモ※、ａｕ、ソフトバンク、楽天モバイル）を活用し、文字による情報提供を行う。　※ＮＴＴドコモの名称：緊急速報「エリアメール」

（３）ホームページの活用

市ホームページ、川崎市防災ポータルサイトを活用し、文字や画像による情報提供を行う。

（４）同報系防災行政無線の活用

市同報系防災行政無線同報系無線を活用し、音声による情報提供を行う。

（５）防災テレホンサービス

同報系防災行政無線で放送した内容を、防災テレホンサービスで提供する。

（６）テレビ神奈川データ放送の活用

テレビ神奈川(3ch)のデータ放送を活用し、文字による情報提供を行う。なお、データ放送はワンセグ放送にも反映される。

（７）かわさきＦＭの活用

かわさきＦＭ（79.1MHz）を活用し、音声による情報提供及びインターネットのサイマル放送を行う。

（８）広報車の活用

ア　災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車等を派遣し広報を行う。

イ　広報車による広報は、状況により、印刷物の配布も行う。

（９）消防ヘリコプターの活用

消防ヘリコプターを使用し広報を行う。

(10) 職員による広報

広報車の活動が困難な地域や、職員による広報が必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

(11) 広報印刷物等の配布

必要に応じて広報紙等の印刷物を作成・配布し、広報又は情報提供を行う。

(12) ソーシャル・ネットワーキング・サービス

Ｘ等を活用し、文字による情報提供を行う。

(13) ラジオ・テレビの利用

ア　「災害時等における放送要請に関する協定書」等の協定に基づく放送依頼

イ　災害時におけるスポット放送

ウ　市政広報番組の利用

(14) Ｌアラートの活用

テレビ、ラジオ等の情報発信者向けに一括して情報発信できるＬアラートを活用し、避難指示等に関する情報等の広報を行う。

(15) かわさき防災アプリ

スマートフォンに対してプッシュ通知できるかわさき防災アプリを活用し、情報を伝達する。

３　報道機関への情報提供

（１）災害発生後において把握した臨海部の被害状況については、報道機関を通じて発表する。

（２）定時に発表するほか、必要に応じて臨時に発表する。

（３）重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行う。

（４）報道機関から災害報道のための資料提供依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。

（５）市内の被害状況等により、必要に応じて報道プレスセンターを市役所本庁舎２階会見室に設置する。

## 第２節　災害広聴【シティプロモーション推進室、川崎区】

災害発生時、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安を招くおそれがあるため、被災者の生活相談や支援業務等について広聴活動を行い、応急・復旧対策に市民の要望等を反映させる。

１　実施体制

（１）平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置する。

（２）相談業務の担当は、総務企画局及び区において所管する。

（３）臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、同報系無線、かわさきＦＭ、広報紙等により広報する。

また、報道機関を通じて発表する。

２　要望等の処理

（１）要望、苦情等の相談内容を聴取し、速やかに関係機関等に連絡し、早期解決に努める。

（２）処理方法の正確性を期するため、聴取用紙等を備える。

# 第８章　警戒・警備【危機管理本部、消防局】

## 第１節　警戒区域の設定

市長等は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、警戒区域等を設定して、当該区域への立入りの制限、禁止、又は退去を命じることができる。

## 第２節　実施内容

１　市の措置

（１）火災警戒区域

消防局長又は消防署長、その代行として警察署長は、災害現場においてガス、火薬、危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、火災が発生した場合、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき、漏洩量及び気象状況等の変化による危険範囲の変動を十分に考慮し、定期的に可燃性ガス濃度等危険性の測定を実施して、測定結果に基づき火災警戒区域の設定を行う。

なお、区域設定に際しては、安全を考慮し広めに設定するものとする。

（２）消防警戒区域

消防職員又は消防団員は、災害現場において消防隊等が災害活動を行う上で必要な区域として、消防警戒区域を設定する。

２　県警察（関係警察署）の措置

警察官は、市長等から要請があったとき、この要請に基づき、地域住民の安全と関係機関の救助活動等応急措置の円滑を図るための警戒区域を設定する。なお、消防職員が現場にいないときは、必要に応じて同警戒区域を設定するものとする。

３　第三管区海上保安本部（横浜海上保安部）の措置

横浜海上保安部は、災害の発生又は発生するおそれがある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域として設定し、船舶の航行制限など必要な措置を行う。

４　神奈川県（薬務課、消防保安課、環境農政局）の措置

警戒区域の設定にあたって、県薬務課、消防保安課、環境農政局は、必要な助言、指導を行い警戒範囲の決定の補佐を行うものとする。

# 第９章　緊急輸送対策【危機管理本部、建設緑政局、港湾局、川崎区、消防局、神奈川県警察、第三管区海上保安部】

## 第１節　緊急輸送道路等の確保【危機管理本部、建設緑政局、港湾局、川崎区、消防局】

１　緊急輸送道路等の確保

関係局長及び区長は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧体制を確保し、輸送機能の確保を図る。

（１）建設緑政局・港湾局・川崎区

災害発生後関係局等は、直ちに初期活動を開始し、避難路並びに緊急車両及び災害応急車両等の通行確保のため、次の応急対策を実施する。

ア　初動体制の確立

関係局区等は初動体制の確立のために、平素から応急用資機材を整備する。

また、市災害対策本部事務局は必要に応じて協定締結事業者（川崎建設業協会、神奈川建設重機協同組合、神奈川県測量設計業協会川崎支部及び社団法人日本埋立浚渫協会関東支部）に対して応援要請を行う。

イ　交通規制の措置

道路管理者は、道路の破損、欠壊、その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合においては、区間を定めて、道路の通行禁止、又は制限を行う。なお、警察官の到着後は、警察官の指示に従い措置を講ずる。

ウ　応急措置

災害により道路が破損した場合は、占用物件の存否を確認し、緊急活動に著しい影響を及ぼすので、地割れ、陥没等に対し、区本部と協議のうえ、速やかに応急復旧措置を実施する。また、災害により発生した災害廃棄物が避難・輸送活動等に著しい影響を及ぼす場合は、川崎市災害対策本部事務局を通じて、協定締結事業者（川崎建設業協会、神奈川建設重機協同組合、神奈川県測量設計業協会川崎支部及び社団法人日本埋立浚渫協会関東支部）に協力を要請し、必要な人員や資機材等を調達し、解体撤去等を実施する。

（２）港湾局

ア　在港船舶の避難

港湾局長は、京浜港長と調整のうえ、代理店との調整及び国際ＶＨＦ無線により在港船舶との連絡を行った後、避難船舶の運航調整、水先人等への情報提供を行い、適切に避難させる。

イ　海上交通規制

港湾局長は、本市所有船舶を出動させ、海上の状況の調査・把握を行うとともに、港内の安全確保のため、必要に応じて京浜港長に対して所要の航行規制を要請する。

ウ　海上障害物の除去

海上に障害物が漂流した場合、港湾局長は本市所有船舶のほか、公益社団法人川崎清港会に協力を求めるほか、「災害時の緊急対策業務に関する協定」（社団法人日本埋立浚渫協会関東支部）に基づく協力を要請する。

また、必要に応じて、関東地方整備局京浜港湾事務所にも協力を求める。

2　海上輸送による緊急物資の受入及び輸送体制

（1）海上物資集積場所の確保

港湾局長は、緊急物資を速やかに受け入れるため、周辺状況を調査・把握するとともに、必要に応じて、「災害時における救援活動に関する協定」（川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部）や、「災害時の緊急対策業務に関する協定」（社団法人日本埋立浚渫協会関東支部）に基づき、協力を要請する。

また、受入に当たっては、岸壁や荷さばき地等の被害状況、航路の安全状況等を確認し、速やかに受け入れ岸壁を決定するとともに、背後の荷さばき地、一時保管のための上屋などを確保する。

なお、一時保管施設の確保として、「災害時における緊急措置の支援に関する協定」（神奈川倉庫協会）に基づく要請も併せて検討する。

（2）救援船の受入れ

港湾局長は、救援船の入港に当たっては、接岸岸壁を指定するとともに、水先人、タグボート等関係機関との調整を図る。

また、国際ＶＨＦ無線又は本市所有船舶からの情報により到着を確認し、救援船の安全な接岸を確保する。

（3）救援物資の受入

港湾局長は、受入れ場所を決定した後、「災害時における救援活動に関する協定」（川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部）や、「災害時の緊急対策業務に関する協定」（社団法人日本埋立浚渫協会関東支部）に基づき、荷役作業及び輸送に必要な人員、資機材の提供を要請する。

なお、これらの手段によるいとまがないとき又はこれらの手段によっても不足が生じる場合は、横浜海上保安部、関東地方整備局に対して船舶による輸送協力を要請する。

（4）東扇島基幹的広域防災拠点の活用

東扇島基幹的広域防災拠点である、東扇島東公園及び東扇島９号岸壁については、首都直下地震等、国土交通大臣が広域災害応急対策の実施のため必要があると認めた場合は、港湾法第 55 条の３の２第１項の規定に基づき「広域災害応急対策適用状況」となり、国が直接管理することとなる。

その際は、「川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書」に基づいて、市は国に対して必要な協力を行うとともに、市は、国が管理する港湾広域防災施設を使用する必要が生じたときは、国に使用の申し入れを行う。

3　海上輸送による要避難者等の緊急輸送体制

（1）要避難者の把握

危機管理本部は、臨海部に孤立し、避難を必要とする市民及び就業者等の把握のため、消防局等関係局及び県、企業、共同防災組織等との情報連絡体制を整備し、要避難者の把握に努めるものとする。

（2）輸送船舶着岸施設の確保

港湾局長は、要避難者の搬送を行うため、船舶着岸施設となりうる施設の周辺状況を調査・把握するとともに、必要に応じて、「災害時における救援活動に関する協定」（川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部）や、「災害時の緊急対策業務に関する協定」（社団法人日本埋立浚渫協会関東支部）に基づき、協力を要請する。

（3）輸送船舶の確保

港湾局長は、要避難者の搬送を行うための船舶確保のため、所有の巡視艇の使用について検討を行うほか、九都県市や、第三管区海上保安本部、海上自衛隊等に船舶の出動を依頼するほか、「災害時

の緊急対策業務に関する協定」（社団法人日本埋立浚渫協会関東支部）に基づき、船舶の出動の協力を要請する。

（4）救援船の受入れ

港湾局長は、救援船の入港に当たっては、接岸岸壁を指定するとともに、水先人、タグボート等関係機関との調整を図る。

また、国際ＶＨＦ無線又は本市所有船舶からの情報により到着を確認し、救援船の安全な接岸を確保する。

（5）避難誘導

危機管理本部は、要避難者の避難誘導にあたっては、避難ルートを示すとともに、川崎区役所、港湾局のほか、共同防災組織に対して、避難誘導要員の確保を依頼する。また、必要に応じて神奈川県警に対しても協力を依頼する。

4　ヘリコプター臨時離着陸場の確保

危機管理監は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、消防局長と協議、調整し、臨時離着陸場一覧表より、適切なヘリコプター臨時離着陸場を確保するものとする。

5　海上自衛隊横須賀地方総監部の支援要請

市長は、海上自衛隊横須賀地方総監部に対し、所有艦艇による支援を依頼する。

6　広域共同防災組織の設置

広域共同防災組織はその構成事業所又は市から大容量泡放射砲の出動の要請を受けたときは、直ちに大容量泡放射砲等の輸送に必要な車両を調達し、予め定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。

7　その他の関係機関及び特定事業所の措置

防災関係機関及び特定事業所は、緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、緊急輸送の実施及び輸送力の確保に関し、必要な措置を講ずる。

8　応援協力関係

輸送力に不足が生じた場合は、県と協力し、防災関係機関及び事業所等に対し、応援を要請するものとする。

川崎市地域防災計画　資料編

（災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会））

（災害時における川崎市建設緑政局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務等の協力に関する協定書（神奈川県測量設計業協会川崎支部））

## 第２節　交通規制【神奈川県警察、第三管区海上保安部、危機管理本部、建設緑政局、港湾局】

１　道路交通規制の実施

県警察では、災害応急対策の円滑な実施を図るため、県内での発生が想定されている地震に対応すべき路線を緊急交通路指定想定路５９路線（内川崎市内１４路線）の中からあらかじめ指定しておくとともに、特定震度等に基づく区域における交通規制の基準を定めておくことにより、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づく交通規制を迅速に行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努める。指定された緊急交通路では緊急通行車両や規制除外車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることになる。

（１）大規模地震発生時における交通規制計画（本市に係る部分に限る）

ア　想定地震に基づく交通規制計画（路線規制）

被災地域方向に通じる緊急交通路の指定想定路（高速道路、自動車専用道路等）の中から、県の地域防災計画において想定されている地震について、あらかじめ被災地域を基に下記のとおり４つに分類し、それぞれに緊急交通路を指定する。

（ア）神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震

東名高速道路県内全線及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、県警交通部長が必要と認めた道路の区間

（イ）大正型関東地震

東名高速道路県内全線、首都高速道路県内全線、東京湾アクアライン全線（国道 409 号）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、県警交通部長が必要と認めた道路の区間

（ウ）三浦半島断層群の地震

東名高速道路県内全線、首都高速道路県内全線、東京湾アクアライン全線（国道 409 号）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、県警交通部長が必要と認めた道路の区間

（エ）都心南部直下地震

東名高速道路県内全線、首都高速道路県内全線、東京湾アクアライン全線（国道 409 号）、国道 246 号（都県境から新石川交差点までの間の上下線）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、県警交通部長が必要と認めた道路の区間

イ　特定震度等に基づく交通規制計画（面規制）

特定の震度に基づく交通を規制する区域及び津波浸水区域について、下記のとおりあらかじめ交通規制（面規制）を実施することを定めておき、被災区域から区域外に進行する車両を流出させ、区域内へ進行しようとする、又は区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する。

（ア）震度６強以上が観測された区域

（イ）その他甚大な被害が確認された区域で、県警交通部長が必要と認めた道路の区域

（ウ）津波浸水区域

大津波警報が発表された場合、又は津波警報が発表され、県警交通部長が必要と認めた場合において、避難するためやむを得ない場合を除き、本市が策定した津波浸水区域において、緊急通行車両や規制除外車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

（２）　交通情報の伝達等

ア　交通情報の収集

被災地の交通混乱防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官や関係機関等からの情報に加え、航空機、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ　交通情報の相互活用

災害時における県警察の交通情報は、県警察災害警備本部と交通管制センターに集約し、その情報交換については、県災害対策本部等との間に設定した専用電話をもって相互に連絡し災害応急対策に資する。

ウ　交通情報の広報

交通規制の内容を運転者、地域住民及び就業者等に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。

２　海上交通規制の実施

第三管区海上保安本部は、船舶の火災、危険物の流出等により海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、警戒海域を設定し、当該海域への進入、航行の制限若しくは禁止を行う。

川崎市地域防災計画　資料編

（緊急交通路指定想定路・緊急輸送道路一覧表）

# 第１０章　災害救助法の適用【危機管理本部総務企画局】

## 第１節　災害救助法に基づく救助の実施等

１　救助実施市としての救助の実施等

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

市は、災害救助法第２条の２に基づく救助実施市（平成 31 年４月１日指定）として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助を行う。

２　災害救助法の適用

市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。

（参考）これまでの適用事例（救助実施市に指定されて以降に限る。）

| 年月日 | 種別 | 適用時期・場所 | 適用基準 |
|---|---|---|---|
| 令和元年 10 月 12 日～13 日 | 風水害<br>（令和元年東日本台風） | 令和元年 10 月 12 日 23 時・全区 | ４号 |

## 第２節　災害救助法の適用基準

災害救助法第２条に基づく本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

１　住家等への被害が生じた場合

（１）ア　市内において、150 世帯以上の住家が滅失したこと。

イ　市内の区のいずれかにおいて、100 世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみに適用する。

（２）上記の（１）に達しないが、神奈川県下において、2,500 世帯以上が滅失し、かつ、市内において 75 世帯以上又は市内の区のいずれかにおいて、50 世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。

（３）神奈川県下において、12,000 世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内の各区における被害世帯数が多数であること。

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

２　生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

３　災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある場合において、内閣府に災害対策本部が設置され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき。

## 第３節　被害程度の認定基準

１　滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもってそれぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

なお、全壊（焼）、流失世帯は滅失世帯とする。

（１）全壊（焼）、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの。

（２）半壊（焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもの。

（３）床上浸水

前記（１）、（２）に該当しない場合であって、浸水が床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

２　世帯及び住家の単位

（１）世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

（２）住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

## 第４節 大規模な災害における神奈川県等との連携等

市は、市域及び市域以外の市町村の区域に渡る大規模な災害が発生した場合は、市の備蓄や市独自の協定等を活用した迅速な救助を行うとともに、神奈川県が定める資源配分計画に基づく連絡調整のもと、神奈川県及び他の救助実施市と連携しながら、円滑かつ迅速に救助を行う。

## 第５節 救助の内容

１　救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等

（１）救助の種類

① 避難所、応急仮設住宅の供与

② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

④ 医療及び助産

⑤ 被災者の救出
⑥ 被災した住宅の応急修理
⑦ 学用品の給与
⑧ 埋葬
⑨ 死体の捜索
⑩ 死体の処理
⑪ 障害物の除去

（2）救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間、弁償並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、川崎市告示に定める基準による。

ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。

２　応急救助の実施方法

救助の具体的な実施方法は、本市地域防災計画に準拠するものとする。

## 第６節 従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等

市長は、真に必要やむを得ないと認めるときは、災害救助法の規定に基づき、医師等の特定の者を救助に関する業務に従事させ、若しくは被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させ、又は特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の保管を命じ、若しくは物資を収容し、必要な人員、物資、施設の確保に努め、救助を実施する。

川崎市地域防災計画　資料編
（災害救助基準）

# 第１１章　生活関連施設の応急復旧活動【上下水道局、関係局】

震災により公共施設等が被害を受けた場合、その施設管理者は、消火、救助・救急、物資輸送等の応急活動及び市民生活への支障を最小限にするため、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

## 第１節　上・工・下水道施設

１　上水道施設

災害が発生した場合、水道施設の機能を維持するため、迅速かつ的確な応急対策を次により実施するものとする。

（１）応急対策

被害調査の結果、配水機能が維持されている場合は、水道の漏水等に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間に復旧するものとする。

ア　人員の配置

災害発生と同時に動員を行い、災害の規模、場所等を確認し、状況に応じた人員の配置を行う。

イ　通信連絡

有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡にＭＣＡ無線設備を使用し、情報の収集、伝達を行うものとする。

ウ　被害調査

災害発生と同時に、以下の順位で水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を決定するものとする。

（ア）配水本管及び主要配水支管

（イ）配水支管、給水装置

エ　応急復旧

（ア）配水施設

被害調査により、通水可能な管路を確認し、各浄水場の状況、配水池容量等を考慮しながら送・配水管路網の弁類を操作して配水系統の変更を行い、円滑な配・給水に当たると同時に、被害施設の復旧は、各配水池及び給水拠点までの管路を最優先とし、避難所、病院等重要施設への配水管等その重要度に従い応急復旧を行うものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのない範囲の漏水は、副次的なものとして、逐次復旧していくものとする。

（イ）給水装置

給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水に支障を及ぼすもの、道路上の漏水で二次災害の発生するおそれのあるもの等、その重要度に従い応急復旧を行う。

（２）復旧用機器及び資材

応急復旧作業用機器等は日頃から整備を図るものとし、応急復旧工事に必要となる復旧資材は、「水道事業及び工業用水道事業における災害復旧用資材備蓄計画」に基づき、被害想定からの備蓄数量を保管する。

（３）応援要請

被害状況、応急復旧工事の進捗状況等により、本市のみでの対応が困難な場合は、日本水道協会、

19 大都市水道局災害相互応援等を有効的に活用し、他都市等への応援を要請する。

2　工業用水道施設

災害が発生した場合、工業用水道施設の機能を維持するため、迅速かつ的確な応急対策を次により実施するものとする。

（1）応急対策

被害調査の結果、配水機能が維持されている場合は、工業用水道の漏水等に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間に復旧するものとする。

ア　人員の配置

災害発生と同時に動員を行い、災害の規模、場所等を確認し、状況に応じた人員の配置を行う。

イ　通信連絡

有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡にＭＣＡ無線設備を使用し、情報の収集、伝達を行うものとする。

ウ　被害調査

災害発生と同時に、次の順位で工業用水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を決定するものとする。

（ア）配水本管及び主要配水支管

（イ）配水支管、給水装置

エ　応急復旧

（ア）配水施設

被害調査により、通水可能な管路を確認し、各浄水場の状況、調整池容量等を考慮しながら送・配水管路網の弁類を操作して配水系統の変更を行い、円滑な配・給水にあたるものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのない範囲の漏水は、副次的なものとして、逐次復旧していくものとする。

（イ）給水装置

給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水に支障を及ぼすもの、道路上の漏水で二次災害の発生するおそれのあるもの等、その重要度に従い応急復旧を行う。

（2）復旧用機器及び資材

応急復旧作業用機器等は日頃から整備を図るものとし、応急復旧工事に必要となる復旧資材は、「水道事業及び工業用水道事業における災害復旧用資材備蓄計画」に基づき、被害想定からの備蓄数量を保管する。

（3）応援要請

被害状況、応急復旧工事の進捗状況等により、本市のみでの対応が困難な場合は、日本工業用水協会、関東地域における工業用水道災害相互応援等を有効的に活用し、他都市等への応援を要請する。

3　下水道施設

下水道施設の被害が発生した場合、迅速かつ的確な応急対策により、下水の排除や汚水の処理などの下水道機能を早期に復旧するものとする。

（1）初動体制

ア　情報の収集

正確な情報収集により、施設の災害規模、周辺状況を認識する。また、局内における情報拠点と、連絡の混乱を避けるための連絡網を確保する。

イ　被害調査及び報告

施設内の被災状況の全容を、緊急点検により的確に把握し、当該関連施設の被災状況を相互に確認するとともに災害対策本部長に報告し、的確な施設への応急処置の対応を図る。

ウ　応急処置

施設、設備の被災状況調査結果により、施設内安全対策と施設維持、設備運転可能な範囲において機能回復処置を施す。

（2）応急処置及び復旧資機材の確保

各施設との連携内容を考慮した、応急処置及び復旧に必要な資機材リストを備え、指定置場に常時一定量を確保する。

（3）関連・関係団体との連携

応急復旧で必要となる資機材、要員等については、川崎建設業協会、排水設備業者、機器メーカー、資機材納入業者等の関連、関係団体等との協力を得て作業に当たる。

川崎市地域防災計画　資料編

(災害時応急給水拠点一覧表＜川崎区＞)

(19大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目)

(東京都との緊急応援に関する業務協定)

(東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書・管理運用協定・確認書)

(横浜市との緊急応援に関する業務協定)

(川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項)

(公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書)

(公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定・実施要領)

(関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書・実施細則)

(神奈川県内広域水道企業団と川崎市水道局との災害時における応急給水の実施に関する協定書)

(災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定・覚書)

(下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール)

(関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール)

(災害時における下水道管きょの応急復旧対策の協力に関する協定（川崎市環境整備事業協同組合）)

## 第２節　その他の施設

施設管理者は、迅速かつ的確な応急対策を実施するために、原則として川崎市地域防災計画を準用し、必要な措置を講じる。

# 第１２章　放射性物質等災害対策【危機管理本部、環境局、健康福祉局、川崎区】

本章では、以下の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

１　核燃料物質を保有する事業所における災害
２　核燃料物質の事業所外運搬中の事故による災害
３　広域的放射能汚染災害
４　放射性廃棄物を保有する事業所における災害

## 第１節　対象となる施設

１　原子力災害対策特別措置法の適用されている施設

| 事　業　所　名 | | 所 在 地 | 熱出力等 | 現況 |
|---|---|---|---|---|
| 東芝エネルギーシステムズ株式会社<br>原子力技術研究所※ | ＮＣＡ | 川崎区浮島町 | 200W | 廃止措置中 |
| | Ｎ２８－２ | | 核燃料物質使用施設 | |

※　石油コンビナート等特別防災区域に立地する施設

２　原子力災害対策特別措置法の適用から除外されている施設

| 事　業　所　名 | 所 在 地 | 現　況 |
|---|---|---|
| 東芝エネルギーシステムズ株式会社<br>研究炉管理センター | 川崎区浮島町 | 廃止措置中 |

(参考)

| 事　業　所　名 | 所 在 地 | 現　況 |
|---|---|---|
| 株式会社日立製作所王禅寺センタ<br>（ＨＴＲ） | 麻生区王禅寺 | 廃止措置中 |
| 東京都市大学（旧武蔵工業大学）<br>原子力研究所 | 麻生区王禅寺 | 廃止措置中 |

## 第２節　放射性物質等の災害対応

この章で規定すべき、「計画の基礎とするべき災害の想定」、「災害予防対策」、「災害応急対策」、「屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動」、「災害時の市民等への指示広報」、「災害復旧対策」については、地域防災計画（都市災害対策編）に準拠し、対応するものとする。

# 第５部　復旧・復興対策

## 第１章　民生安定のための緊急措置【経済労働局、区、関係局】

災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。このため、防災関係機関等と協力し混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。

なお、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

### 第１節　相談窓口の開設【関係局、区】

市は、必要に応じて、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施する。

１　被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努める。

２　被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市関係局と緊密な連携を図る。

３　相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談体制の確立を図る。

４　関係局区長は、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等の取りまとめを行う。

### 第２節　資金の貸付【経済労働局金融課】

火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。

(1) 災害対策資金

ア　融資対象者

(ｱ) 火災、風水害等の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等

(ｲ) 中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の認定を受けた中小企業者等

イ　融資条件

(ｱ) 融資限度額　8,000 万円

(ｲ) 金利　年 1.7%以内

(ｳ) 返済期間　運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間１年以内を含む）

(ｴ) 返済方法　割賦返済

(ｵ) 信用保証　川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が概ね半額補助）

(2) 激甚災害対策資金

ア　融資対象者

国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等

イ　融資条件

(ｱ) 融資限度額　2 億 8,000 万円

(ｲ) 金利　年 1.7%以内

(ｳ) 返済期間　運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間１年以内を含む）

(ｴ) 返済方法　割賦返済

(ｵ) 信用保証　川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が半額補助）

## 第２章　公共施設の災害復旧【関係局】

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。

実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行うものとする。

### 第１節　事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費に関する知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

主な災害復旧事業

| 事項・内容 | 根拠法律等 | 関係省庁 |
|---|---|---|
| (1) 公共土木施設災害復旧事業<br>河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、<br>地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、<br>道路、港湾、漁港、下水道、公園 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 | 国土交通省<br>農林水産省 |
| (2) 農林水産業施設等災害復旧事業<br>農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 | 農林水産省 |
| (3) 文教施設等災害復旧事業<br>○ 公立学校施設災害復旧事業<br>○ その他（国立学校、文化財） | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 | 文部科学省 |
| (4) 厚生施設等災害復旧事業<br>○ 社会福祉施設等災害復旧事業<br>生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等<br>○ 環境衛生施設等災害復旧事業<br>○ 医療施設災害復旧事業<br>○ その他（水道施設、感染症指定医療機関） | <br>生活保護法<br>児童福祉法<br>老人福祉法<br>障害者自立支援法 | 厚生労働省 |
| (5) その他の施設に係る災害復旧事業<br>○ 都市施設災害復旧事業<br>（街路、都市排水施設等）<br>○ 公営住宅災害復旧事業<br>○ 空港災害復旧事業<br>○ 鉄道災害復旧事業 | <br><br><br>公営住宅法<br>空港整備法<br>鉄道軌道整備法 | 国土交通省 |

## 第２節　激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和 37 年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律 150 号、以下「激甚法」という。）」が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

市域に大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定めるものとする。

１　激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

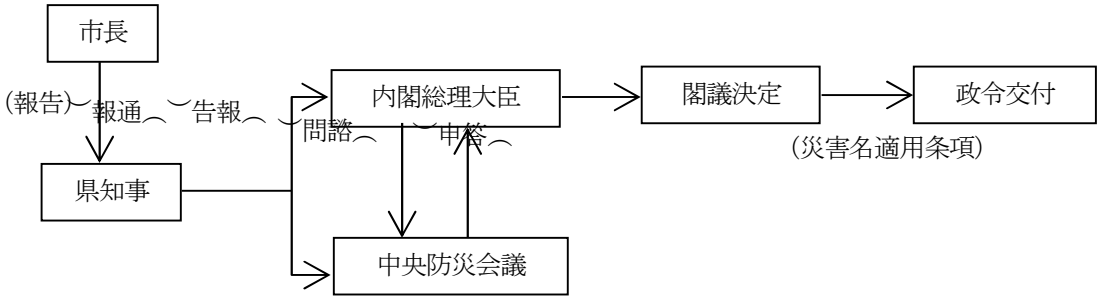


２　調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するものとする。

３　特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、特別財政援助額の交付に関わる調書等をすみやかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

## 第３節　激甚法に定める財政援助等

激甚法により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| １　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 | (1) 公共土木施設災害復旧事業<br>(2) 公共土木施設災害関連事業<br>(3) 公立学校施設災害復旧事業<br>(4) 公営住宅又は共同施設事業<br>(5) 生活保護施設災害復旧事業<br>(6) 児童福祉施設災害復旧事業<br>(7) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業<br>(8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業<br>(9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス施設災害復旧事業<br>(10) 婦人保護施設災害復旧事業<br>(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業<br>(12) 感染症予防事業<br>(13) 堆積土砂排除事業<br>（公共的施設区域内・公共的施設区域外）<br>(14) 湛水排除事業 | 法第３条関係<br>法第３条関係<br>法第３条関係<br>法第３条関係<br>法第３条関係<br>法第３条関係<br>法第３条関係<br><br>法第３条関係<br>法第３条関係<br><br>法第３条関係<br>法第３条、第 19 条関係<br>法第３条、第 19 条関係<br>法第３条、第９条関係<br><br>法第３条、第 10 条関係 |
| ２　農林水産業に関する特別の助成 | (1) 農地等の災害復旧事業<br>(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業<br>(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業<br>(4) 天災による被害農林漁業者等に対する賃金の融資に関する暫定措置の特例<br>(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業<br>(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業<br>(7) 共同利用小型漁船の建造<br>(8) 森林災害復旧事業 | 法第５条関係<br>法第５条、第６条関係<br>法第７条関係<br>法第８条関係<br><br>法第９条関係<br>法第 10 条関係<br>法第 11 条関係<br>法第 11 条の 2 関係 |
| ３　中小企業に関する特別の助成 | (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例<br>(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例<br>(3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業 | 法第 12 条関係<br>法第 13 条関係<br><br>法第 14 条関係 |

| | | |
|---|---|---|
| 4　その他の特別の財政援助及び助成 | (1) 公立社会教育施設災害復旧事業<br>(2) 私立学校施設災害復旧事業<br>(3) 市町村が施行する感染症予防事業<br>(4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例<br>(5) 水防資材費の補助の特例<br>(6) 罹災者公営住宅建設等事業<br>(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入<br>(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 | 法第 16 条関係<br>法第 17 条関係<br>法第 19 条関係<br>法第 20 条関係<br>法第 21 条関係<br>法第 22 条関係<br>法第 24 条関係<br><br>法第 25 条関係 |

## 第３章　復興体制【総務企画局、危機管理本部、臨海部国際戦略本部、まちづくり局、川崎区、関係局】

市長は、市が震災により重大な被害を受けた場合において、まちの復興並びに市民生活の再建及び安定に関する事業（以下「復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するため、市長を本部長とする川崎市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を被災状況により設置し、復興方針、復興計画等を策定することにより復興事業を推進する。

### 第１節　復興本部

復興本部の本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。また、本部員は、本部長が本市職員のうちから指名する者をもって充てる。

復興本部は、応急対策の実施状況を見計らって、おおむね発災後１週間後程度の時期を目途に設置する。

### 第２節　被害状況の把握とまちづくりの検討

復興本部は市災害対策本部と共同して、被害状況の早期把握に努めるとともに、復興事業の導入やまちづくりを導入すべき地域の検討を行う。

### 第３節　復興方針

復興本部は、できるだけ速やかに、災害に強く、地域特性を活かした復興後の都市のあるべき姿や、まちづくりの方向性等を示した「復興基本計画」策定に当たっての考え方を明らかにした「復興基本方針」を定め、これを公表し、復興計画の実施について、生活者の視点に立った多様な主体の意見を踏まえて市民等の合意形成に努め、市民・企業・行政の協働による復興体制を構築する。

### 第４節　復興計画

「復興基本方針」の策定後、６か月以内を目途に「復興基本計画」を策定するものとし、市民生活の早期の復興を図る。

「復興基本計画」には、都市復興計画、生活復興計画、産業復興計画、及びそれらの事業手法、財源、推進体制に関する事項を定める。また、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見を調整し、計画に反映されるよう必要な措置を講じるとともに、策定後は市民に広く公開し、情報共有を図りながら推進する。

【災害対策本部と復興本部の目的と対策の比較】

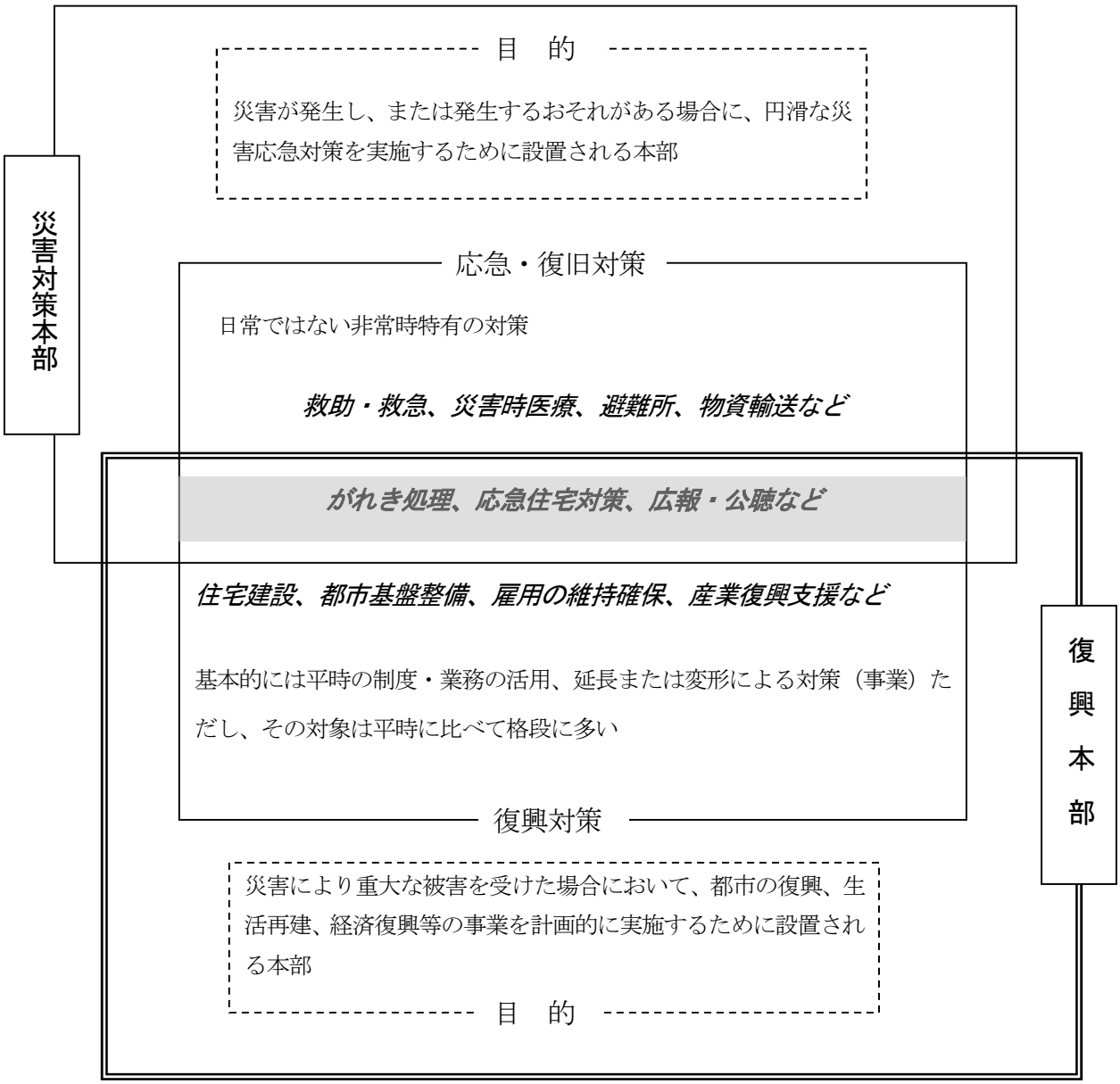


※網掛け部分は、災害応急・復旧対策と復興対策で共通している対策

【災害対策本部と復興本部の業務比重イメージ】

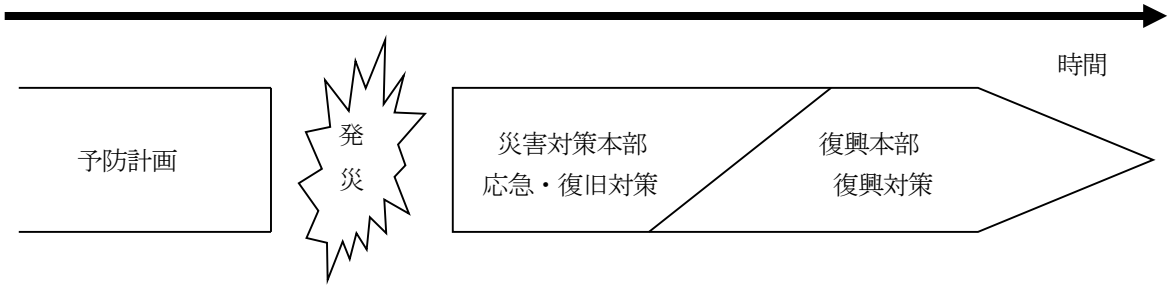

# 第６部　南海トラフ地震に係る対応

川崎市地域防災計画（震災対策編）第６部「南海トラフ地震に係る対応」及び、神奈川県石油コンビナート等防災計画第６編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」に基づく。

川崎市臨海部防災対策計画

発行・編集　川崎市総務企画局危機管理室

〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地

電話　０４４－２００－２８４２

発　　行　　平成２５年　４月

改　　定　　平成２９年１１月

令和　２年　３月

令和　７年　４月